

引継用

※役員が交替した場合には、
次の方へ必ず引き継ぎましょう。

地震対策資料
No238-2009

自主防災組織 活動マニュアル



初めての
リーダーの
ために

静岡県

目次

第1章 自主防災組織とは	1
1. 自主防災組織の必要性	2
2. 自主防災組織の役割	2
3. 自主防災組織とはどんな組織か	3
4. リーダーとして行うべきこと	4
リーダーの役割(1) 自主防災組織の現状把握	4
リーダーの役割(2) 地域の状況把握と防災地図の整備	7
リーダーの役割(3) 自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定	9
5. 自主防災組織で行う災害時要援護者支援	10
第2章 平常時の防災活動	11
1. 地域住民への防災知識の普及・啓発	12
(1) 自主防災活動への積極的な参加	13
(2) 家庭内対策の促進	14
2. 防災訓練の実施	20
(1) 防災訓練の目的	20
(2) 訓練の成果をあげるために	22
(3) 事故防止	25
(4) 防災訓練災害補償制度の適用について	25
(5) 各種訓練	25
3. 協働（コラボレーション）による自主防災組織の活性化	47
第3章 突然地震が発生した場合	49
1. 突然地震が発生した場合の時間的な経過と自主防災活動	50
2. 災害応急活動に関する情報の収集および伝達	51
3. 被災者の救出活動	51
4. 消火活動	52
5. 医療救護活動	53
6. 避難行動	54
7. 避難生活	55
第4章 東海地震注意情報が発表された場合・警戒宣言が発令された場合	57
1. 地震予知と警戒宣言	58
(1) 地震予知	58
(2) 東海地震観測情報・東海地震注意情報・東海地震予知情報	59
(3) 警戒宣言の発令	59
(4) 東海地震注意情報及び警戒宣言が発令されたときの社会状況	60
2. 東海地震注意情報発表時の対応	61
3. 警戒宣言発令時の対応	61
第5章 静岡県で想定されている地震	63
1. 東海地震	64
(1) 周期的に起こる大地震	64
(2) 東海地震の切迫性	65
(3) 東海地震が発生するしくみ	65
(4) 東海地震の被害想定	66
2. 神奈川県西部の地震	68
資料	69

はじめに

昭和 51 年 8 月、「東海地域で大地震が明日起こっても不思議ではない」という東海地震説が発表されて以来、静岡県では県、市町、県民が一体となって地震防災対策に取り組んでまいりました。

その間、地震対策事業による安全な地域づくりが着々と進められるとともに、各地域には自主防災組織が結成され、防災訓練の実施、防災資機材や組織台帳などの整備が行われてまいりました。

現在、県内の自主防災組織の結成率は、ほぼ 100 パーセントとなっていますが、地域による自主防災活動への取り組みの格差、防災訓練のマンネリ化、役員の高齢化等、様々な問題を抱えていることも実情です。

自主防災活動を活性化させるためには、行政による働きかけもさることながら、リーダーとなる方の熱意やリーダーシップによるところが非常に大きいと考えられます。

本冊子は、自主防災組織のリーダーとなられた方のために、その役割や自主防災組織の基本的な活動内容等について分かりやすくまとめたものです。地域における今後の自主防災活動をより一層充実させるための参考として活用いただきますようお願いいたします。

なお、本冊子は、2007 年版の自主防災組織活動マニュアルを基に、所要の追加をしたほか、一部内容を整理したものです。

平成 21 年 3 月

静岡県防災局

第1章

自主防災組織とは

この章では、自主防災活動の必要性やリーダーとしての考え方などについて説明していきます。自主防災組織とはどのような役割を担っているのか、理解を深めていただきたいと思います。



1

自主防災組織とは

1. 自主防災組織の必要性

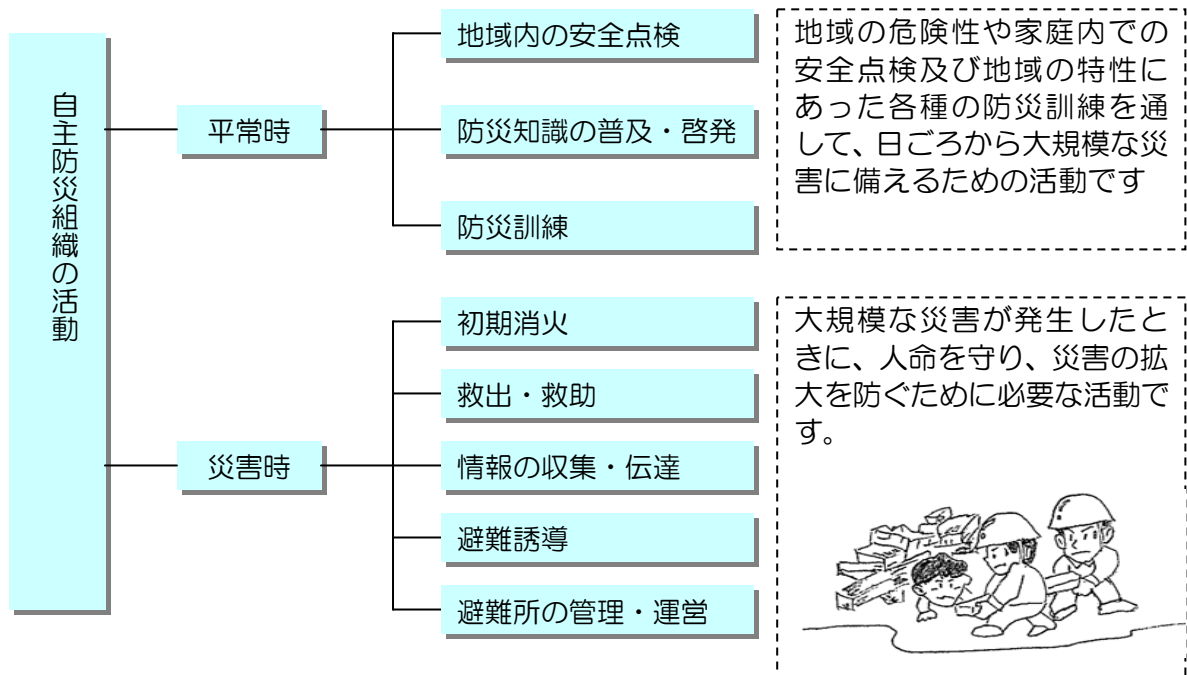
東海地震のような大地震から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、普段から十分な対策を講じておかななくてはなりません。しかし、ひとたび大地震が発生すると、災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合があります。このような時、毎日顔を合わせている隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要です。

災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。

事 例
平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」では、道路・鉄道・電気・ガス等都市基盤の崩壊や職員自身の被災から、発災直後は防災関係機関の活動が十分に機能しませんでした。その一方で、隣近所の多くの人々が協力し合い、救助活動に参加して尊い命を守った事例や、初期消火を行い延焼を防止した事例などが報告されています。

2. 自主防災組織の役割

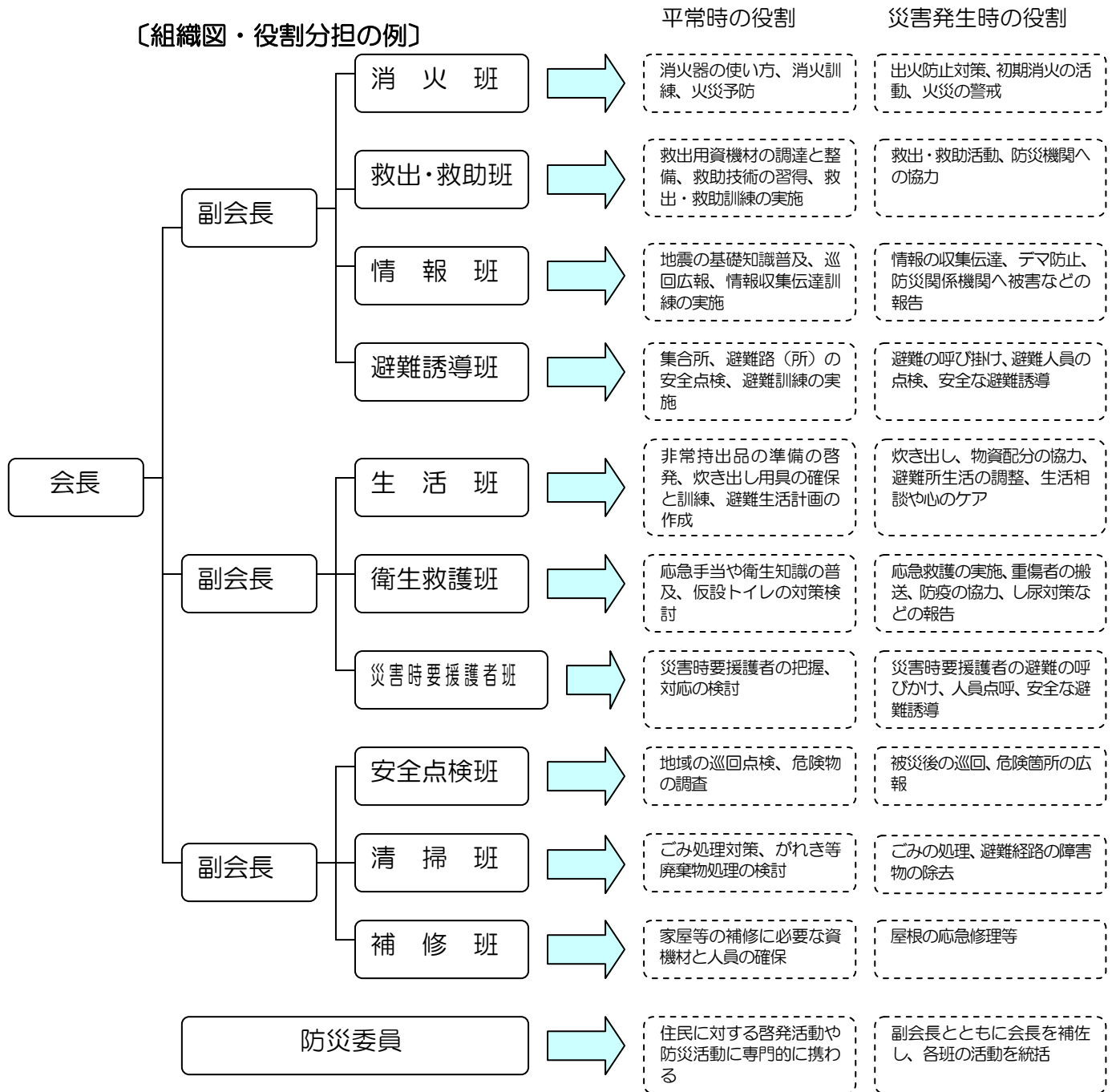
自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など地震被害に対する備えを行い、また、実際に地震が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。



3.自主防災組織とはどんな組織か

自主防災組織は、基本的に会長・副会長・防災委員を中心とした組織体制であり、概ね下の図のような役割別の班構成となっています。訓練を通じて必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じた適切な組織体制をつくりましょう。

災害時には、臨機応変に弾力的な運用や指揮命令ができるよう対策を考えておきましょう。



班編成にあたり一・人口、世帯数など各地域の実情に応じた班編成を検討してください。
 ・昼間に災害が発生した場合と夜間に発生した場合との班編成人員をシミュレーションしてください。

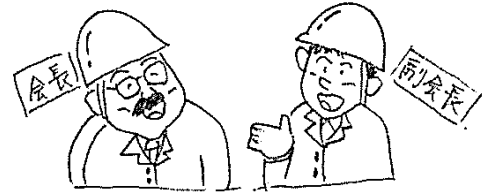
1

自主防災組織とは

4. リーダーとして行うべきこと

自主防災組織のリーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、地域の安全点検、住民に対する防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や自力で避難することが困難な災害時要援護者の把握、防災訓練の指導などを行い、日ごろから住民の防災意識を高めることに努めます。また、災害発生時には、自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められます。

平成7年の阪神・淡路大震災においては、ひとりの指導者が住民を適切に指導し消火活動を行った結果、延焼をくい止めた例が報告されていることから、リーダーの役割は非常に重要なものといえます。



リーダーの役割(1) 自主防災組織の現状把握

ア 各種台帳の点検・整備

自主防災組織に最低限必要な台帳は、自主防災組織台帳、世帯台帳、人材台帳、災害時要援護者台帳です。これらの台帳は、「組織内にどのような人がいるのか」「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」「特に支援を必要とする人はどこに何人いるのか」などを把握するために重要な台帳となります。

リーダーは常にこうした台帳を更新して「だれが、どこに」いるかを的確に認識しておく必要があります。さらに、地域内の団体等（事業所・各種ボランティア団体・女性の会・消防団・青年団・学校・福祉団体等）についても把握し、連携することにより、より組織的な活動ができることとなります。

ただし、これらの台帳についてはプライバシーに関わる事項もありますので、保管の方法については十分注意してください。

① 自主防災組織台帳（P. 74 参照）

組織の世帯数、役員、防災訓練、研修会、講演会等の活動の状況や危険箇所、避難地及び装備品など自主防災組織の概要を年次ごとに記録しておくものです。年次ごとに人数や資機材などを点検の上、見直しが必要で、特に会長の引き継ぎ時には必ず次の会長に理解してもらうことが必要です。

② 世帯台帳（P. 77 参照）

各世帯ごとに、構成員の属性や居場所について記入する台帳です。この台帳は避難地や避難所での世帯人員の確認やケガをした場合の血液型の確認などに活用します。ただし、プライバシーに係ると考えられる項目については書かなくてもよいこととするなどの配慮が必要です。

③ 人材台帳（P. 78 参照）

災害時の応急救護や救出救助に活用できる資格・技能を持った人材をまとめておく台帳です。

④ 災害時要援護者台帳（P. 79 参照）

自主防災組織内で介護が必要な人など、地域に在住する災害時要援護者を把握するための台帳で、事前に避難誘導の担当を決めたり避難地や避難所での対応を考える上でも重要な台帳です。この台帳の作成にあたっては、地区の民生・児童委員の協力も必要となります。また、プライバシーの確保については十分注意するようにしてください。

災害時要援護者とは……必要な情報を迅速かつ適確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的には高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などです。

イ 防災資機材の点検・整備

自主防災組織に必要とされる防災資機材は概ね下表に示すものとなっています。これはあくまでも目安ですので、地域の実情（津波や山・がけ崩れの危険予想地域か延焼火災の危険予想地域か、世帯数はどれくらいか等）に応じて何がどれくらい必要なのかを検討してください。

次に、自分の地域に何かあるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば整備するようにしましょう。市町によっては、防災資機材の購入に際し補助制度を設けているところもありますので市町防災担当課に相談してください。

なお、いくら防災資機材が揃っていても、いざというときに使えないのでは意味がありません。日ごろから、点検と取り扱い方法の習熟に努めるようにしてください。

自主防災組織の装備基準の参考例 300世帯の場合の目安

区分	品名	数量
情報伝達用 資器材	電池メガホン	3
	簡易無線機	1
初期消火用 資機材	街頭用消火器	10
	街頭用格納庫	10
	バケツ	30
	砂袋	200
	D級可搬ポンプ又は C級可搬ポンプ	2
	ホース乾燥施設	1
	救助用資機材	
	バール	5
	丸太	5
	折畳梯子	3
	のこぎり	5
	掛矢	3
	斧	3
	スコップ	10
	つるはし	10
	鍬	10
	もっこ	10
	石み	10
	なた	5
	ペンチ	5
	鉄線はさみ	5
	大ハンマー	3
	片手ハンマー	5
	一輪車	2
	ロープ	2
	ゴムボート	1
	リヤカー	1
	ジャッキ	3
	チェンソー	3
救急用資機材	担架	3
	救急セット	10

区分	品名	数量
避難生活用 資機材	強力ライト	6
	標旗・腕章	6
	ロープ	1
	発動発電機	1
	釜（かまど付） 又は移動式炊飯機	3
	鍋	6
	受水槽（1トン）	1
	ろ水機（2トン/h）	1
	テント	
	ビニールシート	100
	井戸	
	燃料	
	仮設トイレ	
	非常用排便収納袋	
	防災用毛布	
	防災倉庫	1
	非常用食料	



一点検を怠らない

- ① 点検の日を定め、定期的、計画的に、施設、設備、資機材を点検する。
- ② 点検要領を定め、誰でも適正に必要な点検ができるようにする。
- ③ 点検は一部の人にまかせず、全員が交代でやる。

点検のポイント

- 有効期間の短いもの 電池メガホン、照明具、消火器、救急セット（早めに定期的にとりかえる）
- 有効期間の長いもの バケツ、砂袋、避難用具、救出用具（古くなると使い物にならなくなる）
- 機械類 ポンプ、発電機、ろ水機など（ていねいに手入れをする）

ウ 避難生活計画書の点検・整備

大地震発生時には多くの避難者が発生し大混乱となることが予測されます。避難生活を秩序よく運営するためには、あらかじめ避難生活計画書を作成しておく必要があります。

避難生活は複数の自主防災組織が集まって運営されるため、同じ避難地や避難所に避難する組織同士でよく話し合い、協力して避難生活計画書の作成を行うようにしてください。

避難生活計画書の作成

避難生活計画書は、避難地や避難所においてその運営をする際に必要となるものです。各様式は基本的なモデルとして示したものであり、各自主防災組織は、この様式を参照のうえ、必要に応じ各地域の実情に即した様式としてください。
すでに避難生活計画書を作成している自主防災組織は、必ずしもこの様式にする必要はありません。
また、これ以外に地域の実情により必要となる情報については、各組織が検討し様式の追加などを検討してください。

(1) 組織の状況

役員の名、連絡先や世帯数、人口など組織内の状況をまとめておきましょう。また、組織の状況については、避難地や避難所を共用する他の自主防災組織と情報共有をしましょう。

役職	氏名	住所	電話	備考
会長	〇〇 〇〇	〇〇町〇〇	×××-××××	携帯電話、勤務先など
副会長				
防災委員				
総務				1組

世帯数	世帯数					合計	危険予知地区	世帯数	人口	合計
	1組	2組	3組	4組	5組					
危険予知地区	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	204	46	250		
避難所(世帯)						775	175	950		
人口(人)						30	8	38		
避難生活(世帯)	44	40	30	40	50	46	46			
人口(人)	178	150	100	145	202	175	175			
避難生活(世帯)	7	8	3	8	8	8	8			
人口(人)	0	0	3	0	7	0	0			

(2) 防災倉庫の備蓄状況

組織内の防災倉庫で備蓄している防災資機材などの状況をまとめておきましょう。また、備蓄状況については、避難地や避難所を共用する他の自主防災組織や施設管理者と情報共有をしましょう。

番号	防災倉庫の所在地	品の管理番号	住所	電話
1	〇〇公民館	〇〇 〇〇	〇〇町〇〇	×××-××××
2	〇〇公民館敷地内	〇〇 〇〇	〇〇町〇〇	×××-××××

種別	品目	防災倉庫番号		合計
		1	2	
食糧供給	エンツのクッター	1	0	1
	ジャッキ	1	1	2
避難生活	食料	〇〇	〇〇	〇〇
	水	〇リットル	〇リットル	〇リットル

(3) 防災地図の作成

避難地、避難所、火災時に避難する一次避難地や広域避難地などの位置、防災倉庫の位置、自主防災組織本部設置予定場所など地区周辺の状況などがわかるように地図を作成しましょう。



(4) 避難地や避難所の状況

避難地、避難所、火災時に避難する一次避難地や広域避難地などについて情報をとりまとめておきましょう。
なお、単独の自主防災組織では作成が困難であったり、自主防災組織間だけでは収集・整理しきれない部分があります。
この場合は、市町や施設管理者との情報交換や共同作業の場が必要となります。

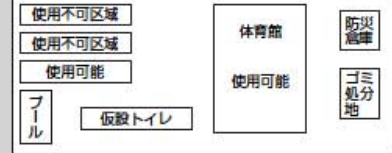
名 称	避難地		避難所	
	〇〇公民館	〇〇中学校 (東区職員会館内避難施設)	〇〇中学校	〇〇中学校
避難の難易性	A級	有・無	A級	有・無
	B級	有・無	B級	有・無
施設管理者	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
	×××-××××	×××-××××	×××-××××	×××-××××
連絡先	〇〇自主防災組織	〇〇自主防災組織	〇〇自主防災組織	〇〇自主防災組織
	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
共用する自主防災組織	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

名称	連絡先	
	〇〇ビル	〇〇株式会社
水	〇〇〇〇	〇〇〇〇
食糧	〇〇〇〇	〇〇〇〇

避難地平面図 (避難地名: 〇〇広場)



避難所平面図 (避難所名: 〇〇広場)



(5) 避難地や避難所の運営組織

避難地の運営組織については、あらかじめ誰が何を担当するかについて、避難地を共用する自主防災組織と協力して運営組織を決めておきましょう。
避難所の運営組織については、どのような組織が必要となるか、事前に避難所を共用する自主防災組織で検討をしておき、発災後に運営組織を置き込めるようにしておきましょう。

運営組織	所属		役職	氏名
	〇〇自主防災会	倉庫		
本部	〇〇自主防災会	会長	〇〇 〇〇	
	〇〇自主防災会	副会長	〇〇 〇〇	
総務班	〇〇自主防災会	役員	〇〇 〇〇	
	〇〇自主防災会	役員	〇〇 〇〇	

(6) 避難所周辺の状況

発災時は、けがをしている者や避難所での生活により体調を崩す者がでてきます。また、避難所での生活が困難な災害時要援護者の対応も必要となってきます。
事前に避難所周辺の医療機関や福祉避難所の情報をまとめておきましょう。

名称	電話	所在地
倉庫	〇〇中学校 ×××-××××	〇〇町〇〇
避難所	〇〇病院 ×××-××××	〇〇町〇〇
福祉避難所	〇〇老人保健施設 ×××-××××	〇〇町〇〇



(7) 避難後に必要になるもの

避難者リストと避難状況

警報発令時や災害発生時に、避難地や避難所に誰がいるかを把握することは最も重要です。
避難地や避難所にいない住民は、無事なのか、知人宅にいるのか、自宅にいるのかなど安否確認を速やかに行うために、事前に避難者リストの様式や避難状況の様式を作成しておきましょう。

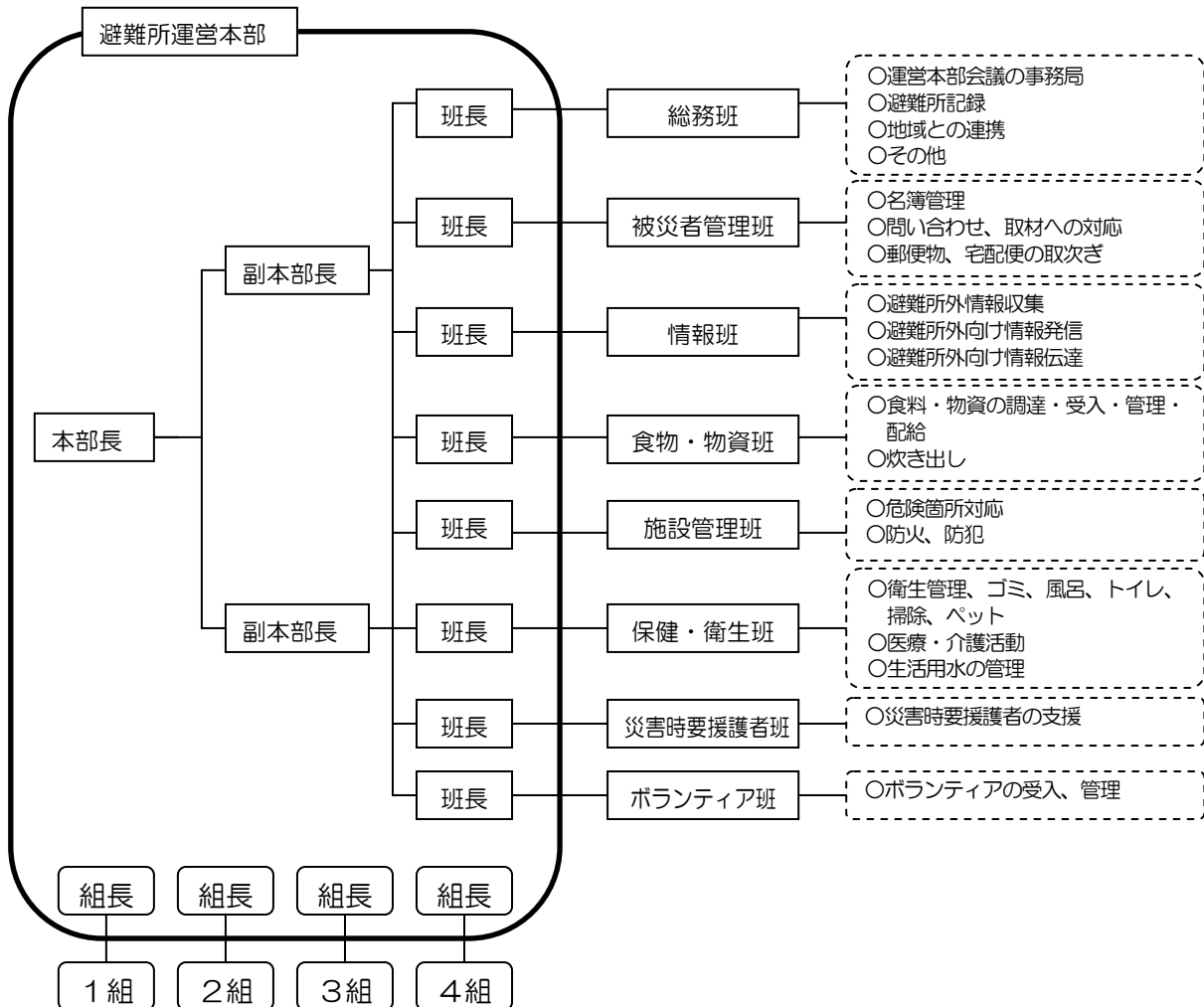
No.	氏 名	性別	所在地	備考
1	〇〇 〇〇	男	〇〇町〇〇	
2	〇〇 〇〇	女	〇〇町〇〇	

組織の概要	1組	2組	3組	4組	5組	6組	合計
	世帯数	44	40	30	40	50	46
避難地・避難所にいる者	世帯数						
	人口	178	150	100	145	202	175
うち災害時要援護者	世帯数						
	人口						
知人宅等にいる者	世帯数						
	人口						

避難生活計画書作成の流れ

避難生活計画書を作成するためには、必要に応じ避難地や避難所を単位とする連絡会議を開催し情報交換するとともに、組織の状況や防災資機材などの備蓄状況について自主防災組織相互で共有します。
避難生活計画書の作成においては、避難地や避難所の運営組織に関わる部分や、避難地や避難所の使用可能場所における各自主防災組織の区割りなど、単独の自主防災組織では作成が困難であったり、自主防災組織間だけでは収集・整理しきれない部分があります。
これらについては、市町や施設管理者との情報交換や共同作業の場が必要となります。

避難所運営本部の例



リーダーの役割(2) 地域の状況把握と防災地図の整備

ア 地域の安全点検

防災の基本は、まず自分の住む地域にどのような危険があるのか、どんな人が住んでいるのかを知ることです。次の事項について点検し、地域のことを良く知ろう！

地理的条件は？

- 地形、地質、水利
- 住宅密集度
- 被害想定に基づく避難地の適否 など

社会的条件は？

- 世帯数、昼夜別人口
- 生活必需品の取り扱い店舗
- 行政の建物や医療機関の位置、所要時間
- 交通手段や通信手段（公衆電話の種類、数等）
- 社会福祉施設の有無 など

1

自主防災組織とは

人間関係は？

- 組織内各世帯の家族構成
- 高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊婦等災害時要援護者の居住状況
- 避難地に避難する世帯、人数
- 親戚等の縁故者に身を寄せる世帯、人数
- 技術、技能のある人（元消防士、元看護師、防災士等）、ボランティア活動経験者等の有無
- 利用可能な建物所有者への協力依頼 など

防災上の危険要因は？

- 地域内にある道路、橋梁の幅
- 非常時における道路使用の可否
- 爆発物、有毒物、可燃物等の集積場所
- 倒壊の恐れのある家屋、煙突、塀、自動販売機
- ガラス等落下危険物 など

防災上の安全要因は？

- 井戸、貯水槽等の水源
- 可搬式ポンプ・街頭設置消火器等の資機材設置場所
- 集合所、避難路、避難地、避難所、設置される救護所
- 学校の防災設備や避難時に使用可能な場所 など

イ 防災地図の整備・点検

地域内の危険地域や防災施設などを把握したら、その状況を盛り込んだ防災地図を作成します。

防災地図は、その地域の津波や山・がけ崩れなどの危険予想地域、危険な施設・設備、幹線道路、自主防災組織本部、避難所等の各種防災上必要な施設・設備を記入したもので、地域の防災上の課題を把握するのに役立ちます。

また、大きな白地図を囲み議論を交わしながら地図に書き込みをすることで、地域の防災マップができる災害図上訓練[DIG]（ディグ）（P.27 参照）を実施してもよいでしょう。作成した防災地図は、避難生活計画書に綴るようにしましょう。

広域防災地図 五千分の1～1万分の1程度の縮尺の地図に、自分達の自主防災組織の位置、広域避難地、一次避難地、津波浸水区域等の広域的な表示事項を市町の資料をもとに記載します

自主防災地図 1千分の1～2千5百分の1程度の縮尺の地図に、自主防災組織に属する範囲、自主防災組織本部、防災倉庫、津波避難ビル、消火栓など地域的な事項を現地調査し、記載します

防災マップ 付近の避難場所や病院、警察署、消防署、危険箇所などをあらかじめ調べておきましょう。



リーダーの役割(3) 自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定

あなたの自主防災組織の現状を分析し、組織の活動目標や防災訓練、研修会等の計画の策定をすることは、自主防災組織の存在意義に直結する問題です。また、各班の班長などの意識の高揚にも役立ちますので、リーダーシップを発揮し、組織的に取り組む必要があります。

〔中・長期計画〕(例)

(目標)

- 1年目：家庭内対策の徹底・台帳の見直し
- 2年目：各班の行動の明確化
- 3年目：防災資機材の充実

(行動計画)

- 1年目：家庭内対策の徹底
- 4～6月：組長による家具の固定等のアンケート・台帳の見直し
- 7～8月：家庭内対策の講習会の実施
- 9～1月：家庭内の防災対策の実施状況をチェック

〔年間計画〕(例)

- 平成〇年〇月〇日 自主防災会打ち合わせ
- 4月 台帳見直しのための用紙配布
- 5月 家具の固定等アンケート実施
- 6月 台帳の作成
- 7月 班単位の検討会、班単位の課題の研究
- 8月 防災資機材の点検、家庭内対策講習会
総合防災訓練打ち合わせ
- 9月 総合防災訓練
- 10月 地域防災訓練打ち合わせ
- 11月 資機材の点検
- 12月 地域防災訓練
- 1月 防災講演会
- 2月 個別訓練の実施打ち合わせ
- 3月 個別訓練

事業・活動計画策定の流れと留意点

●班別に計画を検討

1

できるだけ多くのメンバーに参加してもらって意見を出し合い、各班別で検討を行うようにする。各部門別の検討を行うことで、活動の漏れをチェックすることができる。

●優先順位をつけて検討

2

各班別の意見を相互の関連などを考慮してテーマ別に整理し、項目別に優先順位をつけていく。その際、緊急性、重要性、実現可能性などの基準を立てて、それぞれに検討していくと討議が進めやすい。

●時間や予算を加味して計画作成

3

テーマ別に整理されたものを、組織の現状をにらみながら、時間的制約、予算などの要素を加味して、活動計画を作成していく。

●年間重点項目の決定

4

年間活動計画に特徴をもたせるために、年間ごとの重点項目(目玉事業)を決めるのもよい。



5.自主防災組織で行う災害時要援護者支援

地域の方と協力して災害時要援護者を支援する体制を築きましょう

(1) 災害時要援護者支援とは

災害が発生すると、平常時でも様々な支援を必要とする人々（「災害時要援護者」）にとっては、安全な場所に避難することや避難先での生活を続けることなどに大きな困難が発生します。このような人々も適切な支援があれば、災害を避け、身体や生命の安全を確保することができます。そのために、地域の人たちの思いやりと支援が求められています。

ポイント

災害時要援護者の支援は日ごろから顔の見える関係にある方々が連携して行うため、民生・児童委員や社会福祉協議会など福祉関係者との連携が必要です。

(2) 災害時要援護者の把握（※「災害時要援護者台帳」の頁を参照）。

自主防災組織では「災害時要援護者台帳」を整備することになっています。いざ発災という時に、災害時要援護者の安否確認、避難支援等が確実にいえるよう、地域で予め要援護者の所在を把握しておく必要があります。

ポイント

災害時要援護者は避難等に時間がかかることもあります。

事前にどのような支援が必要か話し合い、迅速に支援できる体制をつくるのが大切です。

(3) 情報伝達や避難行動、避難生活の支援

- ① 東海地震注意情報や警戒宣言、発災後の情報など、災害に関係する情報が確実に伝達されるよう配慮が必要です。例えば、聴覚障害のある人には、直接連絡する担当者を決めるなど音声以外の伝達方法が必要です。
- ② 寝たきりの高齢者など一人で避難することが困難な人は、事前に誰が避難地や避難所までの避難を支援するのか検討しておくことが大切です。
- ③ 避難地・避難所では、災害時要援護者が少しでも生活しやすい場所に配慮してください。必要に応じて災害時要援護者のための備蓄も必要です。

情報を伝達する際には、視聴覚障害のある人にも確実に情報が伝わるよう、放送と掲示板の併用や声かけをするなど複数の手段を確保することが大切です。

(4) 災害時要援護者が参加した防災訓練の実施

災害時に力を発揮するのは、日ごろからの地域のつながりです。災害時要援護者やその家族の方に、積極的に地域防災訓練に参加してもらいましょう。

(5) 「福祉避難所」について

市町によっては、災害時要援護者のための避難所として、予め「福祉避難所」を指定している場合がありますので、利用方法や避難の手順などを確認しておきましょう。

ポイント

福祉避難所とは、施設がバリアフリー化された老人福祉センターや社会福祉施設など災害時要援護者に配慮した避難所です。体育館などの避難所と比べ、生活しやすく、介護など支援を受けやすい場所です。

第2章

平常時の防災活動

この章では、災害発生時に備えて、自主防災組織として平常時に実施すべき事項を説明していきます。被害の拡大防止は、平常時に何をしておくか大きくかかってきますので、家庭内対策や防災訓練についての理解を深めていただきたいと思います。



2

平常時の防災活動

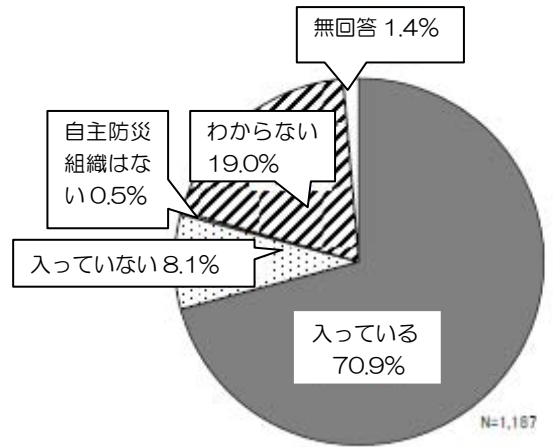
<平成19年度「東海地震についての県民意識調査」結果>
 あなたの自宅は、地域の自主防災組織に入っていますか。

1. 地域住民への防災知識の普及・啓発

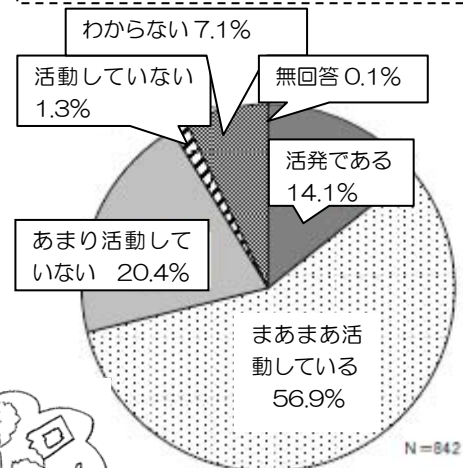
静岡県の自主防災組織は、町内会(自治会)単位で結成されたものが多く、組織率はほぼ100%となっています。しかし、静岡県が平成19年度に実施した「東海地震についての県民意識調査」によると、本来ならほぼ全世帯が防災組織に加入しているにもかかわらず、「あなたのお宅は自主防災組織に入っていますか」という問いに対して、「入っている」と明確に回答した人は約71%に過ぎません。長い年月の経過とともに、住民自らが必要性を認識し、活動に参加する意識は希薄となっています。

また、住民自身の参加及び活動意識のみならず、住民から見た自主防災組織の活動も「活発である」との回答は、約14%に過ぎません。

想定される東海地震や神奈川県西部の地震のように、災害が激甚で広域になる場合、行政や他の者に頼ることは難しくなります。大地震による災害から身を守り財産を守るためには、住民一人ひとりが災害に備えて、日ごろから十分な準備をしておくことが何よりも大切です。「自主」の名のとおり、「自分の命は自分で守る」「自分達の地域は皆で守る」という意識を持つ必要があります。



<「入っている」と答えた人に>
 あなたの地域の自主防災組織の活動は活発ですか



啓発事項の例

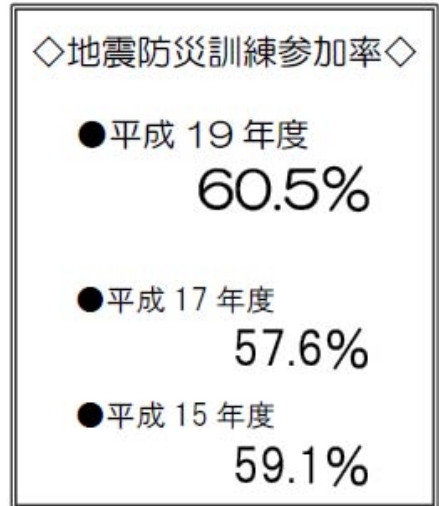
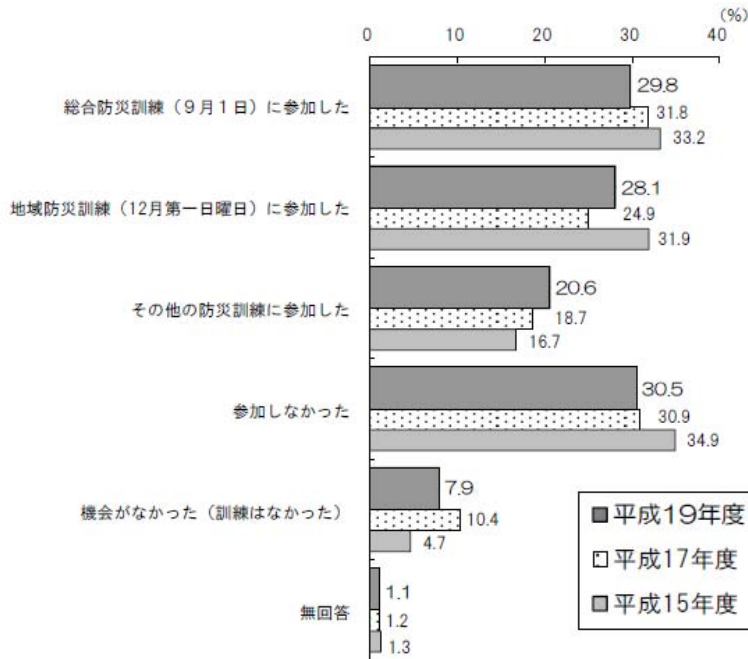
- ① 自主防災組織が活動すべき内容
- ② 自主防災組織の構成員の役割
- ③ 「東海地震」や「神奈川県西部の地震」などの地震の知識
- ④ 東海地震観測情報・東海地震注意情報・東海地震予知情報（警戒宣言）の内容
- ⑤ 警戒宣言発令時の対応
- ⑥ 突然地震が発生したときの対応
- ⑦ 平常時における家庭内対策の実施
- ⑧ 災害時要援護者への対応
- ⑨ 地域の特性に応じた対応 など

啓発の方法

- ① 県や市町が発行しているパンフレットや手引書の活用
- ② 県地震防災センター等が所有するビデオの活用（市町経由で借用）
- ③ 市町の防災マップの活用
- ④ 県や市町などが開催する防災講演会、研修会への参加 など

(1) 自主防災活動への積極的な参加

自主防災組織が中心となる地域防災訓練への参加がまだまだ少ないようです。
隣近所で声を掛け合い、訓練には皆で参加しましょう。



学習会や講習会・研修会の開催


パンフレットや手引書など、活字だけでは住民の顔も見えず、コミュニケーションが十分とれません。目先を変えて、また、生涯学習の一環として、組織参加の第一歩となる学習会や講習会・研修会等の開催を検討してください。

講演会は、企画内容を狭い範囲に限定せず、いろいろな講演者に依頼し、幅広く防災に関する知識が吸収できるようにしましょう。

1

講演会内容


地域ニーズを把握して、講演内容を決める。



2

住民に講演会参加の呼びかけ


講演会の日程や場所などが決まったら、住民へのPRを行って聴講者を集める。



3

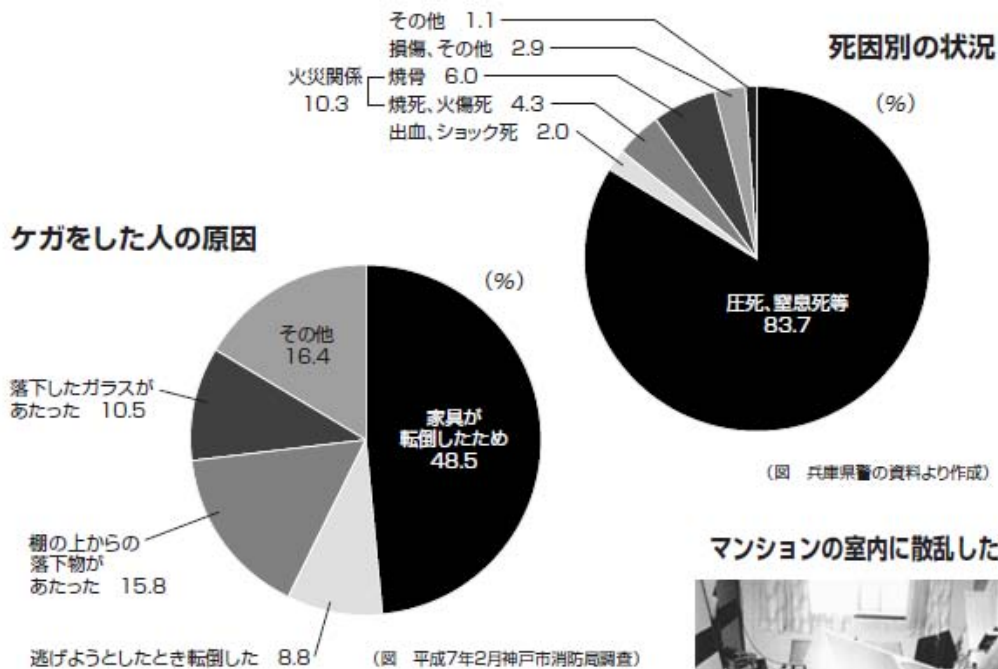
広報は色々な経路で開催方法にも工夫を

ポスターやチラシだけではなく、回覧板や町内放送、PTAなど色々な経路を利用して広報しましょう。



(2) 家庭内対策の促進

阪神・淡路大震災では亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。また、地震発生直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食料や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所もありました。これらのことから、各家庭において地震に対する備えをしておくことが非常に重要となります。しかし、住民には「自分の家はだいじょうぶ」「自分だけはだいじょうぶ」といった意識があり、家庭内対策はなかなか進んでいません。阪神・淡路大震災の状況を今一度思い出し、自主防災組織を挙げてこの対策に取り組んでください。



促進の方法

- ① 県や市町が発行しているパンフレット及び手引書の配布
- ② 自主防災組織内で実施される研修会、講演会への参加呼びかけ など

指導方法

- ① 家屋の耐震診断と補強
- ② ブロック塀の点検と改善
- ③ ガラスの飛散防止
- ④ 家具等の転倒・落下防止
- ⑤ 出火防止
- ⑥ 食料・飲料水の備蓄
- ⑦ 非常持出品の準備
- ⑧ 家庭内での役割分担

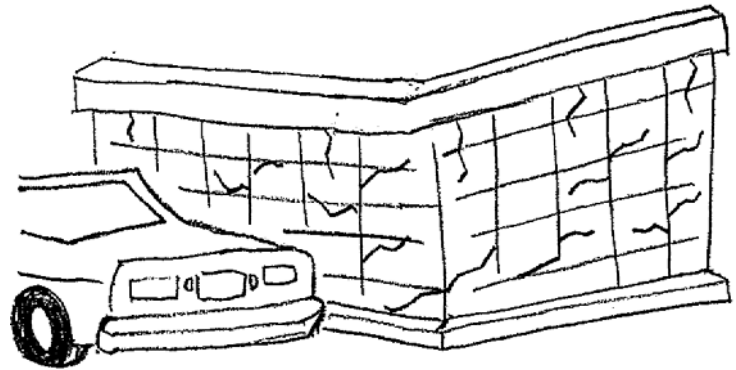
① 家屋の耐震診断と補強

昭和56年5月以前に建築された木造住宅は、市町の建築担当課に申し込めば、無料で専門家による耐震診断が受けられます。それ以外の建物（鉄筋コンクリート造や鉄骨造等の建築物）については市町に相談するようにしましょう。



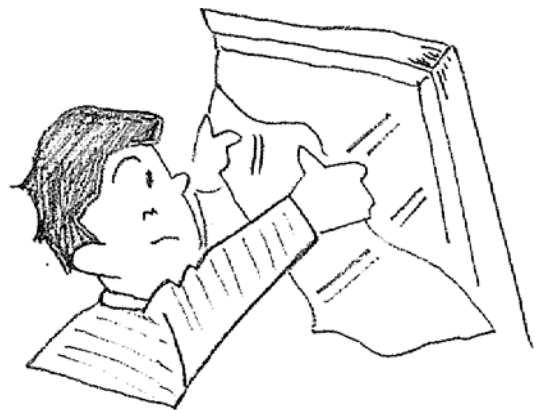
② ブロック塀の点検と改善

門柱やブロック塀は、見かけはしっかりしていても、基礎の根入れが無かったり、鉄筋が入っていないなど安全でないものがたくさんあります。昭和53年の宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により、通路を歩いていた人が被害にあっていますし、平成16年の新潟県中越地震においても、鉄筋の入っていないブロック塀や石積みが倒壊する被害がありました。また、避難路や緊急輸送路に面したブロック塀が倒壊した場合、避難が遅れたり緊急車両や緊急輸送車両の通行の妨げとなりますので、ブロック塀のある家にはぜひ点検・改善の実施を呼びかけてください。危険と判断されたものは、補強するか、柵や生け垣に取り換える必要があります。一部の市町では生け垣に取り換える費用を補助していますので確認するとよいでしょう。（P.83 参照）



③ ガラスの飛散防止

阪神・淡路大震災ではガラスの飛散による負傷者が出ています。強化ガラス等に取り替えたり、ガラス飛散防止フィルムを貼ることで防止できます。



2

平常時の防災活動

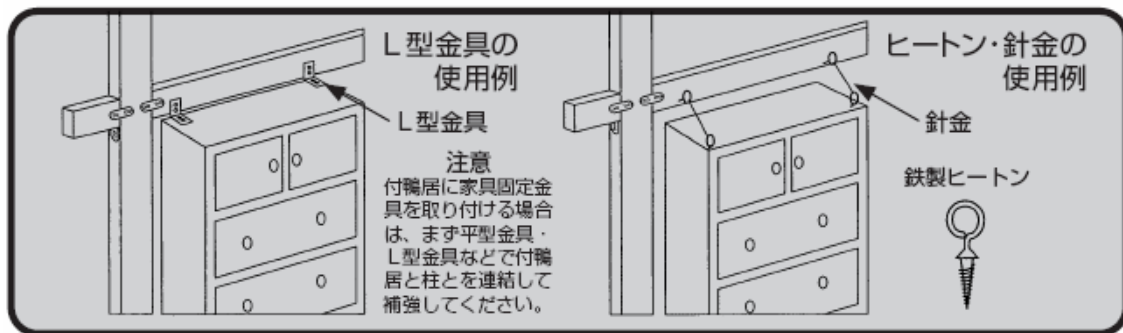
④ 家具類の転倒・落下防止

どんなに建物を丈夫にしても、タンスや食器棚などが倒れてケガをしては何の意味もありません。家具はしっかり固定し、高いところに物を置かないなど、家族からケガ人を出さないようにしてください。

タンス等の家具類のほか、冷蔵庫、テレビといった電化製品などにも注意が必要です。阪神・淡路大震災では地震の揺れで「テレビが飛んだ」という報告もあります。家庭内の転倒や落下の可能性のあるもの全てについて対策を取るようになってください。

なお、市町によっては、家具固定の補助事業を実施しているところもありますので、お住いの市町の防災担当課へお問い合わせください。

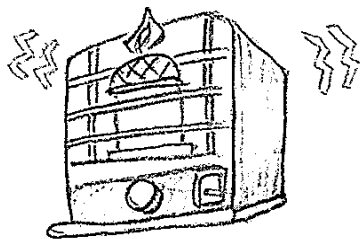
家具類のほか、電化製品の転倒・落下防止対策を！
寝る場所は家具類のない部屋に！
2階などに重い家具は置かない！



⑤ 出火防止

日常的に消火器やバケツを用意しておくなど、出火防止対策は行われていることと思いますが、地震はいつ起こるかわかりません。冬の夕食時間などに発生すれば、ストーブやガスコンロなどの暖房や火気器具が火災の原因となります。ガスボンベが転倒しないよう固定してあるか確認したり、ストーブは耐震自動消火装置付にするなど、器具そのものの対策もおきましょう。また、阪神・淡路大震災では、家人が避難し、誰もいなかった家屋で電気の復旧による通電や配線のショートが原因と考えられる火災が発生しています。電化製品にも十分注意してください。

ストーブの安全対策



●必ず対震自動消火装置付のストーブを使用すること

避難時にはブレーカー遮断！

プロパンガスは、安全器具や安全装置付きガス機器での使用を！

不完全燃焼防止機能付き小型湯沸器・屋外設置式のふろがま又は給湯器・CO（一酸化炭素）警報器・マイコンメータ・ヒューズガス栓・立消え安全装置付きこんろ・ガスもれ警報器 など

⑥ 非常持出品の準備

避難時にすぐに取り出せる場所に保管し、家族の人数に合わせて用意してください。当面暮らせるだけの食料・飲料水・日用品・貴重品等を準備しておきましょう。

日ごろ服用している薬やかかりつけ医、介護支援員などを記載したのもも非常持出品の中に入れておきましょう。

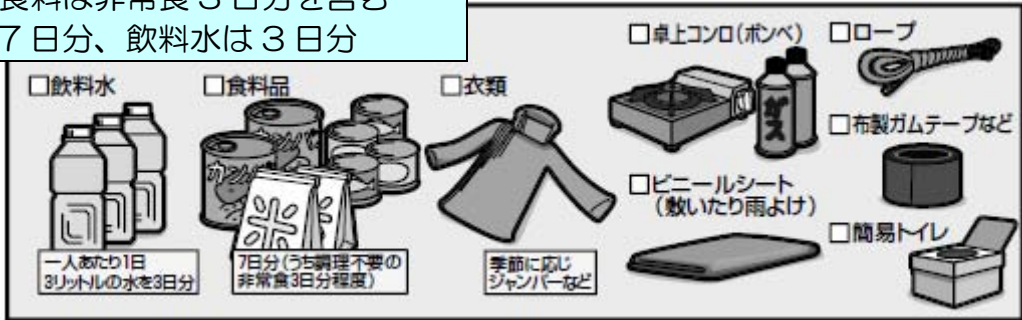
屋外避難も想定してテントやビニールシートも！



⑦ 食料・飲料水の備蓄

大災害が発生した場合、道路や水道施設が損壊して使用できなくなることが考えられます。また行政による救援活動もすぐには行われません。各家庭において7日間程度は生活できるように、食料・飲料水の備蓄を促進させてください。食料は非常食3日分を含む7日分を、飲料水については、1人1日3リットルを3日分備蓄するようにしてください。

食料は非常食3日分を含む7日分、飲料水は3日分

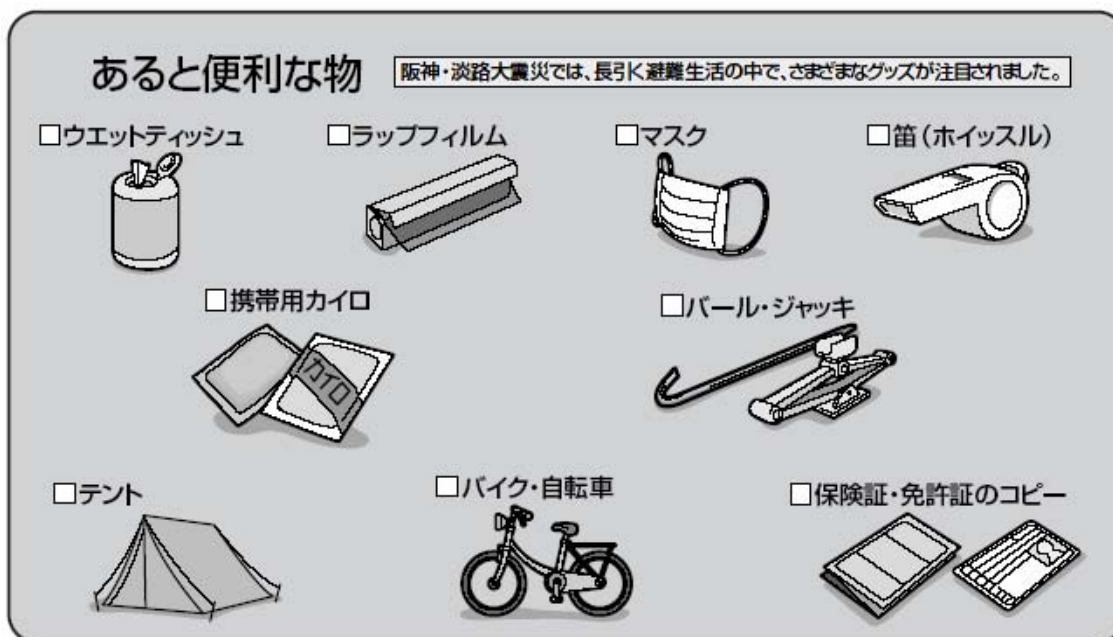


非常持出品として用意し、日常使用しながら順次新しいものに取り替えていきましょう。

夜、寝ているときも
身近な所に、懐中電灯、ラジオ、靴またはスリッパなどを置いておきましょう
(素足では、割れたガラスでケガをします)

2

平常時の防災活動



■ 赤ちゃんのいる家庭では

飲料水、ミルク、哺乳びん、離乳食、スプーン、着替え、オムツ、清浄綿、おぶい紐、タオル、バスタオル又はベビー毛布、ガーゼ又はハンカチ、バケツ、ビニール袋、石鹸などを用意しましょう。

■ 妊婦のいる家庭では

脱脂綿、ガーゼ、サラシ、T字帯、清浄綿及び新生児用品、チリ紙、ビニール風呂敷、ビニール袋、母子手帳、新聞紙、石鹸などを用意しましょう。

■ 生活全般に支援が必要な高齢者や障害のある人のいる家庭では

着替え、オムツ、チリ紙、ガーゼ又はハンカチ、障害者手帳、補助具等の予備、薬などを用意しましょう。

■ アレルギーをもつ子供がいる家庭では

災害時など、緊急に子供が一人になってしまう場合に備え、他の人にアレルギー食材などの情報を正確に伝え、適切に対応してもらえるためにアレルギー症状や対応方法などの情報を記載したカードを作っておくとよいでしょう。

赤ちゃんや体の不自由な方、アレルギーをもつ子供がいる家庭ではその人に必要な備蓄品を備えておく必要があります。

⑧ 家庭内の役割分担

災害発生時は、とかくハード面の備えが取りざたされていますが、家庭内で役割を決めておくことも重要です。

日ごろの防災対策や突然地震が発生した時に誰が何をするか、また、家族が離れ離れになったときにはどこに集合するかなどをあらかじめ決めておくようにしましょう。

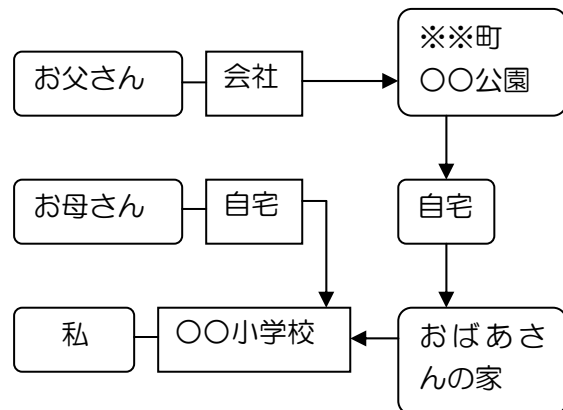
発災時、1人では多くの安全対策ができません。発災時の役割分担を決め、万全の体制を！ 家族が離れ離れになった場合の集合先を決める！

【行動表の例】

＜地震がおきて避難が必要な場合＞

お父さんは会社から**町〇〇公園へ避難します。おちついたら家に帰り、お母さんと私が避難していたら、おばあさんをつれて〇〇小学校へ行きます。

お母さんは自宅から非常持出品を持って〇〇小学校へ行きます。



＜役割を決めて点検しましょう＞

役割	担当者
台所、風呂場、暖房器具など、火気まわりの安全対策。	
タンス・本棚・食器・戸棚などを倒れないようにする。	
窓ガラスなどの飛散防止対策をする。	
出入口までの避難経路や、安全な場所(部屋)を確保する。	
消火器・バケツの確認と点検。	
飲料水3日分と食料7日分(内3日分は非常食)の点検と補充。	
非常持出品の点検と補充。	

2

平常時の防災活動

2.防災訓練の実施

(1) 防災訓練の目的

大きな災害が起こったときには、家屋や道路などの被害のほかに、人的被害も大きくなることが予想されます。

もし食事の支度時なら、火気による危険が考えられ、あたり一面火の海になる可能性もあります。ガス漏れ、電気・水道・電話が使えなくなることもあるでしょう。公的防災機関は各地で需要が多く到着が遅れるかもしれません。広い地域一帯で混乱するかもしれません。緊急事態の中では、いち早く適切な応急活動が行われることが必要とされます。

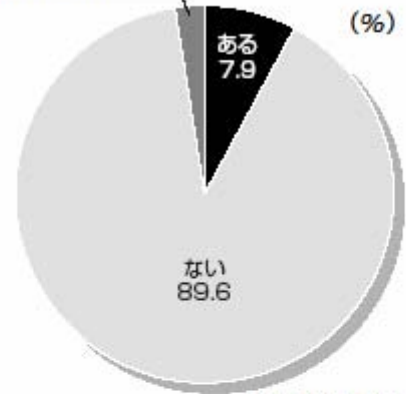
このため、日ごろから地域の特性にあった訓練をしておくことが重要です。防災に関する知識だけでは、いざというとき行動に移せないことを知るべきです。

平成7年2月に阪神・淡路大震災の被災者に神戸市消防局が行った調査概要を見ると、大震災前の「地震を想定した訓練への参加」は約8%と極めて少なく、「今後地域の防災訓練に積極的に参加する」は、約68%と高い参加意向となっています。しかし、地震が発生してからでは遅いのです。

静岡県では、防災訓練が定期的かつ組織的に行われています。より多くの人々の訓練参加を募り、知識・方法・動きなどを皆で学んで欲しいものです。

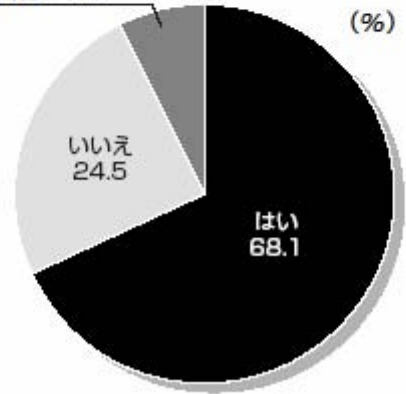


●今までに地震を想定した訓練への参加経験はあるか
無回答 2.5



(神戸市民アンケート結果)

●今後地域の防災訓練に積極的に参加するか
無回答 7.4



(平成7年2月 神戸市消防局実施調査)

防災訓練の実施時期は

◇総合防災訓練(9月1日)(防災の日)

想定：東海地震の発生が予知されたことを想定

国・県・市町・各防災関係機関・自主防災組織が協力して実施します。東海地震注意情報発表時、警戒宣言の発令時や発災時に、各家庭や地域の自主防災組織が計画している対策を行い、防災行動を身につけることを目標とします。

◇地域防災訓練(12月の第1日曜日)(地域防災の日)

想定：突然東海地震クラスの大地震が発生したことを想定

各市町単位で、自主防災組織を中心に地震発生後の避難、消火、救護など一連の対応訓練を行います。それぞれの地域の特性を活かした訓練を実施し、防災活動を身につけることを目標とします。

◇津波避難訓練(津波対策推進旬間(7月1日~10日)中の定めた日)

想定：突然地震が発生し、津波警報が発令されたことを想定

県・沿岸22市町、各防災関係機関、自主防災組織が協力して実施します。住民に対する情報伝達、観光客等海浜利用者への避難勧告・指示、遭難者救助訓練、防潮水門閉鎖訓練等を実施し、防災行動を身につけることを目標とします。

◇個別訓練

情報の収集伝達・救出救助・初期消火など、個々の訓練を行い、それぞれの行動を身につけることを目標とします。

2

平常時の防災活動

(2) 訓練の成果をあげるために

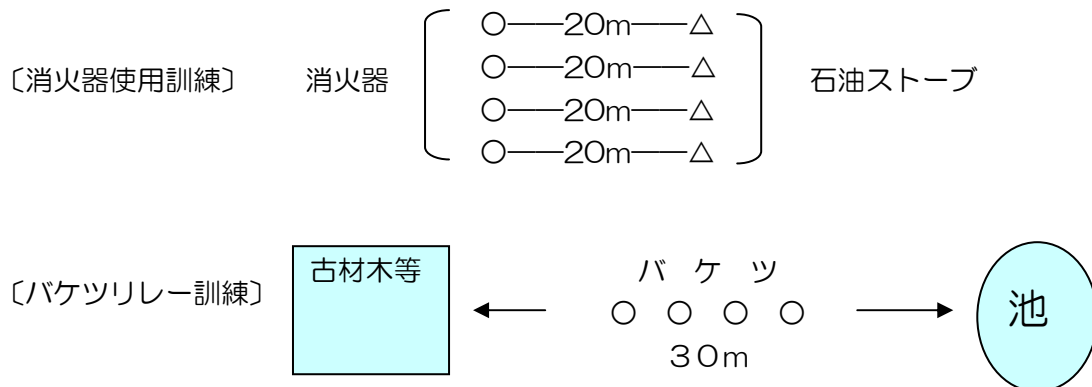
防災訓練における成果は、第1に「地震発生時に役立つか」であり、第2に「防災知識が身につくか」の2つに大別されます。訓練をしても、発生した災害に適応できなかったり、訓練そのものの内容的な問題で、住民の中に防災知識が根付かなければ、ただ単に、便宜上行っているだけになります。訓練の成果を上げるためには問題点を洗い出し、次の訓練では問題点を修正して生かす訓練にしましょう。訓練の成果を上げるためには、下記の5つが重要となりますので、ぜひ心掛けてください。

① 訓練実施計画をたて計画的な訓練の実施

決められた時間内で効果的に訓練するためには、その訓練の目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画をつくり、市町の防災訓練担当者に相談をしてください。

訓練実施計画（例）

訓練種別	消火訓練	目的	○月○日	〇〇防災会 午前9時から 午前11時まで
場所	〇〇公園広場			
指導者	〇〇消防署員3名			
参加者	消火班員ほか全員			
目的	1 各種消火器の性能についての知識及び取扱要領の習得 2 バケツリレー等による消火要領の習得			
実施要領	想定	石油ストーブの上に、地震によって棚上の新聞、雑誌が落下し、火災になったものとする。		
	内容	1 消火器の性能についての知識及び取扱要領を〇〇消防署の指導で行う。 2 実際の消火を下図のように石油ストーブ及び古材木、雑誌類を置き、指導者の合図により交代して行う。		
備考	参加者は、できるだけ活動しやすい服装をしてくること			



② 関連機関との調整

訓練の実施計画ができた段階で、事前に防災関係機関に内容を検討してもらい、協力を依頼します。

訓練会場を確保したら、市町の防災担当や防災関係機関に早めに届け出るようにしてください。届け出の内容は、日時、責任者、訓練内容、訓練会場、目的、参加予定人数などです。

消火訓練や救出救助訓練などは危険を伴いますので、消防機関との入念な打ち合わせが不可欠となります。訓練予定日の直前に再度確認をしておくことが重要です。

③ 地域の特性に応じた訓練の実施

津波や山・がけ崩れの危険予想地域か、住宅密集地で延焼火災の危険予想地域かなど、その地域の特性を考えた訓練を実施しましょう。

海岸に隣接した地域	津波を想定した訓練、海水浴客も加えた訓練
急傾斜地に隣接した地域	山・がけ崩れを想定した訓練
住宅密集地	延焼火災を想定した訓練、シナリオのない訓練
観光地	観光施設利用者を加えた訓練
社会福祉施設に隣接した地域	社会福祉施設入所者を加えた訓練
事業所が混在した地域	住民と事業所の合同訓練
病院に隣接した地域	住民と病院の合同訓練



2

平常時の防災活動

④ 訓練の実施を周知徹底し日時や訓練内容に変化をつける

訓練の実施を周知徹底	訓練日時を記載した回覧板やポスター・チラシもしくは広報を利用して、訓練の実施を「知らなかった」人がいないように徹底させましょう。
訓練の日時に変化をつける	いつも同じ日時に実施していると、同じ人しか参加できないので、休日や夜間など多くの人に参加できる日時にも設定してみましょう。
訓練内容に変化をつける	様々な年代の人に参加してもらうことが望ましいので、各回テーマをしぼり、地域の災害を想定したイメージトレーニング、女性のみによる避難訓練や中学生や高校生等による情報伝達訓練、高齢者や子供を対象とした訓練など変化をつけてみましょう。

⑤ 興味を持って参加、楽しめる訓練

防災訓練の参加者は、「いつも同じ人ばかり」と思ったことはありませんか。防災訓練に参加するということは、自主防災組織の活動を理解してもらうとともに、各種資機材の操作方法を認識してもらう良いチャンスです。防災訓練の中にイベント的な事柄を取り入れるなど、少しでも参加しやすくなるような工夫をしましょう。また、外国人や身体の不自由な方等（災害時要援護者）にも積極的に参加してもらうため、平常時からコミュニケーションをとるよう心掛けてください。

【具体例】

- ・ 1泊2日のテント生活体験
 - ・ 地域のイベント（運動会、盆踊り大会等）に合わせて行う訓練
 - ・ 災害を想定した障害物競走
 - ・ ウォークラリー
 - ・ バケツリレー競争
 - ・ オリエンテーリング
 - ・ 担架競争
 - ・ 防災ウォッチング
 - ・ 地震体験車体験
 - ・ 防災クイズ
 - ・ スモークハウス体験
- など

(3) 事故防止

- ① 危険を伴う訓練には専門家の指導を
 - ・消火訓練や救出・救助訓練は消防署員など専門家の指導を受けましょう。
- ② 事前に十分な説明を
 - ・訓練を始める前には、必ず事故防止について参加者に注意をしましょう。
 - ・訓練で使用する資機材については、操作方法・危険性などについて事前に十分説明しましょう。
- ③ 服装は訓練に適したものを
 - ・服装は訓練に適したものとし、軍手・ヘルメット（防災頭巾）を着用しましょう。
- ④ 訓練中に事故が発生した場合は適切な措置を
 - ・訓練中、整理・整頓に気をつけましょう。
 - ・訓練中には事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合はケガ人の救護を最優先するなど、適切な措置をしましょう。

(4) 防災訓練災害補償制度の適用について

防災訓練中にケガをした場合、各市町では補償のために障害保険等に加入しているので、事前に計画を届け出るとともに、補償内容などを確認しておきましょう。また、レクリエーション保険などもありますので、詳しくは損害保険会社へ問い合わせてください。

注意 補償の対象となる場合

- (1) 市町又は消防機関の主催する防火防災訓練に自主防災組織、民間防火組織、町内会等が参加したとき。
 - (2) 自主防災組織、民間防火組織、町内会等が自主的に行う防火防災訓練で、事前に市町防災担当課又は消防本部に「防火防災訓練届」が提出されたものなど。
- なお、詳細は市町の防災担当課等に確認すること。

(5) 各種訓練

防災訓練では、概ね下記の訓練が代表的な訓練として実施されています。どの訓練も重要で、このすべての訓練が有機的に機能してこそ人の命を救い、災害を拡大させないこととなります。

また、大地震が発生した際、身の回りでどのような災害が発生する恐れがあるのかをあらかじめ理解しておくことはとても大切です。イメージトレーニングや図上訓練などにも積極的に取り組みましょう。



2

平常時の防災活動

代表的な防災訓練

災害図上訓練 [DIG] (ディグ)

参加者が大きな地図を囲みながらゲーム感覚で災害時の対応策を考える図上訓練です。



初期消火訓練

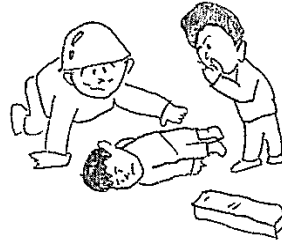
大きな地震災害で最も怖いものの1つは、火災です。

関東大震災や阪神・淡路大震災でも火災による大きな被害が出ています。



救出・救助、応急救護訓練

阪神・淡路大震災では、多くの人が倒壊した家屋の下敷になって亡くなっています。この震災では、地域住民による救出・救助活動の重要性が認識されました。



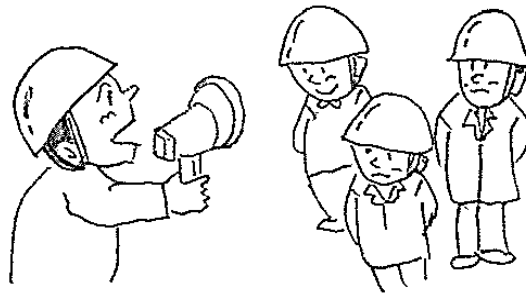
情報収集・伝達訓練

災害に際し、住民は恐怖と不安の真只中で情報を求めています。また、市町も地域の情報を求めています。正しく迅速に収集伝達する必要があります。



避難訓練

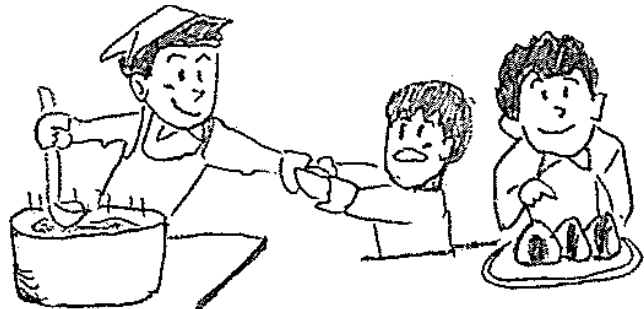
災害が発生し適切な避難誘導が行われなければ、住民はバラバラに移動し、相互のコミュニケーションが取れない状況になります。その結果、だれがどこにいるのかわからなくなったり、災害時要援護者への配慮がなされないことになります。



給食・給水訓練

大規模な災害が起これば、ライフラインがマヒし、流通機能が混乱するので食料や飲料水などの入手が困難になります。物資が供給されるまでの間は自力で対処しなければなりません。

そのため、協力して、給食・給水活動をするのが重要です。



災害図上訓練「DIG」

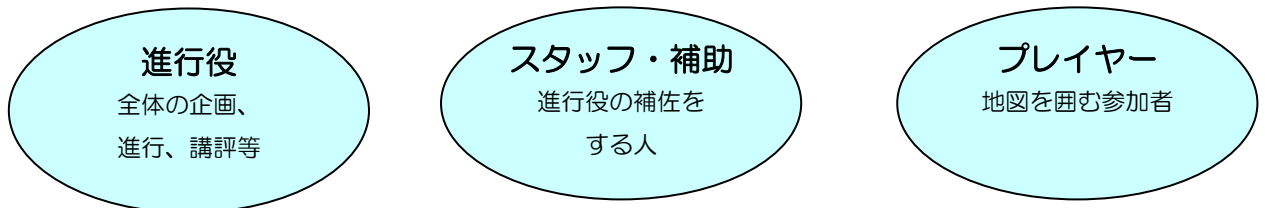
災害図上訓練「DIG」とは？

参加者が地図を囲みながらゲーム感覚で災害時の対応策を考える災害図上訓練のことで、Disaster（災害）、Imagination（想像）、Game（ゲーム）の頭文字を取って名づけられました。

DIGの特徴は？

- 参加者が大きな地図を囲み、議論を交わしながら進めていきます。
- 地図に書き込みをすることで、地域の防災マップができ上がります。
- 決まったルールがなく簡単で、経費もほとんどかかりません。
- 日ごろ気付かなかった地域の防災対策が明らかになり、参加者の防災意識が向上します。

どのような人が必要？



事前に準備するものは？

地図（住宅地図等）	※地図はたたみ2畳（1.8m×1.8m程度）の大きさにつなぎ合わせる。 ※縮尺はテーマ、参加者等に応じて決める。小・中学校区といった範囲なら、縮尺1/1,500～1/5,000程度。ただし、実際に地図を見てから決めること。
透明シート	※透明シートはホームセンターや写真店、梱包用品店で取り扱っている。
文房具類	※テープ 模造紙 出席者名札 ハサミ・カッター 定規 12色油性ペン ドットシール（大小多数） 付箋 白紙 色押しピン 紙粘土 バンジン（修正液） ティッシュペーパー
被害想定データ	※テーマや参加者に応じて用意する。 ※被害想定は県防災局のホームページ（ http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/ ）や市町防災担当課で分かる。
防災関係施設配置資料	

準備開始！

<p>地図の用意 住宅地図の場合は 該当箇所を用意</p>	<p>参加者名簿 参加者のグループ 分けも用意</p>	<p>会場設定 たたみ2畳程度の地図 を載せるテーブル配置</p>
---------------------------------------	-------------------------------------	---

2

平常時の防災活動

いよいよDIGを開始！

1 グループ 10 名程度が適当。グループメンバーが決まったら、リーダーや記録係を決める。選び方は状況に応じて弾力的に。

参加者は名札をつけ、自己紹介などにより話しやすい雰囲気づくりをする。防災活動歴や被災体験談などを交えてもよい。

参加者がこういった立場で、どのような災害に立ち向かうのか、その役割を確認する。参加者の立場は、DIG のテーマに応じてあらかじめ設定しておいてもよい。

また、提示する被害想定は詳細である必要はないが、資料を調べてある程度現実的なものを用意する。

用意された地図をたたみ 2 畳分につなぎ合わせる。

テーマに応じて様々な防災関係条件を書き込む。

- ① 交通施設（特に道路）、河川等の線状のもの
- ② 役所、病院、消防署、公園（避難地）などの防災施設
- ③ 危険な場所（津波や山・がけ崩れの危険予想地域など）
- ④ 住宅密集地域、古くからの住宅が多い地域
- ⑤ 災害時要援護者が多く在住する地域
- ⑥ 被害想定、表層地質図 など

ポイント

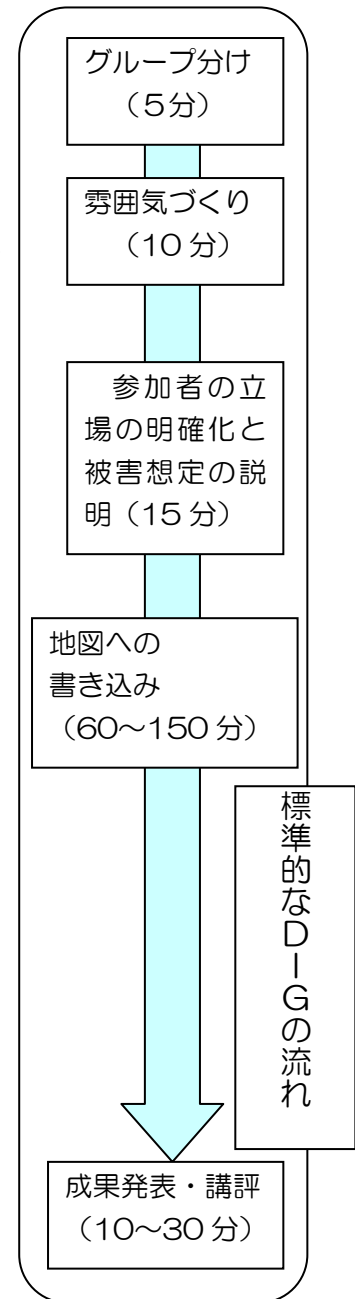
- 条件に応じて色を使い分ける。色の使い方は一定のルールがあった方がよい。
- 広い場所は外周を囲む。
- 特に重要な場所は名称等を記載する。
- 粘土や押しピンを使って立体的に表示してもよい。
- 方位や表示凡例を記録する。
- 透明シートを複数利用すると多くの条件の書き込みが可能。
- 各地域にあった道具や方法を工夫して誰でも一目でわかるようにするとよい。
- 書き込みは全員で行う。テーブルの上に乗っても構わない。書き込みしながら状況を整理する。
- 参加者は想像力を膨らませて災害時の対策や事前の対策を考える。

できあがった地図を見ながらテーマに応じた意見交換を行う。

参加者自らが課題を認識し、自然に議論が深まっていくのが理想的な姿であるが、初期の段階では具体的な課題を提示し、その解決策等について考える。グループごとに話し合われた内容について発表する。

様々な意見交換により情報が共有され、参加者の考えがより深まる。

アドバイスができる立場の人がいれば、成果発表の内容や、参加者の取組等について講評してもらうとよい。



DIGにより「人を知り、地域を知り、災害を知ろう！」

- 地図との対話によって、地域をより深く理解できます。
- 参加者の間に連帯感が生まれ、信頼関係が育まれます。
- 分野が異なる参加者とも連携や交流が図れます。

初期消火訓練

大地震が起こると、多くの場合火災が発生します。阪神・淡路大震災でも、火災により大きな被害が発生しましたし、関東大震災のときには、東京で亡くなった方の95%が火災によると言われています。恐ろしい火災を起こさないために、各家庭での出火防止対策を積極的に行うとともに、火災発生時の初期消火方法を習得しておくことが大切です。

自主防災組織は初期消火活動を狙いとして訓練します。代表的な訓練にはバケツリレーによる消火、消火器による消火、可搬ポンプによる消火があります。

[消火器を使用した訓練]

- ① オイルパンを用意
- ② オイルパンに水、ガソリン等を入れる。
- ③ 風上から点火。
- ④ 粉末消火器等で消火。



粉末消火器

オイルパン

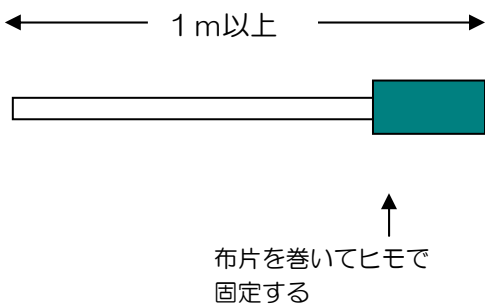
オイルパンの準備

- 訓練場所は、空地など他に延焼のおそれのない場所を選ぶ。
- オイルパンは水平な場所に置く。
- オイルパンに2cm位の深さに水を入れ、その中に1~3ℓ（オイルパンの大きさにより量を調整する）の灯油又は、廃油等を入れる。寒冷期等で点火しにくい場合は助燃燃料として、0.1~0.2ℓのガソリンを入れる。

水、灯油、廃油、ガソリンはオイルパン半分以下とする（多すぎると燃料があふれだし、火面が一拳に広がるおそれがある。）

助燃燃料	0.1~0.2ℓ（ガソリン）
灯油、廃油	1~3ℓ
水	深さ2cm以上

点火用の棒



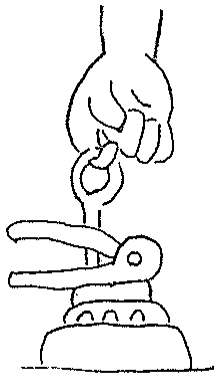
- 注意**
- 風下の住宅等との距離を十分とる。
 - 点火は、専用の点火棒を使い、絶対に直接マッチで点火するようなことをしない。専用の点火棒がないときは左図のように作り使用する。
 - 風上から点火する。
 - 燃料用の油類の容器は、10m以上離し密栓する。
 - オイルパンを繰り返し使用する場合は、冷却を確認し燃料を補給する。
 - 見学者はオイルパンから最低10m離れる。
 - 予備の消火器を用意する。
 - 訓練後の廃油の処理に留意する。

2

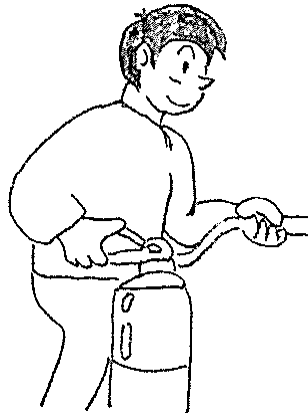
平常時の防災活動

消火器の使い方・・・・・・・・とても簡単です。

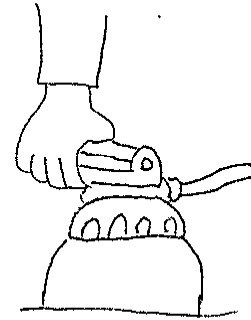
①安全ピンをはさず



②ホースをはずし、ノズルを火災に向ける



③レバーを強く握る

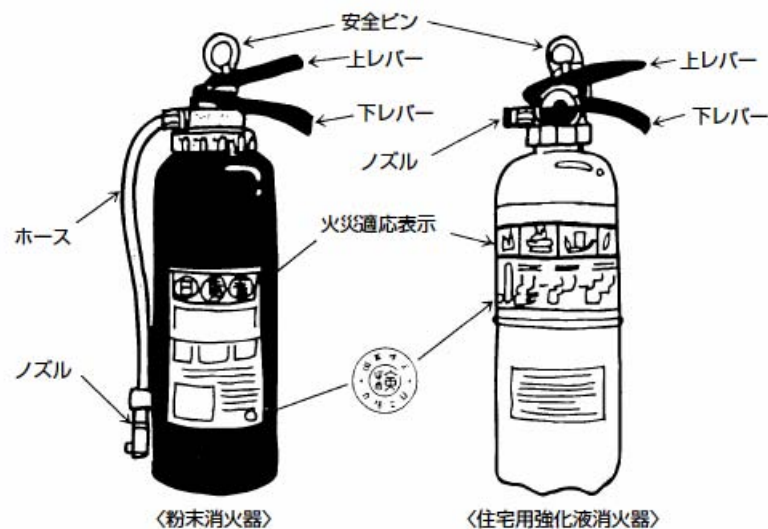


消火の要領としては、煙に惑わされず、火元を掃くようにノズルを左右に振りながら、手前の火から完全に消して前に進みます。屋外では風の影響を考えて風上から放射します。室内では自分自身の避難路を確保し、身体を低くし煙や熱気を避け火元に近付いて放射します。粉末消火器を使用した時は、燃烧物の中心まで完全に消えていないことがありますので、再燃させないためにも、水を十分かけておく必要があります。

消火器の種類

消火器には、火災の適応表示がありますので、火災の種類に適した消火器を選びましょう。

普通火災	白色	木材、紙、布などが燃える火災用
油火災	黄色	灯油、ガソリンなどが燃える火災用
電気火災	青色	電気設備などが燃える火災用



【バケツリレーでの消火訓練】

- ① バケツリレーのチームを作る（20人程度、水の入っているバケツ班とカラのバケツ班）。
- ② 火災の状況を示す（可燃物に風上から着火）
- ③ 人は背中あわせに2列に並びバケツを中継（1列10人、バケツ7個位）
- ④ バケツを持って風上から近寄り、安全距離2～3mをみて注水位置を決める。
- ⑤ 火の勢いを抑えるように注水



注意

- ・バケツの取手部を両手で持つ者と、バケツの柄を両手で持つ者と、ぶつかり合わないようにして手渡す。
- ・この場合可燃物にはオイルパンは使用しない。
- ・見学者は火元から10m以上離す。
- ・予備として消火器を用意する。



バケツの取手部を両手で持つ者と、バケツの柄を両手で持つ者と、ぶつかり合わないようにして手渡す。

【可搬ポンプでの消火訓練】

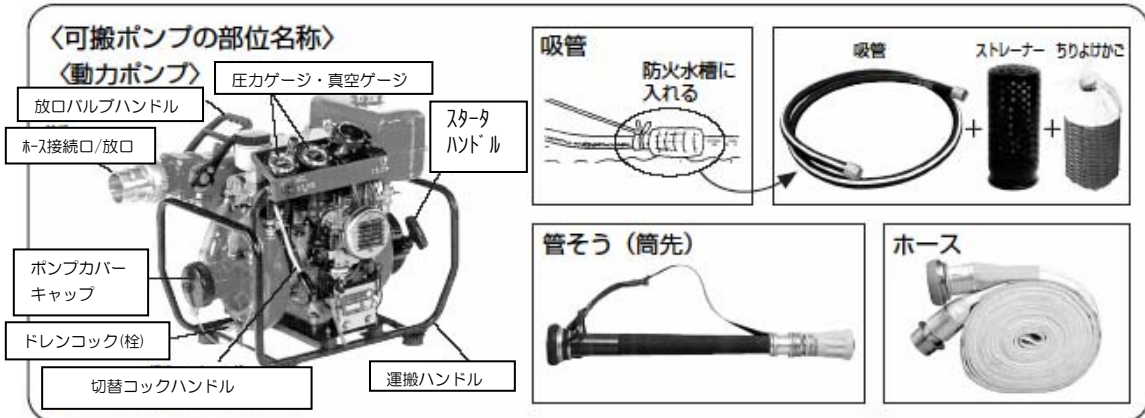
<可搬ポンプを使用する場合の体制>



- ・消火員（筒先）2名 予備員1名 機関員1名（動力ポンプ操作）
- ・連絡員1名（指揮者の指示を連絡） ・指揮者1名（放水の合図等）

2

平常時の防災活動



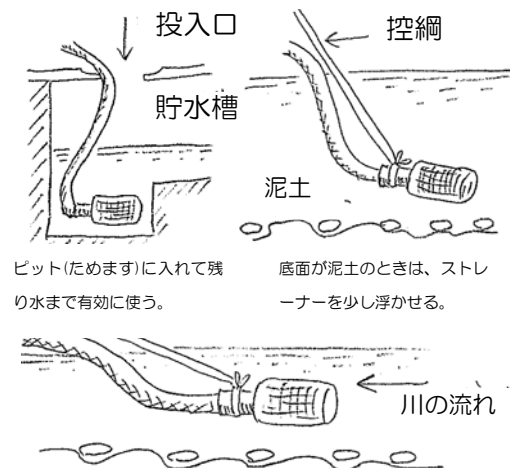
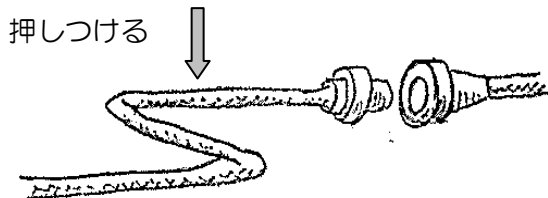
<C1 級ポンプの標準的な能力>

- 消火範囲 水源から 120~140m
- 連続運転時間 40~45 分
- 吸水高(深さ) 吸管 6m (実用は 5m とみる)
- 放水量 420ℓ/分 (ノズル口径 17mm ポンプ圧 5kg/m² のとき)

※ したがって 25 分間放水する場合は、約 10 t の水利が必要となります。

[作業方法]

- ① 動力ポンプを固定する。
- ② ポンプカバーをはずして吸管を動力ポンプへつける。
- ③ 吸管を防火水槽などへ入れる。
- ④ 動力ポンプの接手へホースをつける。
- ⑤ 1 本のホースで足りない場合はもう 1 本のホースを継ぎ足す。



- ⑥ 筒先をホースの先端につける。
- ⑦ 中間部分のホースが曲がっていないか確認。特に動力ポンプの接手は角度が変えられるので、ホースと接手はまっすぐに伸ばす。
- ⑧ 筒先 2 名、指揮者 1 名、機関員 1 名、予備員 1 名、連絡員 1 名配置につく。
- ⑨ 指揮者の合図(号令)で機関員がポンプを作動させる。
- ⑩ 燃料コックレバーを開ける。
- ⑪ 放口バルブが閉まっていることを確認
- ⑫ エンジンをつける。
- ⑬ 真空ポンプ操作を行う。
- ⑭ 機関員はスロットルを調節しながら連絡員に合図し、放口バルブハンドルを少しずつ開けて送水。

注意

- ・ 水利をあらかじめ確認しておく。(耐震性貯水槽、防火井戸、防火水槽、プール、河川など)
- ・ 原則として屋外側から放水を行う。
- ・ 訓練にあたっては、消防署員、消防団員、地域防災指導員などの指導を受けること。

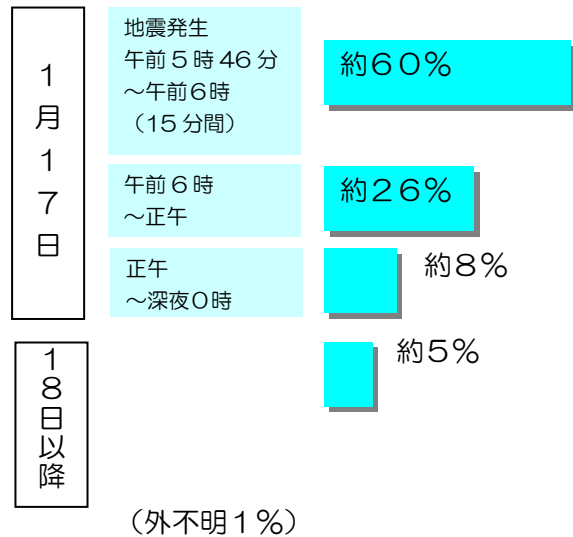
救出・救護、応急救護訓練

□ 救出・救助訓練

倒壊家屋からの救出訓練は、かなり技術的、専門的な要素があるため、自主防災組織として対応可能な救出訓練を実施します。消防署員、消防団員、大工、とび職人など手慣れた人を中心に、事前に家屋の造りや救出の仕方について指導してもらいましょう。いざというときは、近隣住民による救出チームを編成しできるだけ早く救出しなければなりません。右図に示したように、阪神・淡路大震災では発生から15分間に約60%の人が亡くなり、発生から6時間で約86%の人が亡くなっています。また、神戸市消防局の神戸市民への聞き取り調査では、救出救助を行った人の約61%が近所の人となっています。長時間におよび内臓等を圧迫されていた場合は、救出しても生存率がかなり低下することから、自主防災組織による素早い行動が最も有効になります。このため、救出・救助訓練を実施し、住民や事業所の知識を高め、基礎的な技能を身につけてもらう必要があります。

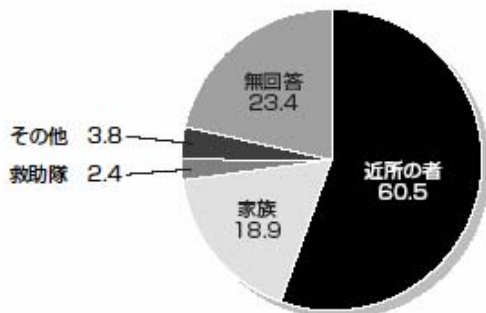
死亡時間別死者数

(阪神・淡路大震災の死者の分析)

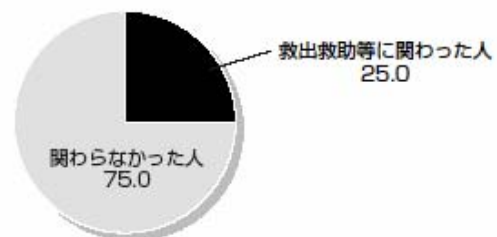


(以上、兵庫県警の資料により作成)

阪神・淡路大震災で救出・救助に当たったのは



避難所の神戸市民840人の聞き取り調査(%)
(平成7年2月神戸市消防局調査)



2

平常時の防災活動

自主防災組織の救出・搬送は地震発生直後に家屋等（ブロック塀を含む）の倒壊により下敷きになった人を鉄パイプや角材、ジャッキなどを使用して救出し、搬送することを訓練します。

■建物の屋根を破壊して救出・救助■

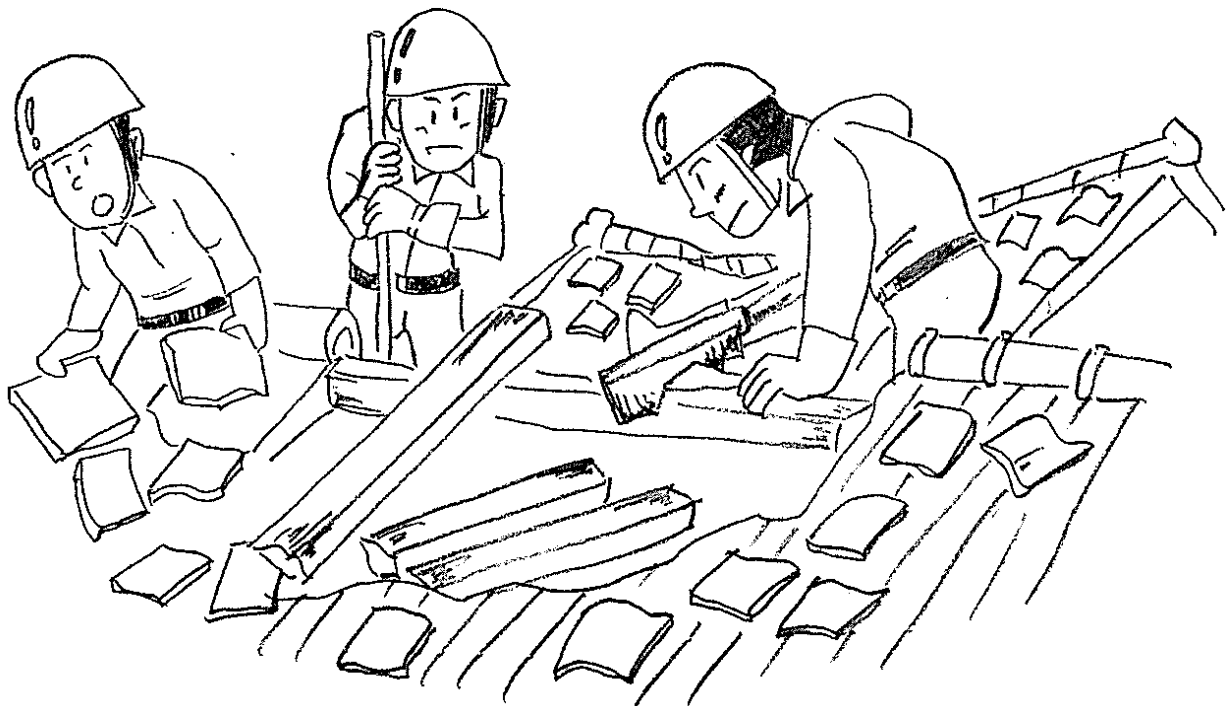
廃材やベニヤを利用して、倒壊した建物の屋根の部分をつくる。

- ① 幅4m、高さ3m程の屋根を作る。
- ② 中に生存者のいることを示す(人形等を入れておく)。
- ③ 救出にあたっては、倒壊建物の中にいる人に声をかけ、安心感を与える。
- ④ ジャッキなどを使って持ち上げる。ない場合は、おのやバールで屋根を壊す。

瓦 ぶ き：大バールやおので瓦を引き剥がし、おのを使い野地板をたる木にそって切断。

トタンぶき：鉄板の接続部分近くにバールを入れて引き剥がし、野地板をたる木にそって切断。

スレートぶき：おのの背部で叩き割って除去し、野地板をたる木にそって切断。



■倒壊家屋からの救出・救助■

廃材を利用して倒壊した建物を作る。

- ① 中に生存者のいることを示す(人形等を入れておく)。
- ② 救出にあたっては、挟まれている人に声をかけ、安心感を与えるようにする。
- ③ 木材・ボール(木材の太さは10cm以上)をテコにして、あるいはジャッキ(パンタグラフ型が使いやすい)で間をつくる。
- ④ 間隙が崩れないように角材(長さ40~50cm)で補強し救出する。

■必要な知識■

怖い!クラッシュ症候群

倒壊した建物などに長時間はさまれていた人の命を奪う!

建物や家具の下敷きからせつかく救助されたのに、やがて亡くなってしまふ方がいます。その原因のひとつがクラッシュ症候群。長時間、はさまれていたために血流が遮断され、それが原因で、突然、心臓が止まってしまう症状です。水を飲ませながら救出し、はさまれていた状態と時間を腕や衣服などに書いて、できるだけ早く血液透析のできる病院に搬送することが大切です。(救護所には搬送しないこと)

長時間、足などが圧迫されて血液の流れが遮断されていると、周辺の筋肉の細胞の膜が破壊されます。救助され、圧迫から解放されて、圧迫がもどると、血液から壊れた細胞膜を透って細胞に水分が取り込まれてしまいます。その結果、体が脱水状態となり急性腎不全を引き起こします。

心臓から出た血液が赤い線の動脈を通り、体中を流れ、青い線の静脈を巡って心臓に戻っているという図です。

圧迫

壊れた筋肉細胞からは血液にカリウムなどが流れ出し、高カリウム血症を引き起こし、心臓を止めてしまいます。

水分をたくさん取らせることが必要です。とくに2時間以上はさまれていた人は要注意です。

すばい血液透析が必要です。

対応は?

対応は?

※救出・救助訓練やトリアージ訓練に必要な知識です。

注意事項

救出訓練の準備及び実施に当っては事故が生じないように十分留意すること。

- ① 参加者の服装(ヘルメット、釘を踏み抜かないような靴、軍手など)に留意する。
- ② チェーンソーを使用した訓練に当たっては、見学者等が十分距離をおく、切る角材等は地面にしっかり台を置き固定する、指導者が監視するなど、安全に十分注意すること。
- ③ 廃材等が使われることが多いため、すり傷などに備え救急箱を用意すること。
なお、釘等でけがの可能性があるので無理に倒壊家屋から引き出さないようにすること。
- ④ 訓練に当たっては、消防署等の専門機関の指導を受けてください。

2

平常時の防災活動

□ 応急救護訓練

応急救護や手当の訓練をするに当たっては、いくつかの負傷の状況を想定して実施することになります。

応急手当とは、医療機関で診療を受けるまでのとりあえずの処理のことですが、正しい手当でなければかえって容体を悪化させたり、命に関わることにもなりかねませんから、訓練は真剣に行う必要があります。

救護訓練では専門的な知識を要するので、消防署などの関連機関から救護の専門家に参加してもらい、指導を受けるようにします。

自主防災組織の救護班は、住民参加の訓練とは別に、日本赤十字社や消防機関などが行う救命講習や応急手当指導員講習などを受講して、より専門的な訓練を受けるようにしておきたいものです。

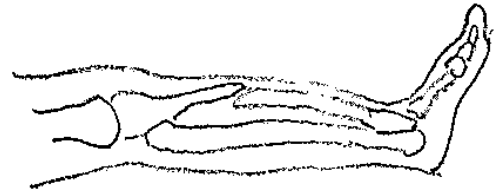
■ 骨折に対する応急手当 ■

① 骨折の部位を確認します。

- どこが痛いか聞きます。
- 痛がっているところを確認します。
- 出血がないか見ます。

[ポイント]

- 確認する場合は、痛がっているところを動かさないようにします。
- 骨折の症状には、痛み・はれ・変形などのほか、骨が飛び出していることもあります。
- 骨折の疑いのある時は、骨折しているものとして手当をします。

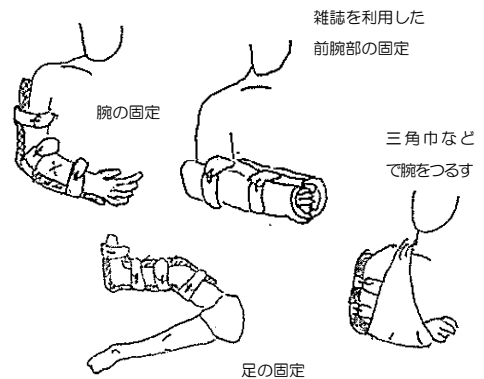


② 骨折しているところを固定します。

- 協力者がいれば、骨折しているところを支えてもらいます。
- 副木を当てます。
- 骨折部を三角巾などで固定します。

[ポイント]

- 副木は、骨折部の上下の関節が固定できる長さのものを用意します。
- 固定するときは、傷病者に知らせってから固定します。
- ショックに注意します。



③ 副木がない場合は、身近なものを利用します。

副木の代用としては、十分な硬さと適当な長さ及び幅をもつものが使用できます。例えば身近にあるボール紙、新聞紙、雑誌、板、戸板、棒、毛布、かさ、野球のバット、鉛筆、定規、しゃもじ、掃除機の延長用パイプなどです。

■熱傷（やけど）に対する応急処置■

① 熱傷の程度を調べます。

○熱傷の深さ（皮膚の状態）は？

- 赤くなっている（Ⅰ度） ●水疱か、水疱が破れた状態（Ⅱ度）
- 白っぽくなっている（Ⅲ度）

【ポイント】

熱傷の程度が次の場合は「重症の熱傷」であり、直ちに救急車を呼び、専門医による処置を受ける必要があります。

- Ⅱ度の熱傷で、体表面積の30%以上の熱傷の人。
- 顔の熱傷で、Ⅲ度の熱傷又は鼻毛が焦げたり痰が黒色になっている人（気道熱傷）。
- Ⅲ度の熱傷で、体表面積の10%以上の熱傷の人。

※老人や乳幼児は熱傷の広さが狭いときでも、重症となる場合があります。

○熱傷の広さは？



簡単な方法として
手掌法があります。

傷病者の片手の手のひらの面積の1%と考えて、熱傷の面積を調べるものです。

② 比較的軽い熱傷（Ⅰ度や狭い面積のⅡ度の熱傷の場合）

○できるだけ早く、きれいな冷水で15分以上痛みがなくなるまで冷やします。

○十分に冷やしてから、きれいなガーゼを当て、三角巾や包帯などをします。

【ポイント】

- 靴下など衣類を着ている場合は、衣類ごと冷やします。
- Ⅰ度で広い範囲の熱傷の場合は、体が冷えすぎないように注意します。
- 水疱を破らないようにします
- 薬品を塗ってはいけません。



③ 重症の熱傷

○広い範囲の熱傷の場合は、きれいなシーツなどで体を包みます。

（包んだ後、低体温症となることがあるので、毛布などで保温する場合があります。）

○Ⅲ度の狭い範囲の熱傷の場合は、きれいなガーゼやタオルなどで患部を覆います。

【ポイント】

- 重症の熱傷の時は、冷やすことよりも、早く医師の診察を受けるようにします。



④ 化学薬品による熱傷の場合。

○衣類や靴などをすぐに取り除きます。

○体に付いた薬品を水道水などで20分以上洗い流します。

（薬品の種類によっては水で洗ってはいけない場合があります。）

○目に入った場合は、水道水などで20分以上洗い流します。

【ポイント】

- 薬品を洗い流す場合は、ブラシなどでこすってはいけません。
- 化学薬品に限らず、目の熱傷の場合は、絶対に目をこすってはいけません。



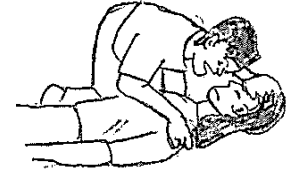
2

平常時の防災活動

■心肺蘇生法■

① 意識を調べる

耳もとで「大丈夫ですか」と呼びかけながら、肩を軽くたたき、反応があるかないかを見る。



② 助けを呼ぶ

意識がなければ大きな声で「だれか救急車を呼んで」と助けを求める。

③ 気道の確保

片手を額に当て、もう一方の手の人差し指と中指の2本をあご先にあて、これを持ち上げ、気道を確保する。

④ 呼吸を調べる

気道を確保した状態で頬を傷病者の口・鼻に近づけ呼吸の音を確認する。
傷病者の胸腹部を注視し、胸や腹部の上下の動きを見る。
10秒以内で調べる。

⑤ 人工呼吸の開始(呼吸をしていないとき)

呼吸がなければ人工呼吸を開始。
気道を確保したまま、額に当てた手の親指と人差し指で鼻をつまむ。
大きく口をあけ、傷病者の口を覆い、空気が漏れないようにして息をゆっくりと2回吹き込む。



⑥ 心臓マッサージの実施(循環サインがない場合)

圧迫位置の確認・・・胸部の側方の肋骨の縁に、人差し指と中指の2本の指を置く。2本の指を、肋骨の縁に沿って剣状突起と肋骨縁で作られている切痕に達するまで、中央に移動させる。さらに中指を切痕まですすめると人差し指は肋骨の上に置かれた状態になる。この部分が圧迫部位となる。
腕をまっすぐに伸ばし、胸を3.5～5cm圧迫する。
心臓マッサージ30回と人工呼吸2回のサイクルで繰り返す。
どうしても口対口人工呼吸をすることに抵抗がある場合は、ハンカチを傷病者の口に置いて行ってもかまわない。また、救助者の皮膚や口の周りに傷がある場合には、口対口人工呼吸を行わないで心臓マッサージのみ行ってもよい。



肋骨に当てる部分



垂直に圧迫する。

2

平常時の防災活動

■AED（自動体外式除細動器）を活用した救命■

AEDとは、心室細動などの不整脈をおこし、突然心停止に陥った心臓に電気ショックを与えてもとの状態に戻す救命器具です。日本国内では2004年7月1日、厚生労働省により、救命現場に居合わせた一般市民がAEDを使用することは、医師法に違反しないと通知されました。

携帯型で、音声ガイドに従って操作すれば誰でも簡単に使用可能です。心停止後、3分以内に除細動を行えば、4人中3人は助かると言われています。

いつ、どこで、誰に起こるかかわからない、それが突然の心停止（心臓突然死）です。日本では、突然の心停止からの救命率は5%以下で、一日に100人以上が心停止で亡くなっていると言われています。

心停止の主な要因は心室細動であり、心室細動は自然に治ることはありません。従来の心肺蘇生法を行えば、それをしないときに比べて助かる確率はおよそ2倍に増えると言われています。しかし、これは時間を引き延ばすことはできても、決してもとの状態に戻すことはできません。この場合、除細動が1分遅れる毎に救命率は約10%ずつ低下していくと言われています。いかに素早くAEDを使用するかが救命のポイントです。



わかりやすい説明図や音声ガイドで使用できるAED（写真は訓練用のAED）

■止血の仕方■

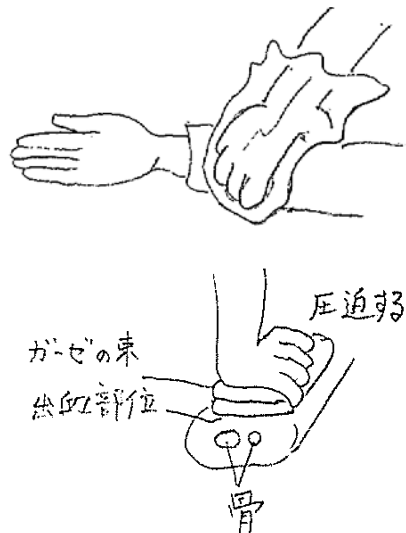
一般に、体内の血液の20%が急速に失われると出血性ショックという重い状態になり、30%を失うと生命に危険を及ぼすといわれています。そのため、多量の出血がある場合は、迅速な止血処置が必要となります。

1 直接圧迫止血法

- ①出血部位を圧迫し、包帯をします。
- ②きれいなガーゼやハンカチなどを傷口に当て、手で圧迫します。
- ③大きな血管からの出血で、片手で圧迫しても血が止まらない場合は、両手で体重を乗せながら圧迫止血します。

【ポイント】

- 止血の手当を行う時は、感染防止のためビニール・ゴム手袋などを自分の手にかぶせ、血液に触れないように注意します。なければビニールの買い物袋でも良いです



2

平常時の防災活動

■負傷者の運搬方法■

地震などの災害が発生した場合、高齢者や身体が不自由な人(災害時要援護者)などは、自分だけで救護所や安全な場所に移動・避難することは困難です。また、負傷して動けない人も出てきます。

そこで、いざという時にこうした自力避難が困難な人を安全な場所に搬送することができるよう、応急担架のつくり方と搬送要領をふだんから訓練しておくことが大切です。

搬送は出来るだけ患者に動揺を与えないこと、そして運び終わるまで患者を観察し続けるようにしてください。

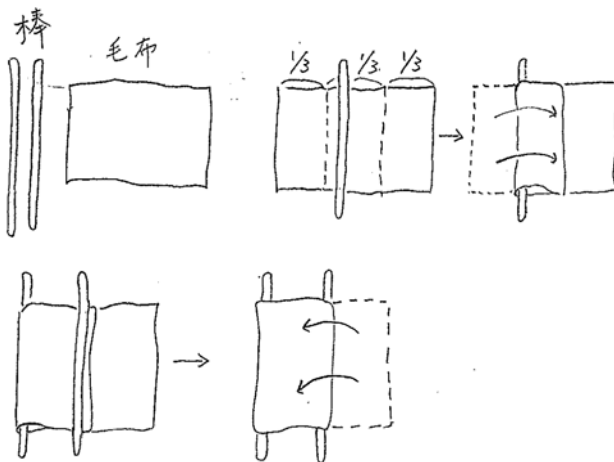
① 毛布等を利用した応急担架

○ 使用資機材

- ・棒(竹・木・鉄、パイプ等)(180~200cm) 2本
- ・毛布

○ つくり方

- ・毛布を地上に広げて置く。
- ・毛布の3分の1よりも中心側に棒を置き、その棒を包むように毛布を折り返す。
(傷病者の身長に適応する毛布を縦・横に使い分ける)
- ・折り返される毛布の端にもう1本の棒を置き、その棒を折り込むように残りの毛布を折り返す。



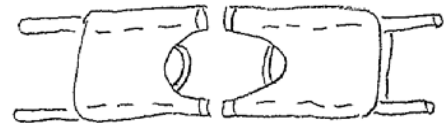
② Tシャツ等を利用する方法

○ 使用資機材

- ・棒(竹・木・鉄パイプ等)
- ・Tシャツ、セーター、ジャンパー等、2~3着

○ つくり方

- 丈夫なTシャツ等を地上に置き、2本の棒を腕の部分に通して使用する。長さにより3着使用する。



③ いすを利用する方法



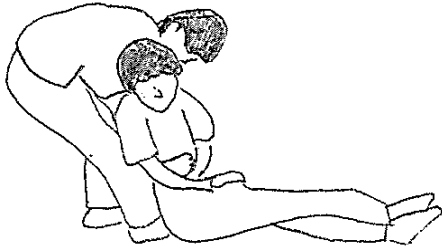
④ 資機材なしで搬送する場合

〈1名で搬送する方法〉

○背部から後方に移動する方法

[ポイント]

- ・おしりをつり上げるようにして移動させる。

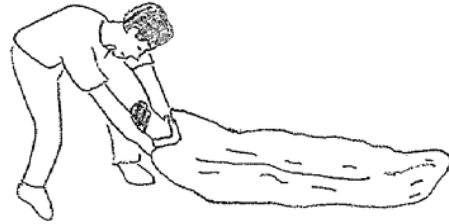


○毛布、シーツを利用する方法

[ポイント]

傷病者の胸腹部を圧迫することが多いので注意する。

- ・傷病者の状態、けがの部位により、もっとも適切な方法を選ぶ。



○背負って搬送する方法

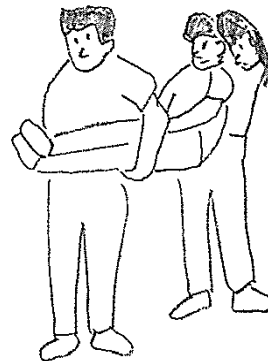
[ポイント]

- ・傷病者の両腕を交差又は平行にさせて両手を持って搬送する。



〈2名で搬送する方法〉

○傷病者の前後を抱えて搬送する方法



○横抱きで搬送する方法

[ポイント]

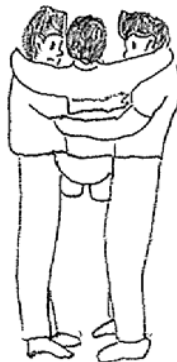
- ・乳幼児や小柄な人は横抱きにして搬送する。



○手を組んで搬送する方法

[ポイント]

傷病者の頸が前に倒れるおそれがあるので気道の確保に注意する。2名がお互いに歩調を合わせ、搬送に際して傷病者に動揺を与えないようにする。



2

平常時の防災活動

情報収集・伝達訓練

災害に際し、住民は恐怖と不安の中で情報を求めてきます。また、市町も地域の情報を求めています。不確かな情報やデマなどで住民が混乱しないように、自主防災組織がいち早く周囲の状況をつかみ、正確な情報を伝えることが大切です。そのためにも普段から情報の収集や伝達方法を整理し、確認しておきましょう。

□情報収集訓練

自主防災組織が、地域内の避難の状況、発災にともなう被害状況(死傷者、建物、交通路等の破壊の程度)、火災発生状況、生活情報等を収集し、正確・迅速に市町対策本部に報告する手順を訓練します。

① 情報班長は情報班員に被災状況収集の指示を出す

② 情報班員が被災状況を現場で収集

情報班員は「いつ、何(誰)が、どこで、どうして、どのように」になっているのか、メモをとる。

③ 情報班員に伝達を依頼

必ずメモをとるようにし、口頭だけの伝達は避ける。不正確な伝達はかえって混乱します。

④ 情報班員は情報班長へ収集した情報を伝える

⑤ 情報班長は、この情報を記録、整理して市町対策本部に電話等で報告



情報収集訓練で大切なことは

- 1 時機に適した報告・・・第1報は詳しいことまでに及ばなくても、概要だけでもいいので報告し、確認情報は第2報以降にするなど時機に適した報告が大切。(バイク団体などの協力があると効果的)
- 2 事実の確認・・・災害時には、噂やデマが流れがち。情報は出来るだけ確認すること。
- 3 情報の一元化・・・市町の対策本部等に報告する場合には、自主防災組織で報告担当者を決めておき、互いに矛盾する報告がなされないよう、チェックする体制をつくる。
- 4 「異常なし」も重要な情報。定期的に報告。
- 5 無線など通信機器に慣れる。また、通話は簡潔に。(アマチュア無線団体などの協力があると効果的)

□情報伝達訓練

市町対策本部などの防災関係機関からの情報や指示事項、ラジオやテレビから得た情報を正確・迅速に住民に伝達する要領を訓練します。

① 自主防災組織本部に口頭とメモで情報を示す



同時通報無線・サイレン・半鐘・広報車・有線放送などで伝達。



② 自主防災組織本部の情報班長はわかりやすい伝達文にして伝達にあたる情報班員にわたす。

口頭だけでなくメモを渡してまちがえないように。



③ 情報班員は地域分担して、拡声器などで伝達する。

口頭だけではなく、チラシや掲示板などに掲示することが望ましい。

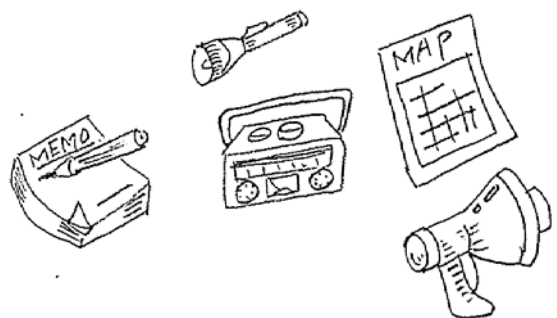


情報伝達訓練で大切なことは

- 1 伝達は簡単な言葉で。難しい言葉避ける。
- 2 口頭だけでなくメモ程度の文書を渡しておく。
- 3 情報を正確に伝達するために、受信者に内容を復唱させる。
- 4 流言には数字がからむことが多い。数字の伝達には特に注意。
- 5 各世帯への情報伝達を正確かつ能率的に行うため、あらかじめ町内の伝達経路を定めておく。
- 6 視聴覚等に障害のある方、日本語が不自由な外国人への情報の伝達については十分配慮する。

知ってください！

知覚に障害のある方や日本語が不自由な外国人の方は、口頭による情報伝達では必要な情報が十分に伝わりません。また、視覚に障害のある方は、掲示板やチラシなどの情報を受け取ることは困難です。情報伝達する人を事前に決めておく、放送と掲示板を必ず併用するなど、確実に情報が伝わるよう配慮することが大切です。



2

平常時の防災活動

避難訓練

突然災害が起きたり、警戒宣言が発令されたときに、避難経路や避難所などが周知されていれば、すばやく安全に避難することができます。また、避難方法だけでなく、リーダーとしての誘導方法や一人で避難することが困難な人の避難の手助けなどを習得することも大切です。訓練は突然発災時と警戒宣言時の行動に区分して行います。

□突然発災時の火災からの避難訓練の場合

① 情報班により「〇〇による避難勧告」を伝達



② 各人の避難にあたっては火災発生防止の処置を行うとともに安全な服装で当座の生活必需品を携行し一次避難地に集合



③ 集合者の把握、集まったら迅速に人員を確認、不明な場合は手分けして安否確認



④ 引き続き一次避難地から広域避難地へ

- ・ 情報班による避難勧告の伝達
- ・ 避難者の人数、災害時要援護者の状況を把握
- ・ 広域避難地への避難のためのグループを作り、誘導員、情報員などの役割を示す。
- ・ リーダーは避難すべき避難地、避難経路を適切に選び伝達。
- ・ 災害時要援護者を中心にして避難者がはぐれないようロープにつかまって避難。
- ・ 途中、ラジオなどから災害情報などを入手。
- ・ 広域避難地に到着したら、出発時に確認した人員がそろっているかどうか確認。



この訓練は夜間にも行ってみましょう。



□警戒宣言時の避難行動

① 情報班により警戒宣言発令の伝達



② 津波、山・がけ崩れ危険予想地域等「避難対象地区」の住民は、個人ごとにあらかじめ決められた避難地に直接避難



③ 各人の避難にあたっては火災発生防止の処置を行うとともに安全な服装で当座の生活必需品を携行



④ 避難にあたっては避難経路の安全の確認を行い、特に交通事故防止に努める。

注：高齢者等災害時要援護者の避難にあたってはあらかじめ担当者、避難具等を決め、安全な避難方法を研究しておく。



⑤ 避難地に集まったら迅速に人員を確認、不明な場合手分けして安否確認

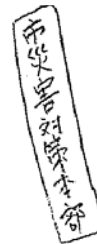
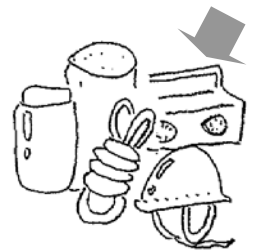


⑥ 避難状況を市町対策本部に報告

訓練では各人の避難地到着に要する時間を計測。これは避難地の再検討の資料となる。

東海地震注意情報発表時には、警戒宣言発令時の本部設営に向けての準備(役員等の所在確認、連絡体制の確保、防災資機材、備蓄食料の点検・確認等)や住民等に注意情報の発表を周知、冷静な行動の呼び掛け等を実施します。

また、避難対象地区内の災害時要援護者の避難行動等を実施します。



2

平常時の防災活動

給食・給水訓練

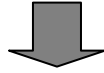
救助物資を必要とする人数を町内会の班別に集約し、各班のリーダーが常に給食・給水のシステムにしたがって配給できれば、混乱も減少し、皆が公平に救援物資を入手することが可能になります。各班のリーダーは、常に班の人数を把握し、避難所本部に報告・協力することが給食・給水活動の大事なポイントです。

用意するもの

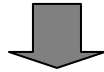
釜・飯ごう・大鍋・米・みそ・割りばし・うちわ・まき・ガスコンロ等

① 給食・給水班を構成する

衛生に留意（手を洗う、三角きんをかぶる）し、生活班を中心として、中高生なども加える。



② テントを張り、テーブルを用意



③ おにぎり・みそ汁などを作ってみる



① 釜や飯ごう・大鍋などを使用した炊き出しの方法を覚える

- 被災後の衛生状態の悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄をしっかりと行う。
- ガスや電気を使う調理とは勝手が違うので、燃料の確保、水加減、火加減などの習得が必要。



② 公的機関などからの救援物資の配給計画を立てる

- 救援物資の受入れと配給をスムーズに行えるよう、配給計画を作成する。
- 町内会などの班単位の代表者に配給し、混乱を防ぐ。



③ 給水拠点や給水方法を決めておく

- 事前に給水車による給水拠点を決めておく。
- 給水車からの給水方法を訓練しておく。
- 地域内の井戸などの飲料水を確保できる場所も調査しておく。

④ 災害時要援護者への配慮を忘れない

- 災害時要援護者に配給が届かないおそれがありますので気をつけてください。
- 避難生活が長期になる場合、メニューへの配慮も必要です。

3.協働（コラボレーション）による自主防災組織の活性化 （他の組織や団体等との連携）

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守ろうと自主的に結成されるものですが、他の自主防災組織(同じ避難所単位等)と活動上の情報交換をし、災害が起きた場合の協力体制を確立しておくことは重要です。

大きい災害ほど、被害は一地域に限らないので、相互に情報を伝達し合い、助け合わなければなりません。

また、自主防災組織は、地域防災指導員や防災関係機関の指導や助言、助力を必要とする面もあります。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるために、防災関係機関や消防団、防災士、災害ボランティア、学校、事業所、民生・児童委員や福祉団体等の協力が欠かせません。日ごろからよく話し合っておくなど十分連携をとるようにしてください。

地域防災指導員

現在、静岡県では自主防災組織に対する指導や情報提供を行う人材として、「地域防災指導員」が登録されています。地域防災指導員は、市町より選任された防災リーダーで、災害図上訓練[DIG]（ディグ）を中心とした実践的な訓練などを行い、防災活動の普及・促進を図っています。



2

平常時の防災活動

他の地域の自主防災組織とは

災害時には避難地や避難所が一緒になる場合があります。組織同士で日ごろからコミュニケーションを取り、災害時に協力して混雑が起こらないようにすることが重要です。定期的な会合の計画を立て、共通の認識が持てるように心掛けてください。

- ・近隣自主防災組織との定期的な会合
- ・災害時の応援協力体制の確立
- ・合同訓練(講演会等の催し物)の開催
- ・避難地の運営体制の構築(分担)→避難生活計画書の作成
- ・保有する資機材情報の提供

消防団とは

日ごろから火災予防や初期消火訓練を行っている消防団は、災害時には自主防災組織にとって大変重要な存在となります。したがって、消火訓練はもとより救出・救助や避難地や避難所での活動においても、消防団と密接な連携を取ることが必要です。

- ・消防団の防水訓練への参加
- ・可搬ポンプの使用方法などの指導
- ・消防団の保有する資機材情報の提供
- ・災害時の救出・救助、誘導などの強力

地域の事業所とは

地域内にどんな事業所があるか把握をしておくことは非常に重要です。平日の昼間発災した場合など、事業所から保有する資機材の提供や従業員による救出・救助活動への協力など災害時に応援を得られれば、非常に役立つ存在となります。したがって、定期的な防災訓練への参加を呼び掛けたり、事業所が実施する防災訓練に協力するなど日ごろから密接な連携をとることが必要となります。

- ・災害時(訓練時)の協力体制の構築
- ・訓練時の事業所の参加
- ・事業所が保有する資機材の提供
- ・救出・救助、災害時要援護者の避難などへの従業員の協力
- ・災害時要援護者の避難施設としての施設の開放
- ・外国人労働者への防災知識の普及

学校(教員)とは

学校の多くは避難所となっており、学校の教職員も避難所運営の支援に関わることとなります。実際に避難した際に混乱しないように、他の自主防災組織と学校との間で、避難所の設置や運営について話し合っておくことが必要となります。

- ・避難所運営についての体制の確立
- ・学校施設の状況や保有する資機材の確認

その他の人材・団体とは

地域内には、その他にも、防災士、災害ボランティアをはじめ、医師(医療機関)、民生・児童委員、福祉団体、女性の会、女性防火クラブ、青年団、日赤奉仕団といった、防災活動に携わることが可能な人材や団体などが存在します。このような団体などと連携を取り協力体制を整えておくことが必要となります。

- ・炊き出し訓練などへの協力
- ・災害時要援護者への支援
- ・ボランティアの受入調整

第3章

突然地震が発生した場合

この章では、東海地震や神奈川県西部の地震などの大地震が突然発生した場合に自主防災組織がどのような活動をするべきかについて説明しています。



3

突発地震が発生した場合

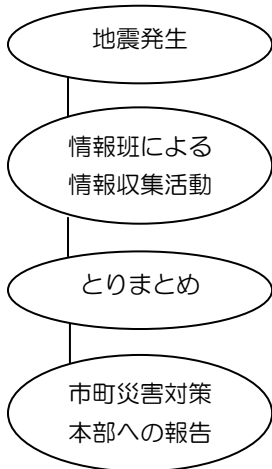
1. 突然地震が発生した場合の時間的な経過と自主防災活動

経過時間	状況	各個人の行動	自主防災活動
0:00	地震発生	地震の揺れに注意し、身を守る 素早く火の始末 玄関をあける	
0:01～ 0:02	揺れがおさまった	津波、山・がけ崩れの危険が予想される地域は即避難 火元の確認(早めにガスの元栓を閉め、電気のスイッチ・ブレーカーを切る) 火が出ても落ち着いて初期消火 ・家族の安全確認 ・靴を履く 家の中も危険物でいっぱい	
0:03		・みんな無事か 隣近所に声をかける ・近所に火は出していないか 大声で知らせる 消火器を使え 漏電、ガス漏れ、余震に注意	・隣近所で助け合い 見つからない人はいないか？ けが人はいないか？ ・災害時要援護者は大丈夫か？
0:05		ラジオや同報無線により情報確認 車で逃げるな! ブロック塀、ガラス、がれきに注意!	・情報班による地域内の被害情報収集 ・市町等からの情報を住民へ正しく伝達
0:10～ 数時間	火災発見 家屋の倒壊発見 負傷者発見	・みんなで消火活動! ・みんなで救出活動!	・消火班による初期消火活動(バケツリレー・可搬ポンプ等) ・救出・救助班による救出活動 ・負傷者の応急救護、救護所への搬送 ・災害時要援護者の避難の支援 地域の事業所等の協力を得る 困難な場合は消防署、市町等へ支援要請 無理はしない (被害状況によっては消防車等の到着が遅れる場合はある)
～数日	避難生活	・自主防災組織に協力して秩序ある避難生活を 壊れた家には入らない 助け合いの心を持とう がまんも大切	・避難所運営 避難所運営マニュアルや避難生活計画書に基づいた秩序ある避難所運営 災害時要援護者に対する配慮 災害ボランティアとの共助

2. 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

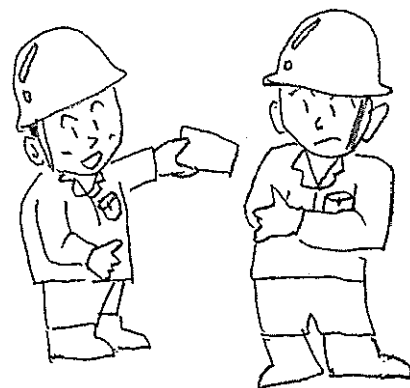
地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の被災状況等）や火災発生状況を迅速にとりまとめ、市町の災害対策本部に報告するようにしましょう。

- ・ 情報収集を迅速に行うため、事前に調査区域を分けて担当者を決め、地域内の被害状況等、必要な情報を収集します。
- ・ 被害報告を受けた情報班長は、市町災害対策本部などの防災関係機関に報告します。「被害なし」という報告も災害の全体像をつかむための重要な被害情報になりますので忘れずに報告するようにしてください。
- ・ 同報無線や市町の広報車、テレビ、ラジオで正確な情報を確認し、地域内の各家庭に伝えて混乱が起こらないようにしましょう。



情報班を構成し、各地区毎に情報収集開始

各地区担当より受けた被害状況をまとめる



3. 被災者の救出活動

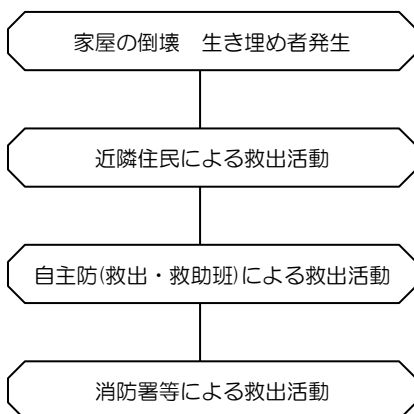
大地震発生時には家屋の倒壊などにより多数の生き埋め者が発生することが予想されます。しかし、消防等の防災関係機関だけでは十分な対応が出来ません。地域の自主防災組織が協力して救出・救助にあたるのが求められます。

①自分の安全を確認したら、家族隣人の救出

- ・ 負傷者等の居場所の情報を集める。大きな声で叫び反応を見る。
- ・ 居場所がわかったら救出のための人を集める。人が見える場合は5～10人、見えない時は20人位がよい。
- ・ ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材で救出。

②自主防災組織による救出

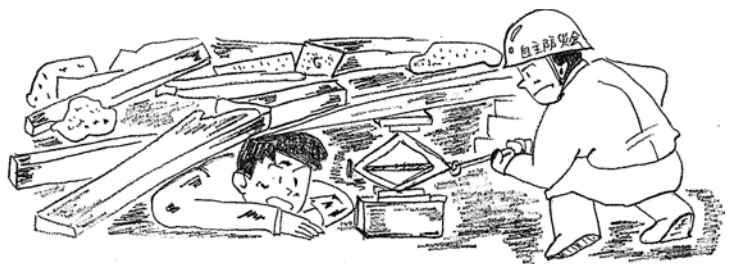
- ・ 特技者によるチェンソー、可搬ウインチ、エンジンカッターなどを利用した救出。
- ・ 被災者の埋没位置、数などを的確に把握しておくこと。



近所同士で救出

救出・救助班を編成して自主防災組織レベルで救出

専門的な技術者等による救出



救出作業は危険を伴う場合がありますので、二次災害に十分注意しましょう。

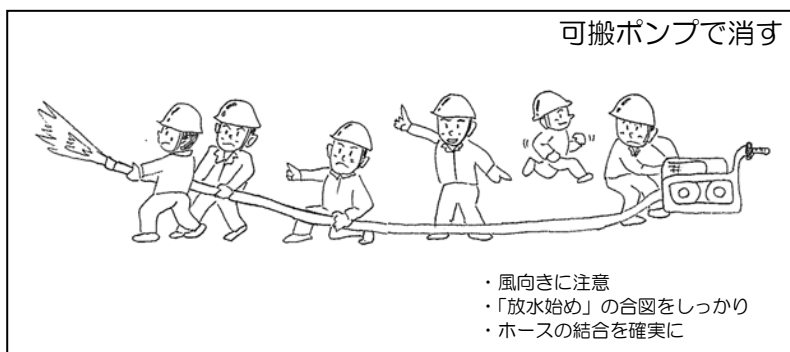
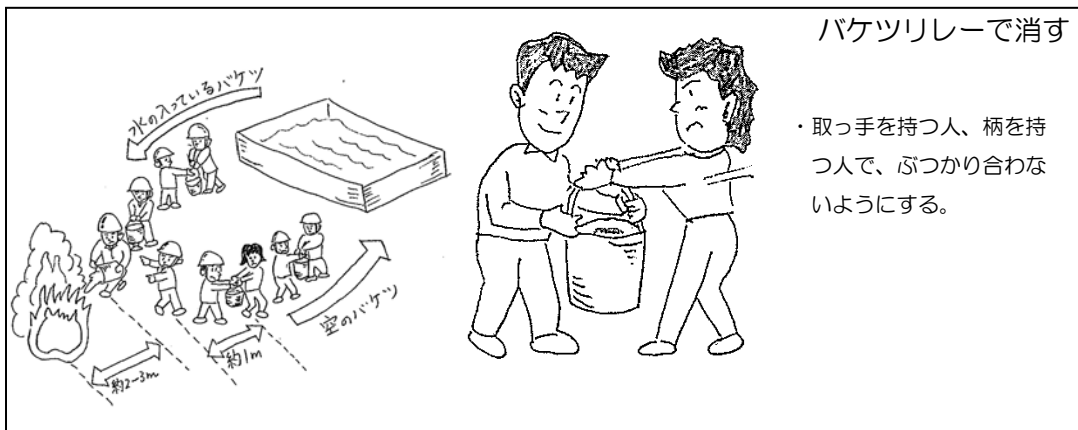
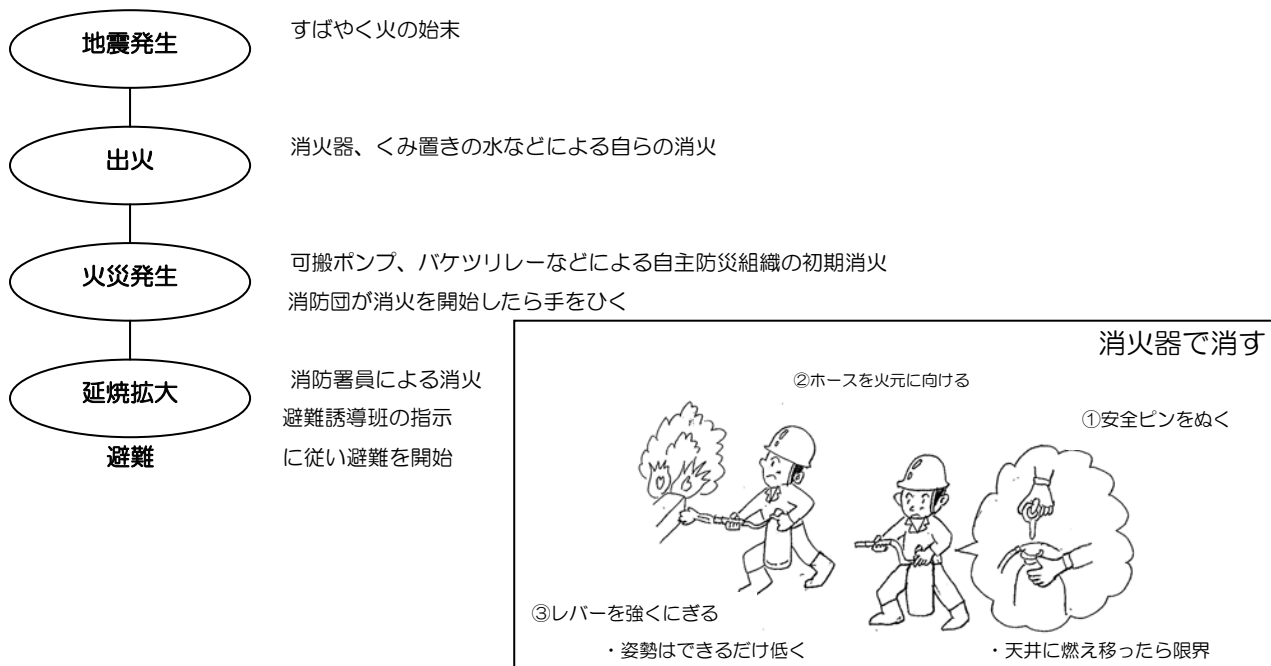
3

突発地震が発生した場合

4. 消火活動

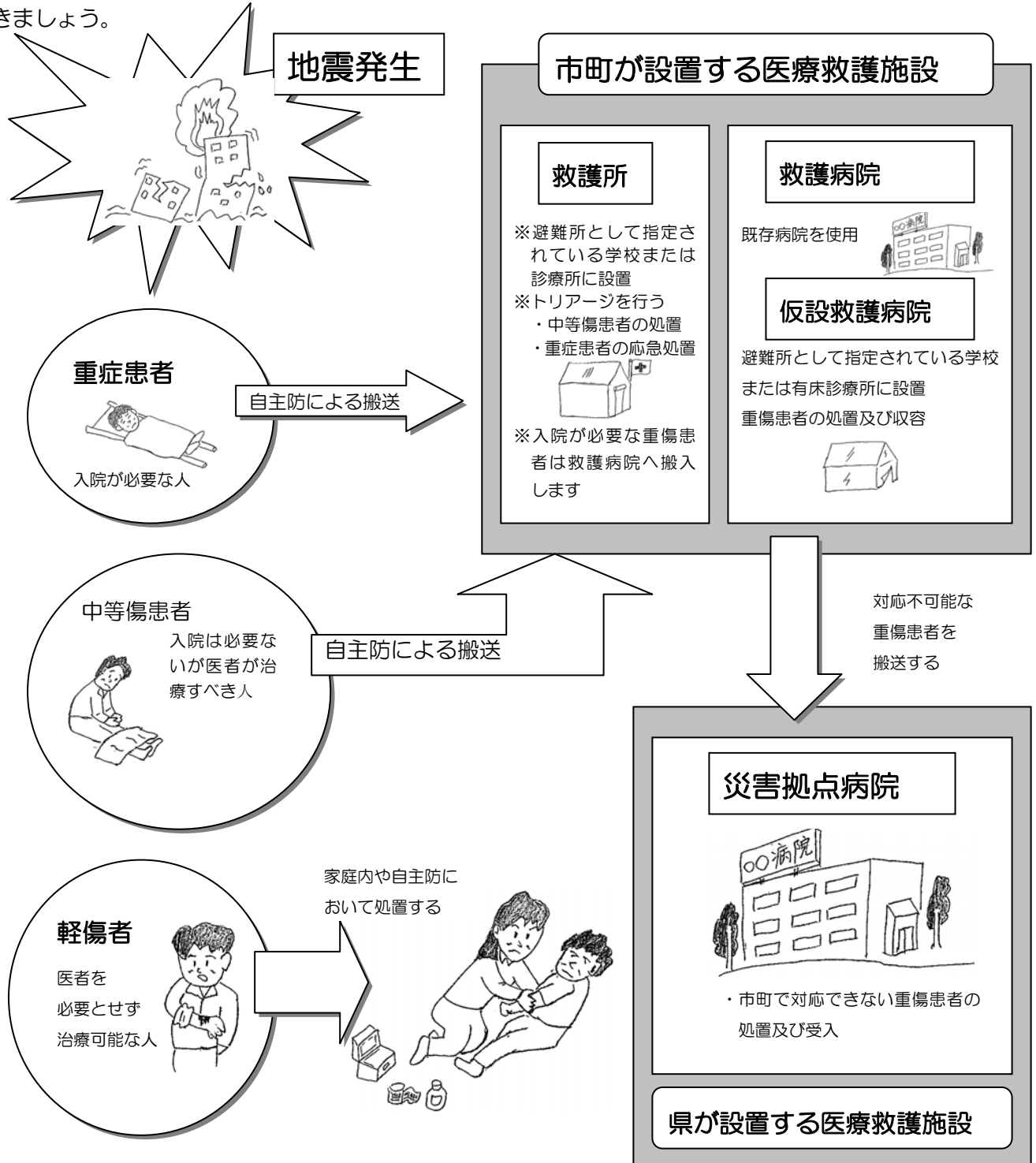
地震による火災発生を防ぐためには、各家庭における出火防止対策が一番大切ですが、いざ火災が発生したら地域の自主防災組織が協力して初期消火活動にあたるようにしましょう。

ただし、地域で行う初期消火活動はあくまで火災の延焼を防止することが目的ですので、決して無理はしないように注意してください。消防団員や消防署員が到着したらその指示に従うようにしましょう。



5. 医療救護活動

大規模な地震が発生した時には大量の負傷者が出ますが、すぐに医者による治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合はまず応急手当を行い、重傷患者や中等傷患者は救護所等の医療救護施設に搬送するようにしてください。医療救護施設が設置される場所は事前に市町に確認しておきましょう。



(解説)

トリアージとは、大規模災害時など限られた人的、物的状況下で最大多数の負傷者に最善の医療を施すため、患者の重症度により治療優先度を定めることです。

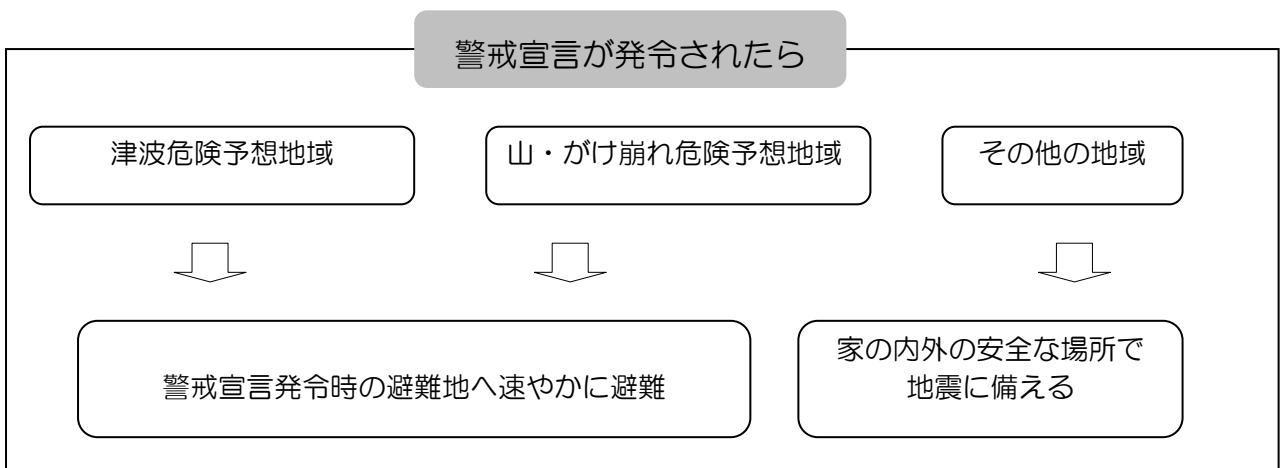
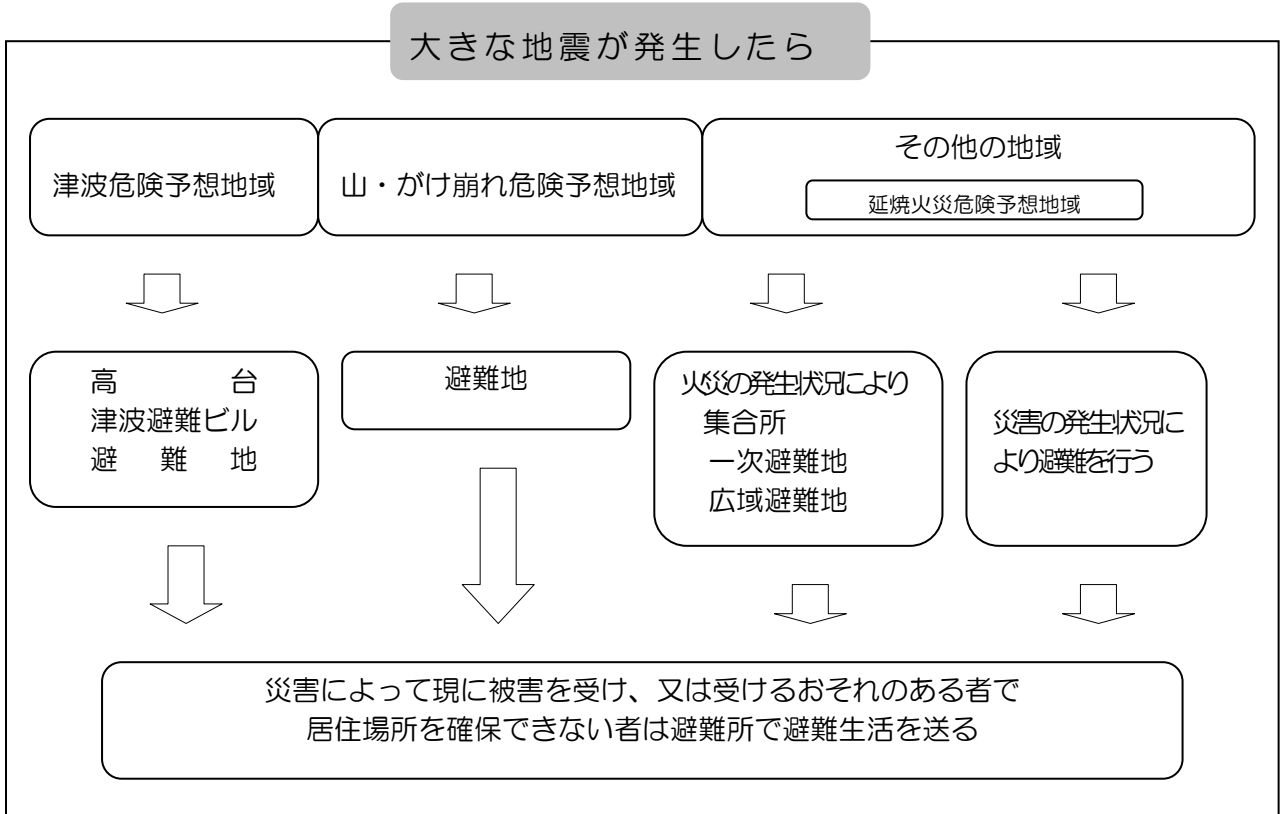
3

突発地震が発生した場合

6. 避難行動

地域の危険性によって避難の方法が異なります。自分の地域ではどのような避難行動が必要なのか、よく理解しておくことが大切です。(下図参照)

情報の食い違いによる誤った避難行動は危険ですので、必ず正確な情報に基づいて行動するようにしましょう。また、自力で避難することが困難な災害時要援護者について事前に把握しておき、自主防災組織の中で担当を決めておくなど、逃げ遅れのないように皆で協力することが大切です。



※避難地・・・津波や山・がけ崩れの危険予想地域の住民等の避難のために市町が指定した避難場所

集合所・・・火災時の一時的避難や一次避難地へ移動するときの集合場所

一次避難地・・・火災時に広域避難地に到達するまでの中継拠点

広域避難地・・・火災拡大時の最終避難場所

7. 避難生活

避難生活は災害による精神的な不安や日常生活の不便、共同生活による不自由などから暗いイメージとなりがちです。

自主防災組織を中心に、避難住民がお互いに助け合い協力して秩序ある避難生活が営まれるように努めてください。特に高齢者や障害のある人などの災害時要援護者へのあたたかい配慮が必要です。また、避難所では災害ボランティアの支援が考えられます。受け入れ体制の整備も平常時の訓練に取り入れ、その場になったとき混乱しないように心掛けましょう。

あらかじめ避難生活計画書を作成しておきましょう。

- ・市町担当、施設管理者、自主防災組織で避難所の運営組織（運営本部）をつくる。
- ・運営本部に、総務、被災者管理、情報、食料・物資、施設管理、保健・衛生等の各班長をおく。
- ・その下に各自主防災組織ごとに班編成を行い、班ごとの役割を決める。
- ・運営本部会議を1日1～2回開催し、情報の収集・伝達、役割等を再確認する。

● 建物への立ち入りは・・・

地震発生後、必要に応じて応急危険度判定士の判定を受け、建物の安全を確認した上、利用することができます。

（参考）

県と県内全ての市町では、公共施設の耐震性能ランク（Ⅰa、Ⅰb、Ⅱ、Ⅲ）を公表しており、また県及び一部の市町では、建物玄関などの見やすい位置に耐震性能ランクを表示しています。

耐震性能ランクがもっとも高いⅠaの建物は、地震後も継続して使用できるため、応急危険度判定士の判定を受けなくても使用できます。また、Ⅰb以下の建物は、応急危険度判定士の判定を受けて安全が確認されるまでは、使用は原則禁止されます。

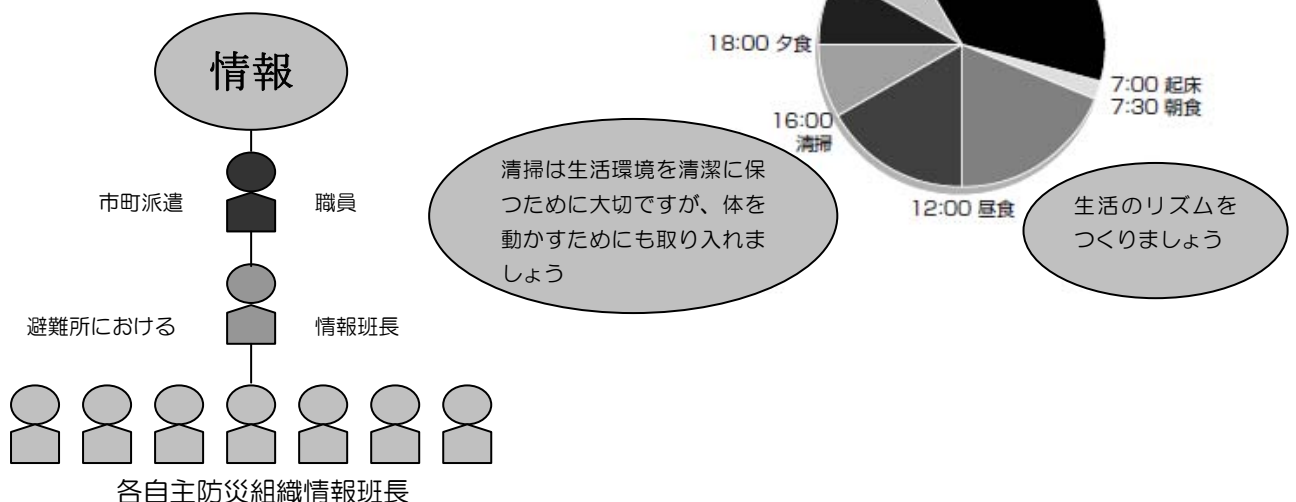
ただし、Ⅰaの建物であっても、場合によって亀裂が入ったり、照明や看板などの落下物の危険は残るため、目視による安全確認を行い、必要な場合は応急危険度判定士の判定を受けてください。

● 情報は・・・

- ・市町からの情報は、避難所に派遣された市町職員が受け、情報班長に伝えます。
- ・情報班長は、各自主防災組織の情報班長に伝えます。
- ・各情報班長は、その連絡を住民に伝達します。
- ・ラジオなどから直接入る情報にも注意します。
- ・避難者リストを作ります。

● 生活時間は・・・

- ・生活区域、生活上のルールを決めます。
- ・生活の時間も決めておきましょう。



●ゴミは…

- ・生ゴミは場所を決めて出しましょう。
- ・その他のゴミは、分別して出しましょう。



●トイレは…

- ・トイレはキレイに使用し、清掃もきちんとやりましょう。

●親戚・知人宅への避難

- ・親戚・知人宅への避難者は、避難先を変更した場合、被災者管理班を通じて、運営本部へすみやかに連絡しましょう。



●安否確認、掲示板・伝言板の設置

- ・各避難所ごとに安否を確認しましょう。
- ・情報については掲示板を設けておきます。
- ・避難者リストを利用しましょう。
- ・視聴覚に障害のある人のために、情報を伝える人を予め決めたり、掲示板と放送を必ず併用するなど、災害時要援護者に確実に情報が伝わるよう配慮が必要です。



●食事、水は・・・

- ・原則として、食事はそれぞれの非常持ち出しの食料でまかさないです。その際、火は使いません。
- ・不足する場合は、共同で炊き出しを行います
- ・地震発生後は断水になる恐れがあるのでポリタンク等に水をためておき、大事に使用してください。
- ・食事や給水はリーダーの指示に従い、順序よく行ってください。
- ・高齢者など災害時要援護者に確実に食事が行き渡るように配慮が必要です。

●プライバシーは・・・

- ・お互いのプライバシーを保護するため、家族単位で区分けしてむやみに他人の場所へ立ち入らないようにしましょう。
- ・更衣室等も設けます。

●災害時要援護者への支援

- ・介護は家族が行うものとします。家族がいない人などはあらかじめ災害時要援護者台帳に登録しておきましょう。介護者の方は、あらかじめ届け出てください。



●緊急輸送

- ・緊急時のため、各自主防災組織から車両を1台ずつ用意するなど輸送対策を決めておきましょう。

●ペットへの対応

- ・飼育者の把握、飼育場所の指定、排泄物の後始末、清潔徹底しましょう。

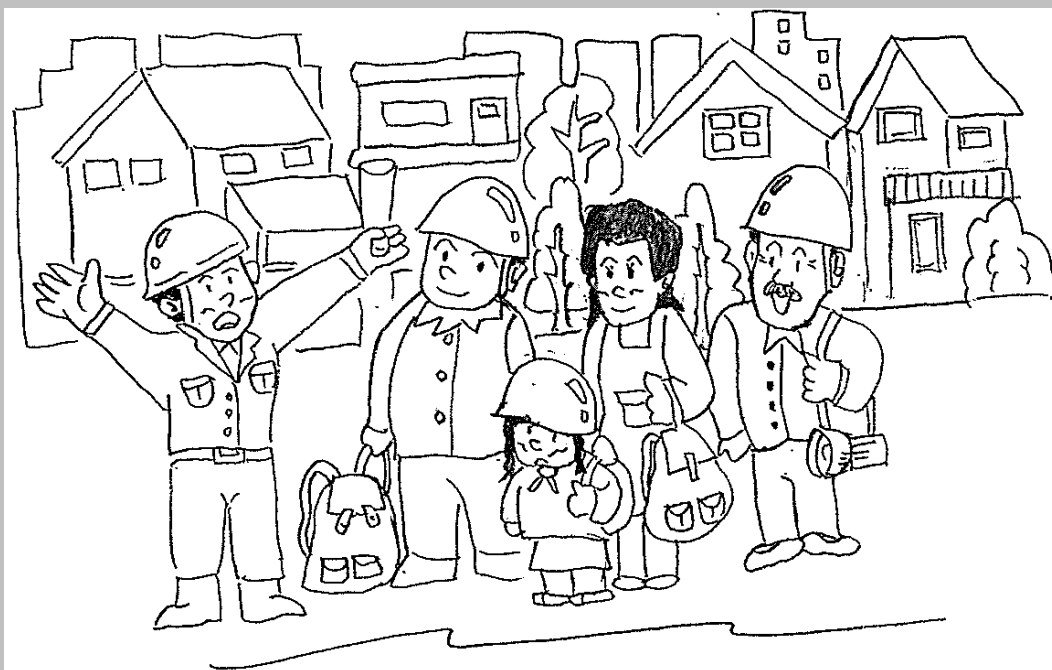
- ・介護者が不足する場合は、各自主防災組織の人材台帳を活用し、適任者（看護師等）に交替で介護をお願いします。また、手話、ガイドヘルパー等のボランティアの受入れに配慮しましょう。

第4章

東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言が発令された場合

この章では、東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言が発令された場合の社会状況や自主防災組織の対応について説明しています。



4

警戒宣言が発令された場合

1. 地震予知と警戒宣言

(1) 地震予知

一般的に、「地震予知は非常に困難」とされていますが、予想される東海地震のように、陸地を含む一定の地域で周期的に繰り返し起こっている大地震は、予知の可能性があるといわれています。

東海地震の予知は、気象庁などの国の機関が中心となり、歪計などの観測機器を使って24時間監視を行い、観測データの変化をとらえ、それが直ちに東海地震の発生に結びつくかどうかを判定しようとするものです。

現在、県内には、地震予知観測のため約480の観測施設が設置されています。

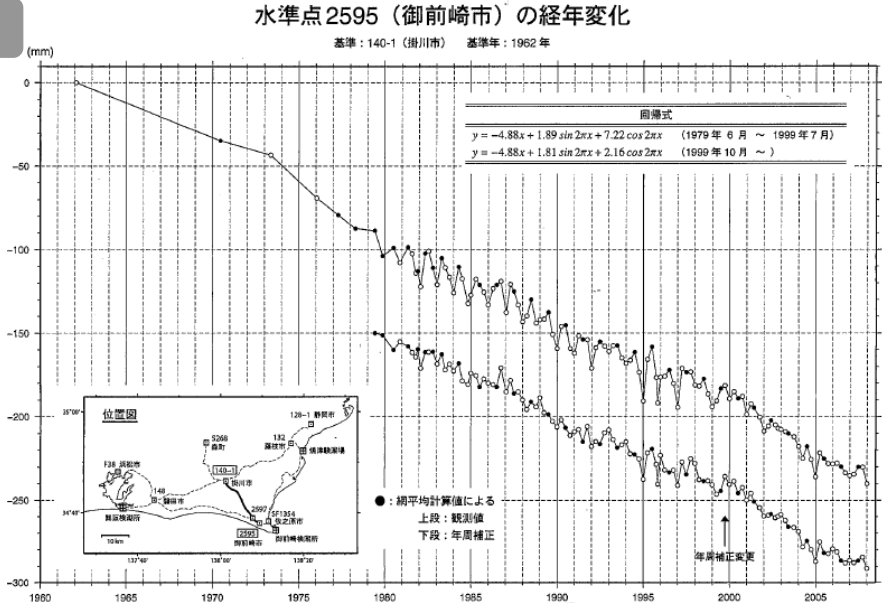
地震予知に使われる観測データ

例1

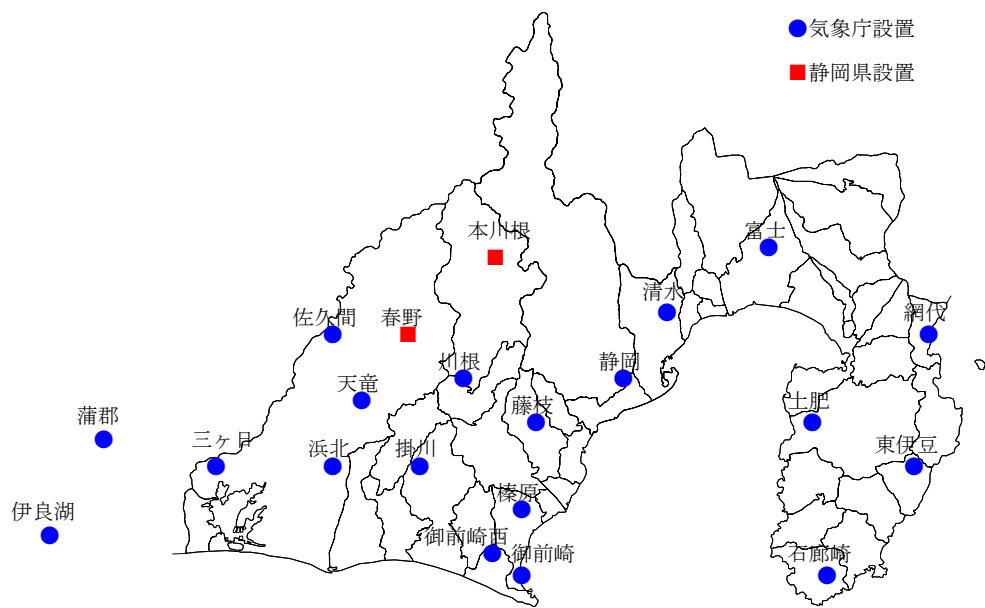
[水準点の経年変化]

御前崎市にある水準点は、掛川市内にある水準点を基準にした場合、季節的な上下運動を繰り返しながら沈下をしています。

沈下が停止し、次に隆起に転じるとき、地震が起こると考えられています。



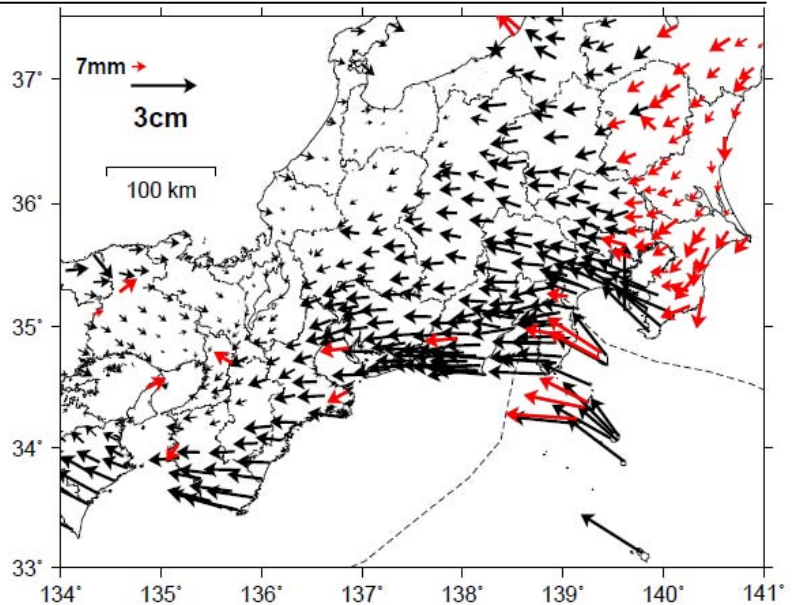
(参考)東海地震予知観測を行うための歪計の配置図



例2

[GPSによる地殻変動]

GPS(Global Positioning System)とは、人工衛星からの電波を受けて自分の位置を求めるための装置で、一般ではカーナビゲーションなどに利用されています。2台以上の装置を用いてデータ処理することにより、地殻変動を観測し、現在ではミリメートルの精度で精密かつ連続的に観測できるようになりました。右図の矢印が地面の動いた方向と大きさを表しています。



(2) 東海地震観測情報・東海地震注意情報・東海地震予知情報

科学技術の進歩により、警戒宣言の前に、観測データの変化の推移について説明できると考えられ、東海地震の前兆現象の可能性が高まったことを示す情報が、気象庁から次の3つに区分して発表されます。

東海地震観測情報

観測データに異常が現れているが、前兆現象かどうか直ちに評価できない場合に発表されます。

(東海地震の発生のおそれなくなったときや、東海地震とは直接関係ないと判断されたときにも発表されます。)

東海地震注意情報

前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されます。これを受け、準備行動を始めます。

(※判定会開催は、この情報の中で報じられます。)

東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがある場合に発表されます。この発表と同時に、内閣総理大臣から警戒宣言が発令されます。

(※東海地震注意情報と東海地震予知情報は、解除する場合にも発表されます。)

(3) 警戒宣言の発令

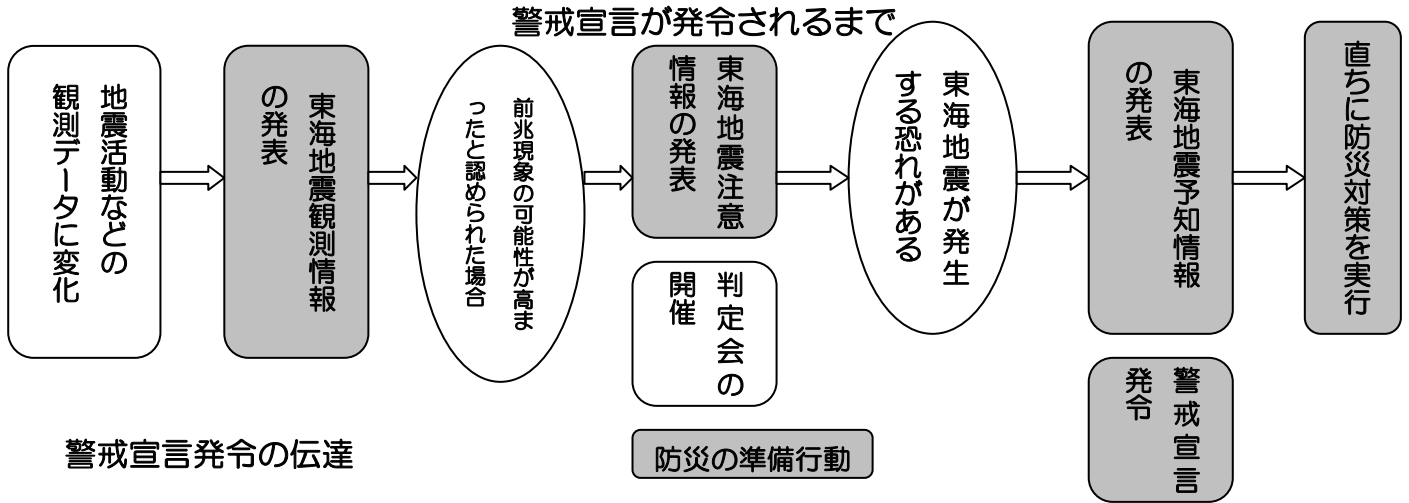
観測データの異常が増大し、東海地震の発生のおそれがある場合に、気象庁長官からの報告を受けて、内閣総理大臣は、静岡県を含む「地震防災対策強化地域」に対して、「警戒宣言」を発令します。このとき、同時に気象庁では東海地震予知情報を発表します。

警戒宣言とは

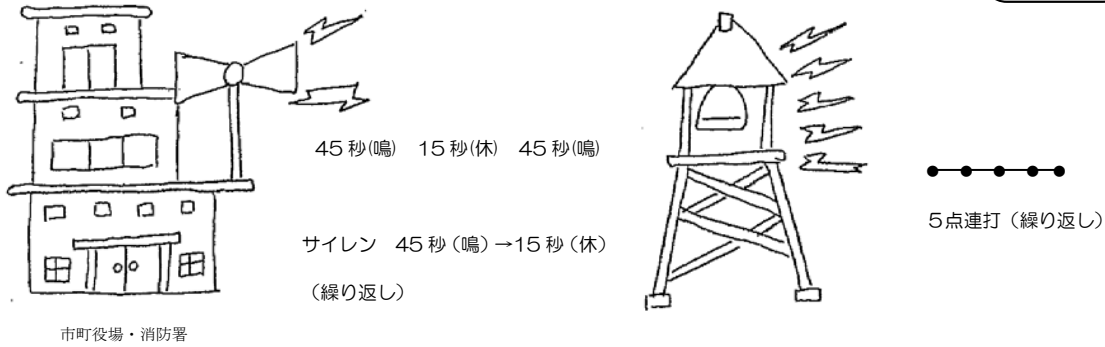
「警戒宣言」とは「2～3日以内（または数時間以内）にマグニチュード8程度の大地震（東海地震）が発生し、静岡県全域が震度6弱以上の地震の揺れに襲われる」という警告であり、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示です。

4

警戒宣言が発令された場合



警戒宣言発令の伝達



(4) 東海地震注意情報及び警戒宣言が発令されたときの社会状況

	東海地震注意情報の発表時	警戒宣言発令時
電気・ガス・水道	使用可能 (水道水は溜めておく)	使用できるが出来るだけ使わない
電話	使用可能 (ただし、利用者が急増すると通話規制がとられる)	使用可能 (利用者が急増し、通信規制がかかる可能性大)
バス	原則として平常どおり運行	最寄りの安全なバス停等まで走行し、運行中止
鉄道	原則として平常どおり運行	最寄りの安全な駅等まで運行し停車
道路	平常どおり運行可	避難路などを確保するため、 幹線道路などで交通規制(車は徐行運転)
百貨店	部分的または段階的に営業中止	営業中止 (ただし、一定の耐震性がある店舗は営業継続可)
コンビニ等	平常どおり営業	一定の耐震性が確保されている店舗は営業継続
銀行	平常どおり営業	営業中止 (ただし、一部のATMは営業継続)
病院等	原則として外来診療制限 (急患を除く)	外来診療中止 (急患を除く)
学校・幼稚園	児童等の安全を考慮し、帰宅または保護者に引き渡す (特別支援学校等では、より前の時点で帰宅等)	閉校、閉園 (一部の教職員は待機)

2. 東海地震注意情報発表時の対応

東海地震注意情報が発表された場合、自主防災組織としては次のような行動が考えられます。

1. 警戒宣言発令時の本部設営に向けての準備

- (1) 役員等の所在を確認します。
- (2) 連絡体制を確保します。
- (3) 防災資機材、備蓄食料の点検確認をします。

2. 住民等に注意情報発表を周知

テレビ・ラジオ等により東海地震注意情報や生活関連情報を聴取し、冷静な行動の呼びかけを実施します。

3. 避難対象地区内の災害時要援護者の避難行動の実施

津波や山・がけ崩れ危険予想地域では、お年寄りや身体の不自由な方等（災害時要援護者）、警戒宣言発令時の迅速・円滑な避難が困難な者への事前避難を実施します

3. 警戒宣言発令時の対応

警戒宣言が発令された場合、自主防災組織としては、次のような行動が考えられます。

1. 自主防災組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営します。

2. 情報の収集・伝達

- (1) 情報班による情報収集・伝達体制を確認する。
- (2) 市町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認、巡察します。
- (3) 避難地にすでに避難している人もいますので、応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告します。

3. 初期消火の準備

防災倉庫の可搬ポンプ等の初期消火資機材の点検を行い、準備態勢を整えます。

4

警戒宣言が発令された場合

4.防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の防災用資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認します。

5.家庭内対策の徹底

次の事項について、情報班員が巡察して、各家庭へ呼びかけ確認します。

- (1) 家具の転倒防止
家具類の固定状況を確認する。
- (2) 落下物の除去
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
- (3) 出火防止
火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
- (4) 備蓄食料・飲料水の確認
備蓄食料及び飲料水を確認する。

6.避難活動

- (1) 避難行動
 - ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民に対して市町長の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させます。避難状況を情報班が確認後、本部長がチェックし、市町に報告します。
 - イ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合等は、付近の安全な空地等への避難をすすめてください。
- (2) 避難生活
 - 「避難生活計画書」に従い行動します。
 - ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をします。
 - イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の活動に必要な資機材を準備します。
 - ウ 食品、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町等と連絡を取り、その確保に努めてください。

7.社会秩序の維持

- (1) ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の収集・伝達に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努めてください。
- (2) 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力してください。

第5章

静岡県で想定されている地震

この章では、東海地震や神奈川県西部の地震の発生のおよそいつや、予想される被害について説明しています。



5

静岡県で想定されている地震

1.東海地震

(1) 周期的に起こる大地震

日本列島の太平洋岸では、プレートの潜り込みによる地震が一定の周期で繰り返し起こっています。特にフィリピン海プレートが潜り込む東海から四国にかけての海域では、100年から150年の周期で、しかもほぼ同じ場所で、同じ規模の大地震が繰り返し起こっています。

1854年の安政東海地震の後、東海地方より西側では1944年（昭和19年）の東南海地震や1946年（昭和21年）の南海地震がすでに発生し、この時、地震のエネルギーが放出され、次の地震はしばらく後と考えられています。

しかし、駿河湾から御前崎沖では未だ地震が発生しておらず、地震のエネルギーが蓄積されていると考えられており、地震活動の空白域とよばれ、近い将来、巨大地震の発生が予想されているのです。

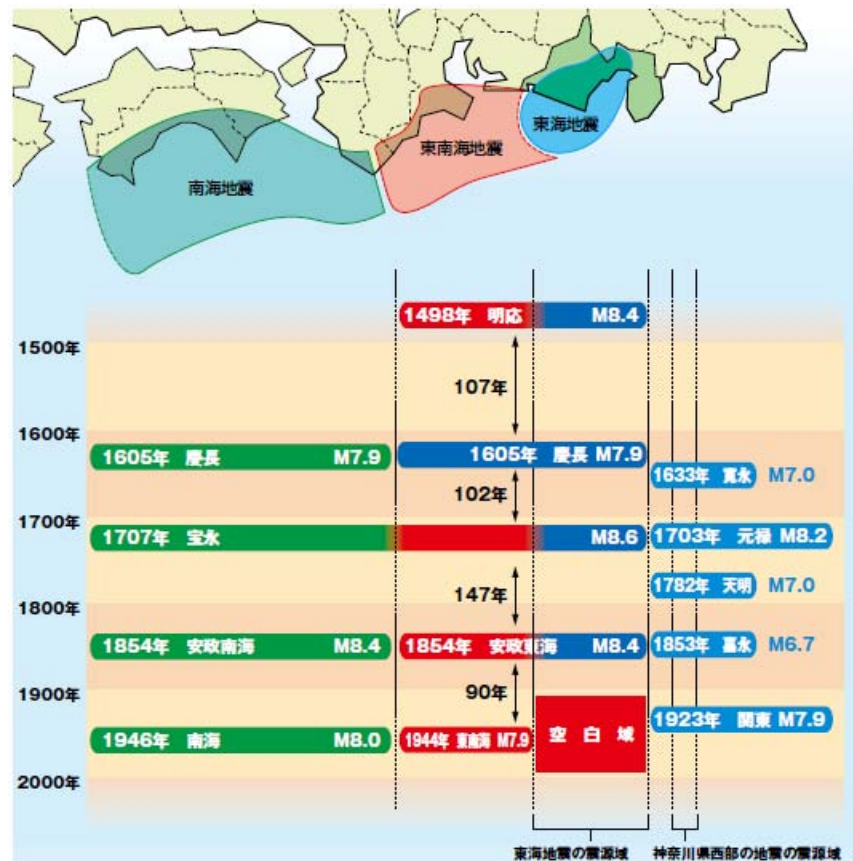
また、神奈川県西部の地域では、歴史の記録によると1633年の寛永地震以降ほぼ一定の周期で、マグニチュード7程度の地震が起こっています。

日本列島付近のプレート



(瀬野徹三氏による)

太平洋岸で起こった過去の大地震



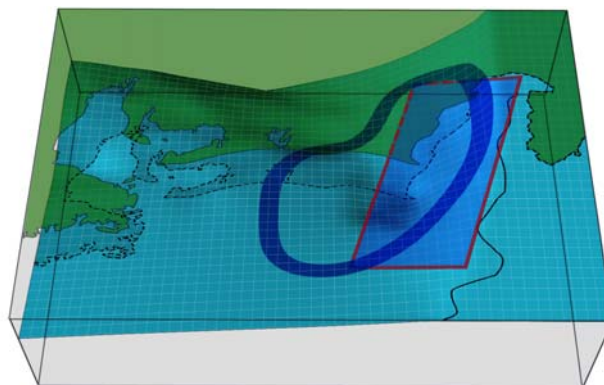
(2) 東海地震の切迫性

1976年（昭和51年）8月に、静岡県を中心とした東海地域で、「大地震が明日起こっても不思議ではない」という東海地震説が発表されました。

この地震説の発表は、静岡県を中心とした東海地域で大きな社会問題となり、県や市町をはじめ各家庭でも、東海地震対策が最も急がれる重要な課題となりました。

幸いにして、この説の発表以来大地震が起こることもなく現在に至っていますが、「日一日と東海地震の発生が近づいている」というのが、地震学者の一致した意見です。

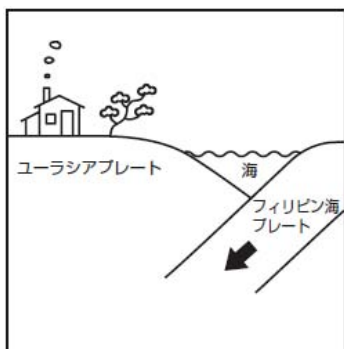
東海地震の想定震源域



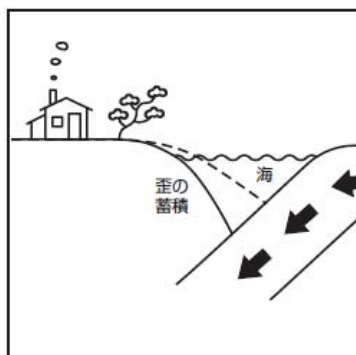
(3) 東海地震が発生するしくみ

予想される東海地震はプレート境界で起こるので「プレート境界型地震（海溝型地震）」と呼ばれています。

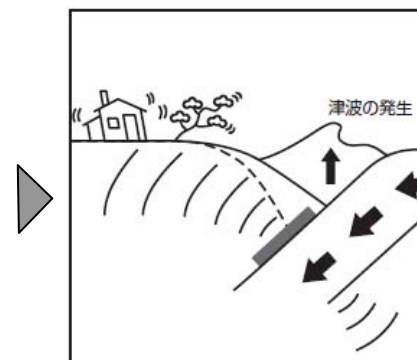
プレート境界型地震が発生するしくみ



①海底を作っているフィリピン海プレートが年数 cm の割合でユーラシアプレートの方へ移動し、その下へ潜り込む。



②ユーラシアプレートの先端部が引きずり込まれ、歪が蓄積する。



③歪がその限界に達した時、ユーラシアプレートが跳ね上がり、地震が発生する。その際、津波も発生する。

東南海・南海地震について

遠州灘西部から四国沖までの南海トラフ沿いの地域も、歴史的に見て、概ね100年から150年の間隔で海溝型巨大地震が発生しています。このうち、遠州灘西部から熊野灘で発生する地震が東南海地震、四国沖で発生する地震が南海地震と呼ばれ、今世紀前半にも巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されています。

平成15年12月には、東南海・南海地震が発生した場合に著しい災害が発生するおそれがある地域として「東南海・南海地震防災対策推進地域」が指定され、静岡県内では18市町が指定されています。

(4) 東海地震の被害想定

静岡県では、より効果的な地震対策を進めるために、東海地震の被害想定を行っています。阪神・淡路大震災の教訓を取り入れて行った、地震被害想定（平成13年5月公表）によれば、予想される東海地震（マグニチュード8程度）では、埋立地や地盤の軟弱な地域を中心に震度6強～7になり、激しい揺れが1分間程度続くほか、地域によっては液状化の発生や津波の襲来も予想されます。

また、建物被害や死者・負傷者数も阪神・淡路大震災を大きく上回ることが予想されています。特に、古い木造住宅の倒壊などによって甚大な被害が出る恐れがあります。

ブロック塀や屋外落下物の被害

ブロック塀や屋外落下物の被害（県計）

区分	対象箇所数	被害箇所数
ブロック塀・石塀	256,296	27,989
屋外落下物	54,336	7,577

静岡県の被害想定は県地震防災センターのホームページから確認できます。<http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/why/b-05.htm>

建物被害

要因別建物被害想定結果（県計）

（単位：棟）

被害要因	被害区分	予知なし			予知あり
		5時	12時	18時	
地震動・液状化	大破	131,183	131,183	131,183	131,183
	中破	292,115	292,115	292,115	292,115
	一部損傷	290,670	290,670	290,670	290,670
人工造成地	大破	4,774	4,774	4,774	4,774
	中破	14,322	14,322	14,322	14,322
津波	大破	2,240	2,240	2,240	2,240
	中破	3,666	3,666	3,666	3,666
	一部損壊	7,429	7,429	7,429	7,429
	床下浸水	14,955	14,955	14,955	14,955
山崖崩れ	大破	3,546	3,546	3,546	3,546
	中破	8,762	8,762	8,762	8,762
延焼火災	焼失	10,665	16,551	58,402	51
建物被害総数 (被害要因間の重複を除外)	大破	150,330	115,489	192,450	140,801
	中破	306,845	305,329	294,846	309,174
	一部損壊	289,365	288,090	279,433	291,890
	床下浸水	7,884	7,865	6,945	7,041
建物棟数		1,528,349	1,528,349	1,528,349	1,528,349
建物罹災棟数		754,424	756,773	773,673	748,907
建物罹災率(%)		49.4	49.5	50.6	49.0
建物被害棟数		303,752	308,154	339,873	295,388
建物被害率(%)		19.9	20.2	22.2	19.3
建物罹災世帯数		600,713	602,632	619,391	595,732

※罹災棟数＝大破棟数＋中破棟数＋一部損壊棟数＋床下浸水棟数

被害棟数＝大破棟数＋中破棟数/2

注：少数処理による四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

富士川河口断層帯について

富士川河口断層帯は富士川河口から富士山南西山麓にかけて、ほぼ南北に延びる約20kmの断層帯で、駿河湾内のプレート境界断層（東海地震の震源域）に連続していると考えられています。

断層帯の活動度は日本の活断層の中では最大級です。過去の平均活動間隔は千数百年、最新活動期は千年以上前であった可能性が高いとされています。

この断層帯の次の活動は、地震時の変位量が7mまたはそれ以上、地震の規模でいうとマグニチュード8程度で震源域は駿河湾内にまで及ぶと考えられ、今後数百年以内の比較的近い将来となる可能性があります。



人的被害

要因別人的被害想定結果（県計）

（単位：人）

被害要因	被害区分	予知なし				予知あり			
		冬5時	春秋12時	冬18時	特徴的ケース	冬5時	春秋12時	冬18時	特徴的ケース
建物倒壊	死者	4,646	2,281	2,146	2時 4,694	1,245	634	600	2時 1,261
	重傷者	5,790	4,446	4,186	5,852	1,512	1,164	1,096	2時 1,524
	中等傷者	51,288	39,369	37,029	51,810	13,367	10,265	9,649	13,506
津波	死者	227	220	220	14時 220	39	39	39	14時 39
	重傷者	276	271	271	271	46	45	45	45
	中等傷者	663	652	652	652	104	103	103	103
山崖崩れ	死者	555	476	443	2時 560	116	104	101	2時 117
	重傷者	936	795	744	948	182	158	148	2時 184
	中等傷者	2,237	1,893	1,779	2,259	417	353	337	420
火災	死者	117	121	586	夏12時 64	11	8	8	夏12時 8
	重傷者	122	130	622	68	11	8	8	8
	中等傷者	255	340	1,540	174	4	4	4	4
ブロック塀、石塀の倒壊	死者	23	103	120	14時 176	1	8	9	14時 13
	重傷者	81	351	448	745	4	25	31	49
	中等傷者	59	503	669	1,164	8	27	36	50
屋外落下物	死者	20	86	95	14時 128	0	5	5	14時 15
	重傷者	77	241	308	516	4	25	33	53
	中等傷者	446	3,938	5,179	8,886	51	128	150	239
屋内収容物の移転転倒	死者	176	145	143	2時 176	58	30	28	2時 58
	重傷者	11,346	10,263	9,648	11,456	1,363	1,238	1,160	2時 1,379
	中等傷者	30,661	27,744	26,099	30,971	3,683	3,325	3,133	3,712
道路上への落石・崩土	死者	87	263	263	14時 263	0	0	0	14時 0
	重傷者	26	82	82	82	0	0	0	0
	中等傷者	42	125	125	125	0	0	0	0
合計	死者	5,851	3,695	4,016		1,470	828	790	
	重傷者	18,654	16,579	16,309		3,122	2,663	2,521	
	中等傷者	85,651	74,564	73,072		17,634	14,205	13,412	

※特徴的ケース 2時：在宅率が高い時間帯、夏12時：1923年関東地震の発生季節・時間帯
14時：外出率が高い時間帯

※ は、被害が最も多い

下敷き・生き埋めによる要救助者数（県計）

（単位：人）

	予知なし			予知あり		
	5時	12時	18時	5時	12時	18時
要救助者数	28,070	21,882	20,573	7,324	5,713	5,367

東海地震の被害想定と阪神・淡路大地震の被害のとの比較

項目	阪神・淡路大震災	東海地震被害想定（予知なし）	阪神・淡路大震災との比較
地域の人口	約547万人（兵庫県）	約374万人（静岡県）	0.7倍
マグニチュード	7.3	8程度	約10倍
震度7の区域	約30km ²	約131km ²	4.4倍
人的被害〔死者、重・軽症者〕	約5万人	約11万人	2.2倍
物的被害〔建物破壊（全・半壊）〕	約24万9千棟	約49万棟	1.9倍
津波被害	なし	あり（死者数約220人）	－

※阪神・淡路大震災における被害の数字は消防庁災害対策本部資料より

5

静岡県で想定されている地震

2. 神奈川県西部の地震

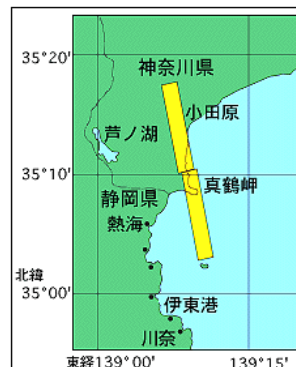
静岡県の被害想定は県地震防災センターのホームページから確認できます。<http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/why/b-05.htm>

神奈川県の西部を中心とした地域では、1633年の寛永地震や1703年の元禄地震など、マグニチュード7程度の地震が繰り返し発生しています。

予想されるこの地域の地震は、マグニチュード7クラスの内陸直下型で、県東部の広い地域にわたって震度5強以上の強い揺れになると推定されています。また、震源域の一部が海底に及んだ場合には、3~6m程度の津波の発生も想定され、県東部に大きな被害をもたらす恐れがあります。

静岡県では、想定地震により震度5強以上の揺れが発生する県東部の18市町村（平成13年5月時点）を対象に被害想定を行いました。その結果、県東部地域のうち震源に近いところでは、東海地震に比べ震度や建物被害、津波高が上回ると想定される地域もあるため、今後の地震対策の充実を図る必要があります。

想定した断層モデル



人的被害

要因別人的被害想定結果(県計)

(単位:人)

被害要因	被害区分	冬5時	春秋12時	冬18時	特徴的ケース	
					2時	夏12時
建物倒壊	死者	117	73	71	2時	117
	重傷者	219	167	155	2時	221
	中等傷者	1,927	1,455	1,370	2時	1,947
山崖崩れ	死者	96	85	80	2時	96
	重傷者	159	140	131	2時	160
	中等傷者	373	331	310	2時	378
火災	死者	4	3	38	夏12時	1
	重傷者	4	3	39	夏12時	1
	中等傷者	0	2	94	夏12時	3
ブロック塀 石塀の倒壊	死者	6	16	19	14時	26
	重傷者	15	48	59	14時	95
	中等傷者	7	64	85	14時	151
屋外落下物	死者	6	13	14	14時	17
	重傷者	13	31	39	14時	69
	中等傷者	58	531	702	14時	1,198
屋内収容物の移動 転倒	死者	32	30	28	2時	32
	重傷者	1,884	1,685	1,587	2時	1,901
	中等傷者	5,093	4,561	4,287	2時	5,150
道路上への落石・崩土	死者	3	5	5	14時	5
	重傷者	1	3	3	14時	3
	中等傷者	2	3	3	14時	3
合計	死者	264	225	255		
	重傷者	2,295	2,077	2,013		
	中等傷者	7,460	6,947	6,851		

※特徴的ケース

2時：在宅率が高い時間帯

夏12時：1923年関東地震の発生季節・時間帯

14時：外出率が高い時間帯

※ は、被害が最も多い

建物被害

要因別建物被害想定結果(県計)

単位:棟

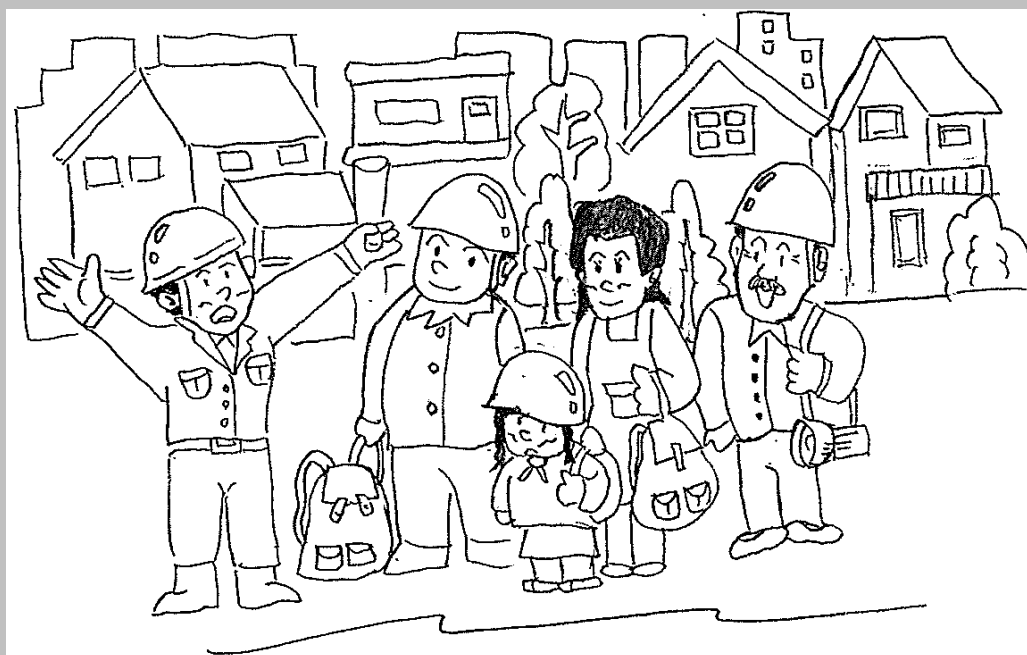
被害要因	被害区分	予知なし		
		5時	12時	18時
地震動・液状化	大破	5,462	5,462	5,462
	中破	14,225	14,225	14,225
	一部損傷	16,184	16,184	16,184
人工造成地	大破	151	151	151
	中破	452	452	452
山崖崩れ	大破	762	762	762
	中破	1,812	1,812	1,812
延焼火災	焼失	5	15	4,162
建物被害総数 (被害要因間の重複を除外)	大破	6,355	6,365	10,421
	中破	16,210	16,209	15,939
	一部損傷	16,027	16,027	15,743
建物棟数		388,772	388,772	388,772
建物罹災棟数		38,592	38,600	42,104
建物罹災率(%)		9.9	9.9	10.8
建物被害棟数		14,460	14,469	18,391
建物被害率(%)		3.7	3.7	4.7
建物罹災世帯数		34,504	34,513	38,061

※罹災棟数=大破棟数+中破棟数+一部損傷棟数+床下浸水棟数
被害棟数=大破棟数+中破棟数/2

注：小数処理による四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

資料

- 1 静岡県に被害をもたらした主な地震
- 2 気象庁震度階級関連解説表
- 3 津波警報、注意報について
- 4 気象庁が発表する噴火警戒レベルと警報
- 5 気象等の予報及び警報の種類と発表基準
- 6 各種台帳様式
- 7 東海地震による被害発生と応急対応のシナリオの概要
- 8 プロジェクト「^{トウカイ}TOUKAI（東海・倒壊）^{ゼロ}—0」
- 9 ブロック塀の3分点検



1.静岡県に被害をもたらした主な地震

西暦	日本歴	マグニチュード	地震名又は地域	被害状況
1498	明応7	8.4	東海道全般	津波。伊勢大湊で流出家屋 1,000 棟、死者 5,000 人。志太郡地方で流出死 26,000 人
1605	慶長9	7.9	慶長地震	津波。浜名湖付近の橋本で 100 棟中 80 棟流出し、死者多し。
1703	元禄 16	8.2	元禄地震	倒壊家屋 8,000 棟以上、死者 2,300 人以上。津波。
1707	宝永4	8.4	宝永地震	倒壊家屋 60,000 棟以上、死者 20,000 人。袋井全滅。津波。御前崎で地盤隆起。
1854	嘉永7	8.4	安政東海地震	倒壊焼失家屋約 30,000 棟。死者 20,000~3,000 人。津波。御前崎で地盤隆起
1891	明治 24	8.0	濃尾地震	建物全壊 140,000 棟。半壊 80,000 棟。死者 7,273 人。山崩れ 10,000 余り。
1923	大正 12	7.9	関東大震災	死者 99,331 人、行方不明 43,476 人、全壊家屋 128,266 棟、半壊 126,233 棟、津波。
1930	昭和5	7.3	北伊豆地震	死者 272 人、全壊家屋 2,165 棟。山崩れ、がけ崩れ多し。
1944	昭和 19	7.9	東南海地震	死者・不明者 1,223 人、全壊家屋 17,599 棟、半壊 36,520 棟、流出家屋 3,129 棟。
1945	昭和 20	6.8	三河地震	死者 2,306 人、全壊家屋 7,221 棟、半壊 16,555 棟、非住居全壊 9,187 棟、津波。
1946	昭和 21	8.0	南海地震	死者 1,330 人、全壊家屋 11,591 棟、半壊 23,487 棟、流出 1,451 棟、焼失 2,598 棟。
1948	昭和 23	7.1	福井地震	※死者 3,769 人、倒壊家屋 36,184 棟、半壊 11,816 棟、焼失 3,851 棟。
1964	昭和 39	7.5	新潟地震	※死者 26 人、全壊家屋 1,960 棟、船舶・道路の被害多数、津波、地盤隆起。
1974	昭和 49	6.9	伊豆半島沖地震	死者・行方不明者 38 人、全壊家屋 134 棟、半壊 240 棟、御前崎に小津波。
1978	昭和 53	7.0	伊豆大島近海地震	死者 25 人、全壊家屋 96 棟、半壊 616 棟、道路損壊 1,141 ヶ所、がけ崩れ 191 ヶ所。
1978	昭和 53	7.4	宮城県沖地震	※死者 28 人、全壊家屋 1,183 棟、半壊 5,574 棟、道路破損 888 ヶ所、山崩れ。
1980	昭和 55	6.7	伊豆半島東方沖	全壊家屋 1 棟、一部損壊 17 棟。
1983	昭和 58	7.7	日本海中部地震	※死者 104 人、建物全壊 934 棟、半壊 2,115 棟、流出 52 棟、船沈没 255 隻。
1993	平成 5	7.8	北海道南西沖地震	※津波、死者 202 人、不明者 28 人、負傷者 323 人。
1995	平成 7	7.3	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	※死者 6,434 人、不明 3、負傷者 43,792 人、全壊 104,906 棟。
2004	平成 16	6.8	新潟県中越地震	※死者 67 人、負傷者 4,805 人、全壊 3,175 棟。
2007	平成 19	6.9	石川県能登半島地震	※死者 1 人、負傷者 356 人、全壊 684 棟
2007	平成 19	6.8	新潟県中越沖地震	※死者 15 人、負傷者 2,345 人、全壊 1,319 棟
2008	平成 20	7.2	岩手・宮城内陸地震	※死者 13 人、負傷者 450 人、全壊 28 棟
2008	平成 20	6.8	岩手県沿岸北部を震源とする地震	※死者 1 人、負傷者 209 人、全壊 1 棟

■ は、東海地域（駿河湾から御前崎沖）を震源地とする地震

※印は、本件に被害は出ていないが、参考までに掲載

資料：理科年表より（新潟県中越地震、石川県能登半島沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部を震源とする地震においては消防庁資料を参考とした）

2.気象庁震度階級関連解説表

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じない。		
	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。		
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
2.5	3	眠っている人の一部が目覚めます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
3.5	4	屋内にいる人のほとんど揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自転車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
4.5	5弱	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を思うとする。眠っているほとんどの人が目を覚めます。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが揺れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5.0	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚になる食器類、書棚のほんの多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなどの重い家具が倒れることがある。一部の戸が外れる	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自転車の運転が困難となり、停止する自動車が多い。
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定しない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用する際は、以下の点にご注意ください。

(1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。

(2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状況や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

3.津波警報、注意報について

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報を発表します。

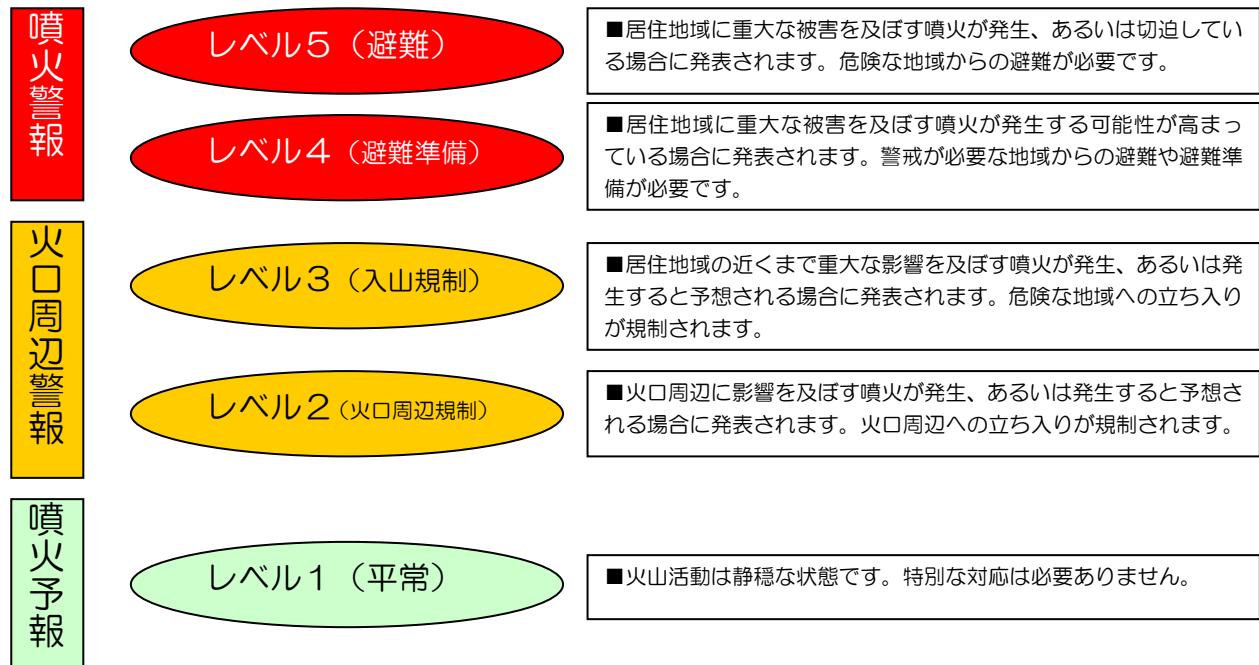
津波警報・注意報の種類

種類		解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

4. 気象庁が発表する噴火警戒レベルと警報

富士山の火山活動に異常が観測された際には、気象庁から噴火警戒レベルや噴火警報が発表されます。これに応じた避難の指示などが市や町から伝えられることになっていますが、状況によっては自主的な避難や避難準備が必要になる場合もあります。



5.気象等の予報及び警報の種類と発表基準

気象台では、大雨や暴風などによって災害のおこるおそれがある場合には、警報や注意報を発表します。これらは、静岡県を遠州北、遠州南、中部北、中部南、富士山南西、富士山南東、伊豆北、伊豆南の8つの区域に分けて発表します。

以下は、静岡地方気象台が発表する警報・注意報基準で、該当区域内のどこかでこれらの基準に達すると予想したときに発表します。

*は気象官署等の値であることを示す。

注意報の種類		発表基準	
気象注意報	風雪	平均風速	陸上：12m/s以上【御前崎、石廊崎、網代 15 m/s* 以上】雷を伴う
	強風	平均風速	陸上：12m/s以上【御前崎、石廊崎、網代 15 m/s* 以上】
	大雨	市町村単位で定められています（詳しくは静岡気象台にお問い合わせください）	
	大雪	24時間降雪の深さ	平地：5cm以上、山地：10cm以上
	濃霧	視程	陸上：100m以下、海上：500m以下
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	感想	最小湿度 30%以下で実効湿度 50%以下*	
	なだれ	1. 降雪の深さが 30cm以上あった場合 2. 積雪が 40cm以上であって、最高気温が 15℃以上の場合	
	着氷（雪）	著しい着氷（雪）が予想される場合	
	霜	最低気温	早霜、晩霜期に 4℃以下
	低温	最低温度	冬期 - 4℃以下
高潮	潮位	東京湾平均海面上 1.1m以上	
波浪	有義波高 3.0m以上		
洪水	市町村単位で定められています（詳しくは静岡気象台にお問い合わせください）		

警報の種類		発表基準	
気象警報	暴風	平均風速	陸上：20m/s以上、海上：25cm/s以上
	暴風雪	平均風速	陸上：20m/s以上、海上：25cm/s以上 雷を伴う
	大雨	市町村単位で定められています（詳しくは静岡気象台にお問い合わせください）	
	大雪	24時間降雪の深さ	平地：10cm以上、山地：20cm以上
高潮	潮位	東京湾平均海面上 1.5m以上	
波浪	有義波高 6.0m以上		
洪水	市町村単位で定められています（詳しくは静岡気象台にお問い合わせください）		

（静岡地方気象台資料参考）

6.各種台帳様式

■自主防災組織台帳（モデル）

組織の名称											
会長(隊長) 氏名	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)
電話番号											
世帯数											
人口											
規約	有 ・ 無			防災計画書			有 ・ 無				
地域内で 注意すべ き危険	危険の種類	世帯数	人数	対処方法							
	津波										
	山・がけ崩れ										
	その他										
活動の 状況	実施年度	年度		年度		年度		年度		年度	
	内容 区分	時期		時期		時期		時期		時期	
	防災訓練										
	座談会 講習会等										

(年 月 日作成)

(年 月 日作成)

警戒宣言時避難	帯時間	自宅(家の敷地含む)		自宅付近の空き地		指定避難地		縁故避難			
		世帯数	人数	世帯数	人数	名称	人数	世帯数	人数		
	平日昼										
	平日夜										
発災後の避難	集合場所			一時避難地名			広域避難地名				

倉庫及び活動資機材装備品											
倉庫	構造					面積	m ²				
区分	品名	数量				区分	品名	数量			
		年	年	年	年			年	年	年	年
情報伝達用具	電池メガホン					救急用品	ゴムポート				
	街頭用消火器						担架				
消火用具	同上 格納庫					避難用具	救急セット				
	バケツ						強カライト				
	砂袋(ビニール)						標旗・腕章				
	可搬ポンプ						ロープ				
								小型発電機			
救出障害物除去用具	バール・丸太					給食給水用具	釜(カマド付)				
	折りたたみはしご						鍋				
	のこぎり						受水槽				
	掛矢					ろ水器					
	おの					その他	テント天幕				
	スコップ						ビニールシート				
	つるはし										
	鍬										
	もっこ										
	石み										
	なた										
	ペンチ										
	鉄線ばさみ										
	大ハンマー										
	片手ハンマー										
一輪車											
ロープ											

資 機 材 点 検 実 施 状 況					
点検実施 年月日	点 検 品 目	点検実施 年月日	点 検 品 目	点検実施 年月日	点 検 品 目

(注) 品名と点検実施年月日を記入する。

MEMO

○年○月○日 ○○地震○測候所震度 3 損失家屋 2 負傷者 1 名津波なし		

(注) 災害状況等、自主防災組織にとって特記すべき事項を記入する。

プライバシーの保護に配慮して自主防災組織が責任を持って保管する。 自主防災組織名（ ）

■世帯台帳（モデル）

世帯主		電話番号		避難先	津波や山・がけ崩れ危険予想地域	警戒宣言発令時 避難地〔 親戚・知人宅に避難の場合、避難先の住所・氏名・電話番号 〕
住所						突発自身時 ※ 津波避難ビル・高台・避難地・その他〔 〕
※ 住居形態	持家・借家・アパート・マンション・間借・その他	平屋・階建			延焼火災危険予想地域	一次避難地〔 〕 広域避難地〔 〕
※ 地域特性	津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域、延焼火災危険予想地域、液状化危険予想地域、その他				その他の地区	地震発生後、自宅に住めなくなった場合 避難地〔 親戚・知人宅に避難の場合、避難先の住所・氏名・電話番号 〕

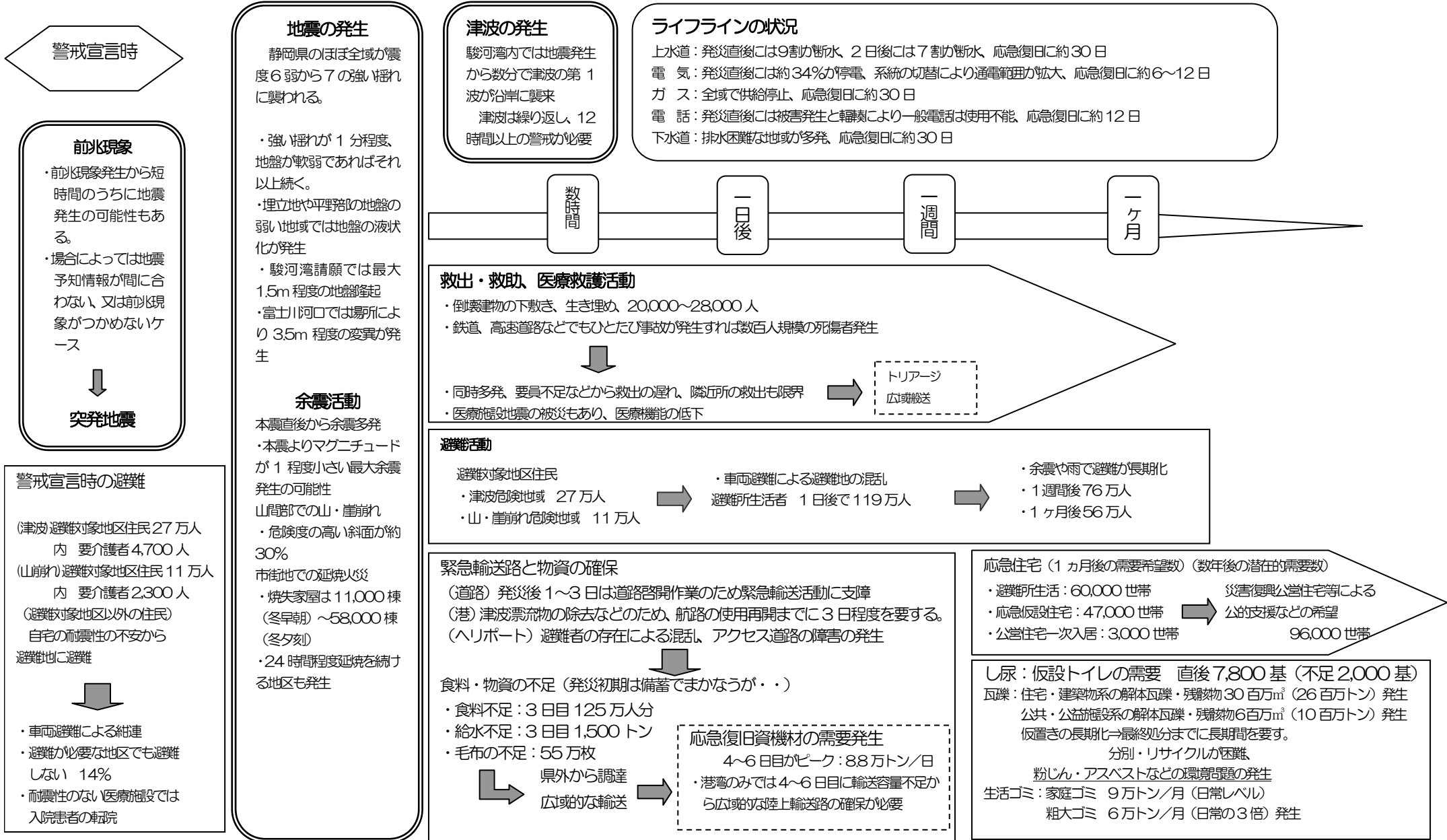
No.	(ふりがな) 氏名	続柄	明・大・昭・平 年月日	血液型		昼間の居場所（平日）	緊急時の自主防災 可能＝○ 不可能＝×			防災上の参考事項役に 立つ資格・技能災害時 要援護者の状況等
				ABO	Rh		平日	休日	夜間	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

プライバシーの保護に配慮して自主防災組織が責任を持って保管する。 自主防災組織名（ ）

■災害時要援護者台帳(モデル)

状態	災害時要援護者氏名 住所、電話番号		特記事項	連絡先（支援者、民生委員など）			
				平日の昼間		夜間及び休日	
				氏名	連絡先	氏名	連絡先
	電話			①		①	
				②		②	
				③		③	
				④		④	
	電話			①		①	
				②		②	
				③		③	
				④		④	
	電話			①		①	
				②		②	
				③		③	
				④		④	

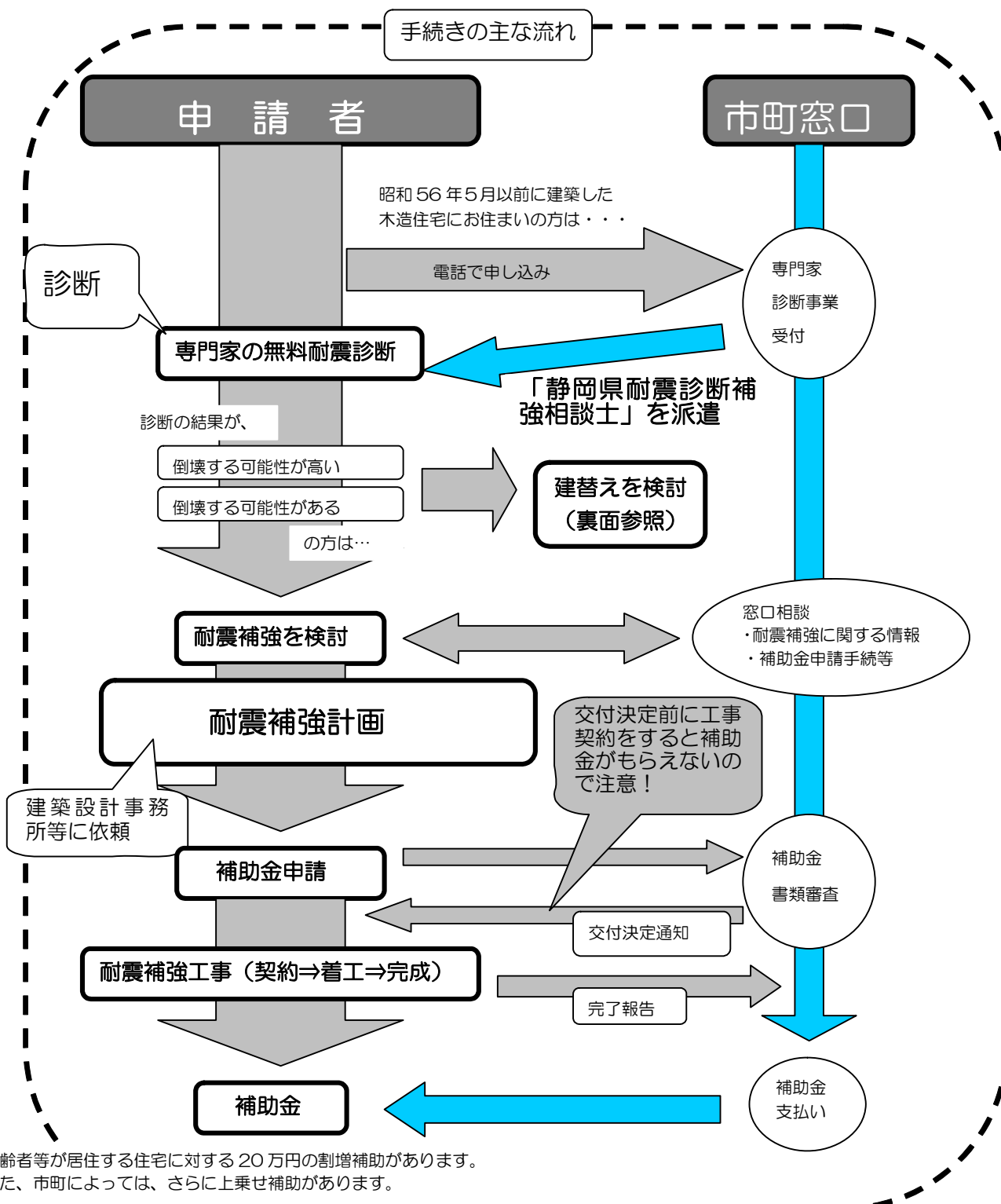
7.東海地震による被害発生と応急対応のシナリオの概要 (注：被害想定数字は四捨五入した概数で表示)



8.プロジェクト「TOUKAI（東海・倒壊）^{トウカイ}—0^{ゼロ}」

耐震補強工事で補助金が受けられます

県では予想される東海地震からひとりでも多くの県民の生命を守るため、市町と一体となって木造住宅の耐震化のためのプロジェクト「TOUKAI（東海・倒壊）—0」を進めています。耐震補強をする人は30万円～の補助金が受けられるので、ぜひご利用ください。



耐震補強工事に30万円～の補助金が受けられます。
平成18年度からは、税金の優遇措置も！！

対象となる住宅

昭和56年以前に建築した木造住宅で、耐震補強の必要がある住宅です。
(専門家による耐震診断結果が1.0未満「倒壊する可能性が高い」「倒壊する可能性がある」となった住宅)

対象となる工事

筋かいや構造用合板による壁の補強などの、耐震性が高くなる工事です。
(耐震補強計画で、補強後の耐震評点が1.0以上(一応倒壊しない)となる工事
ただし、耐震評点が0.3以上あがる耐震補強工事に限る。)

交付決定前に工事契約すると補助金がもらえないので注意！

補助金額

一戸あたり30万円を上限とします。
高齢者等が居住する住宅に対し20万円の割増しがあります。市町によっては、さらに上乘せ補助があります。

平成18年度からは税金の優遇措置も受けられます

■所得税

特別控除/耐震補強工事費等から算定
した額を所得税額から控除
(最大20万円)

■固定資産税

減額措置/最長3年間、固定資産税が半額
・平成18年～21年までに工事を完了:3年間
・平成22年～24年までに工事を完了:2年間
・平成25年～27年までに工事を完了:1年間

●期間/平成25年12月31日までに工事実施 ●期間/平成27年12月31日までに工事完了

問い合わせ先

補助制度の有無や補助額など詳細は市町建築相談窓口へお問い合わせください。

建替えをする時は…

「しずおか住宅ローン優遇制度」を利用できます。
昭和56年5月以前に建築した木造住宅で、専門家による耐震診断結果が1.0未満となった住宅を
建て替える場合には、住宅ローンの金利優遇等を受けられます。
※優遇内容は金融機関によって異なります。ローンの申込み先は制度取扱金融機関となります。

9.ブロック塀の3分点検

以下の点検を行った結果、1つでも不適合があれば、そのブロック塀は危険性が大きく改善する必要があります。

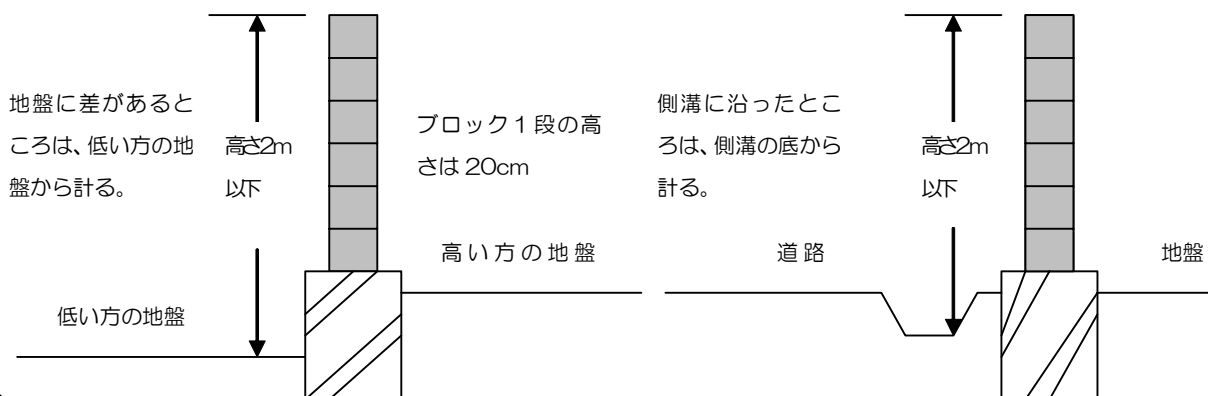
点検1 塀は高すぎないか

点検結果

適合

不適合

塀の高さは、地盤から2m以下かどうか調べてください。



点検2 塀の傾き、ひび割れはないか

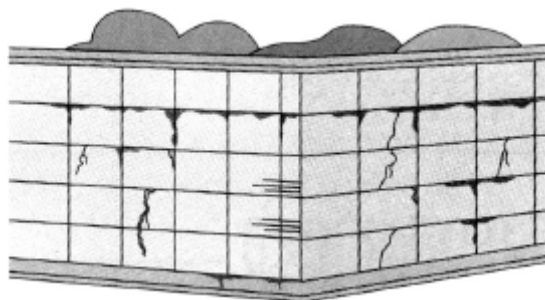
点検結果

適合

不適合

塀が傾いたり、ひび割れしていないか、また鉄筋が錆びていないか調べてください。

『鉄筋の入っているところに沿ってブロックが茶色ににじんでいたたり、はじけていたら、中の鉄筋が錆びています。』



点検3 控え壁はあるか

点検結果

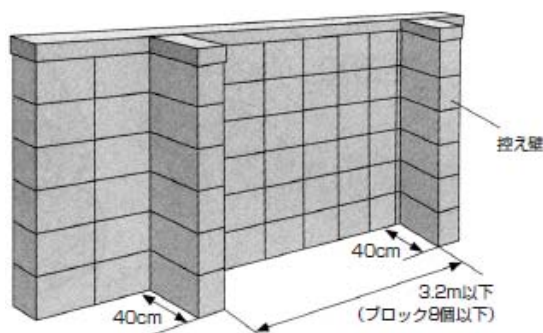
適合

不適合

注) 塀の高さが1.2mを超えるお宅の方のみ点検してください。

次の①、②について調べてください。

- ① 控え壁は塀の長さ3.2m以下ごとにあるか
- ② 控え壁の長さは40cm以上あるか



災害用伝言ダイヤル

災害発生後、家族や親戚などの安否を確認した時、NTTの「災害用伝言ダイヤル」(171)があります。被災者の方が録音した安否情報などを、全国に設置された「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて確認することができます。

<東海地震注意情報 警戒宣言発令時>

- 緊急を要しない電話は控えてください。
- 安否確認は、状況に応じて提供する災害用伝言ダイヤル「171」を利用願います。

<発災時>

- 緊急を要しない電話は控えてください。
- 災害用伝言ダイヤル「171」を利用願います。
- 災害時に優先される公衆電話、避難所特設公衆電話を利用願います。

<災害用伝言ダイヤルの利用体験について>

被災地優先
伝言の録音

171 をダイヤル
録音の場合 1 をダイヤル
市外局番 (0XX) XXX-XXXX
自宅 (被災地内) の電話番号をダイヤル

伝言の再生

171 をダイヤル
再生の場合 2 をダイヤル
市外局番 (0XX) XXX-XXXX
被災地の方の電話番号をダイヤル

	何時・時期	時間	利用エリア等
毎月1日	毎月1日・正月三が日	24時間	全国 最大10伝言 保持6時間
防災とボランティア週間	1/15~1/21	1/15 9:00~1/21 17:00	
防災週間	8/30~9/5	8/30 9:00~9/5 17:00	

MEMO

編集・発行：静岡県総務部防災局
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL.054-221-3366 (防災情報室)
FAX.054-221-3252

インターネットによる防災情報は、静岡県防災局のホームページと
静岡県地震防災センターのホームページで提供しています。

(静岡県防災局)・・・<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/>

(静岡県地震防災センター)・・・<http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/>

